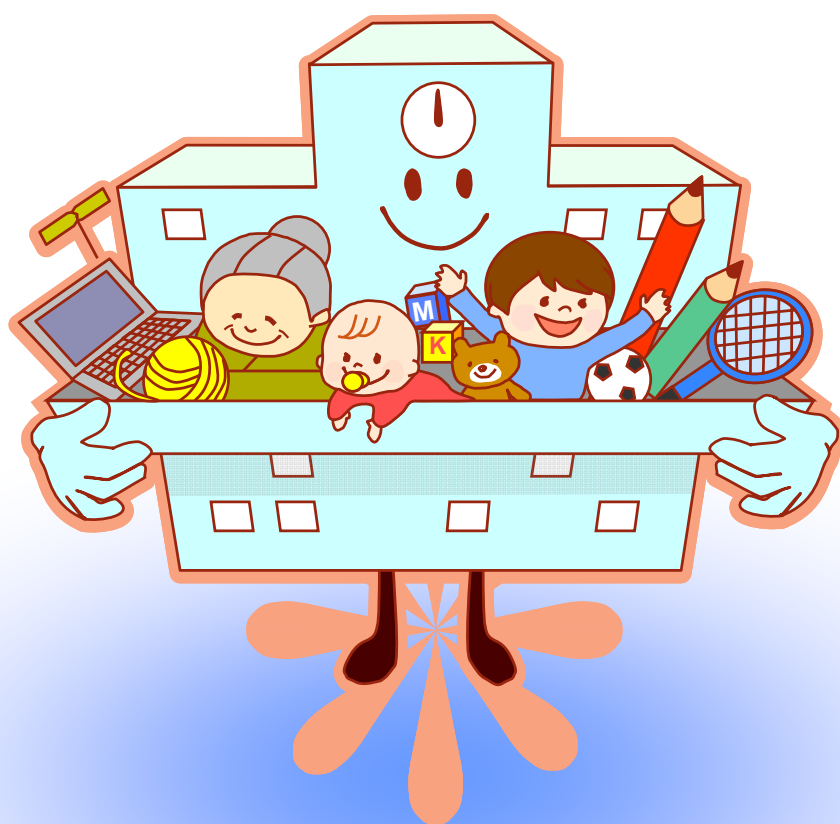


余裕教室を活用した保育所整備について

～学校施設の有効活用に関する調査研究報告書～



国立教育政策研究所 文教施設研究センター
「学校施設の有効活用に関する調査研究」研究会

はじめに

平成22年1月29日に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」においては、平成26年度までの5年間に26万人分の公的保育サービスの受け入れ児童数を拡充する数値目標を掲げています。全国の待機児童の約8割がいわゆる都市部に集中し、これらにおいては保育所整備に必要なスペースの確保が容易ではないことに鑑み、保育所整備の具体的方策として、とりわけ都市部において、小中学校の余裕教室や幼稚園等の既存の社会資源の活用、賃貸物件を活用した保育所分園の整備、家庭的保育の拡充などを推進することを掲げています。

また、保育所の待機児童対策に関連して、各都道府県に設けられている「安心子ども基金」により地域の余裕スペースを活用した保育所分園の設置や家庭的保育（保育ママ）の充実が図られてきました。

しかし一方で、地域の余裕スペースの活用に当たっては、児童福祉主管部局のみならず、地方自治体の関係部局が一体となって連携・協力し、その有効活用と手続の円滑化などに取り組んでいく必要があります。また、国においても関係各府省がこの件に関し、連絡協議を行うこととされています。

このような状況を踏まえ、国立教育政策研究所では、文部科学省からの要請を受け、厚生労働省とも連携して、余裕教室を保育所に活用する際の問題点や推進方策を検討するための調査研究を実施することとしました。

学校施設においては、児童生徒数の減少に伴って発生する余裕教室を社会教育施設等に転用する事例は多数あるものの、保育所への転用事例は少ない状況です。余裕教室を利用した保育所整備の実態調査を通じて、施設計画上の課題を整理し、学校施設の有効活用促進に必要な知見を得ることを目的として本調査研究を実施しました。

本報告書では、保育所の設置形態により5つのタイプに区分、施設利用や運営面の特徴を整理、分析し、その結果を余裕教室を活用した保育所整備を推進するための留意点としてとりまとめました。

本調査研究の成果が、学校施設の設置者や待機児童対策の関係者にとって有用な参考資料として活用されることを期待しています。

平成24年9月

目 次

はじめに

第1章 余裕教室を活用した保育所整備に関するアンケート調査	1
1. アンケート調査の実施方法	1
2. アンケート調査の集計結果 ー教育委員会に対する調査ー	2
3. アンケート調査の集計結果 ー保育担当部局に対する調査ー	6
4. アンケート調査の集計結果 ー教育委員会と保育担当部局に対する共通の調査ー	17
5. アンケート調査の集計結果のまとめ	21
第2章 余裕教室を活用した保育所整備の先進事例	25
1. 市川市立南新浜小学校・行徳第二保育園分園	26
2. 福岡市立賀茂小学校・こぐま保育園分園	32
3. 福岡市立有住小学校・こぐま保育園分園	37
4. 品川区立三木小学校・西品川保育園分園	42
5. 品川区立中延小学校・中延保育園分園	47
6. 横浜市立野庭すずかけ小学校・SUNはるかぜ保育園	52
7. 世田谷区立砧南中学校・砧南らる保育園本園	57
8. 松島町立松島第二小学校・高城保育所分園	62
第3章 アンケート調査及び先進事例調査からみた施設利用実態	67
1. 設置形態による区分と施設利用や運営面の特徴	67
2. 施設設計の前提となる保育所運営に関する分析	73
3. 改修面積及び改修工事費に関する分析	77
4. 保育所整備の効果と課題に関する分析	80
第4章 余裕教室を活用した保育所整備を推進するための留意点	81
1. 教育委員会と保育担当部局の連携を強化する体制づくり	81
2. 保育所使用スペースを捻出する工夫	82
3. 余裕教室の有効活用に関する基本的な考え方	83
参考資料	
1. 余裕教室を活用した保育所整備に関するアンケート調査表	85
2. 余裕教室を活用した保育所整備の概要	91
3. 関係法令等	93
4. 学校施設の有効活用に関する調査研究（要項）	104

第1章 余裕教室を活用した保育所整備に関するアンケート調査

1. アンケート調査の実施方法

本調査研究では、余裕教室を活用した保育所整備に関する現状及び課題を明らかにするために、アンケート調査を実施した。

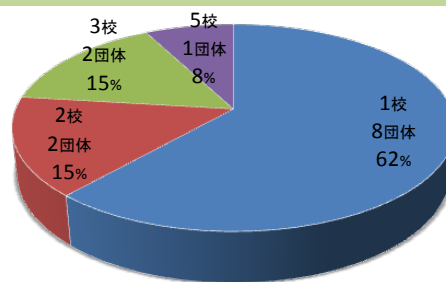
調査対象は、文部科学省が行った余裕教室の活用状況に関する調査（平成21年5月1日現在）で、余裕教室を活用して保育所を整備した学校20校（小学校18校、中学校2校）に加えて、文教施設研究センターが把握した3校（小学校3校）計23校とした。

平成22年9月に調査対象校を所管する教育委員会及び保育担当部局（13市区町）に調査票を配布し、全ての教育委員会及び保育担当部局から回答を得た。なお、保育担当部局に対する調査票の配布及び回収は、教育委員会経由で行った。

○ 調査対象となった市区町村の概要

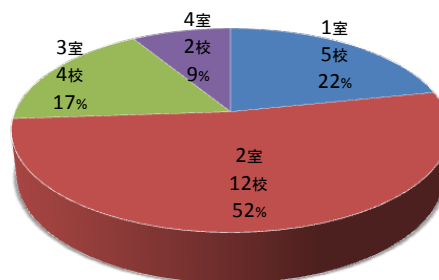
市区町村当たりの学校数 【n=13、市区町村】

市区町村当たりの学校数は、「1校」が8団体（62%）で最も多い。次いで「2校」が2団体（15%）、「3校」が2団体（15%）、「5校」が1団体（8%）となっている。



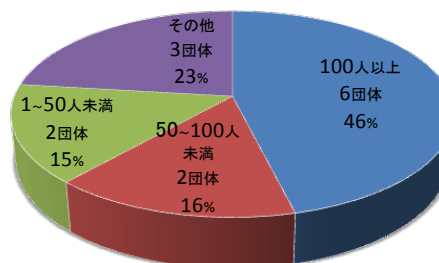
1校当たりの転用教室数 【n=23、学校】

1校当たりの転用教室数は、「2室」が12校（52%）で最も多い。次いで「1室」が5校（22%）、「3室」が4校（17%）となっている。



待機児童数 【n=13、市区町村】

平成22年度の待機児童数は、「100人以上」6団体（46%）、「50～100人未満」2団体（16%）、「1～50人未満」2団体（15%）である。待機児童がないところも3団体ある。



2. アンケート調査の集計結果－教育委員会に対する調査－

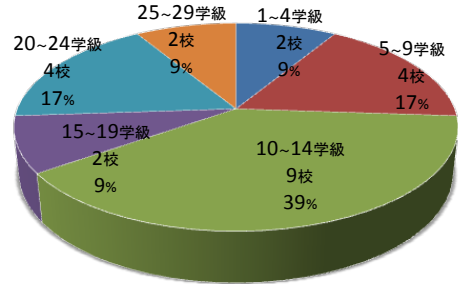
各質問毎の集計結果は次のとおりである。集計は 23 校を母数とし、いずれか一つを選択する問は円グラフ、複数回答の問は棒グラフで表示した。なお、保育担当部局と共通する質問（問 13～15）は、保育担当部局の回答と並べて記載した。（17～21 頁）

(1) 学校の概要について

普通学級数

【問 1：n=23、教育委員会回答】

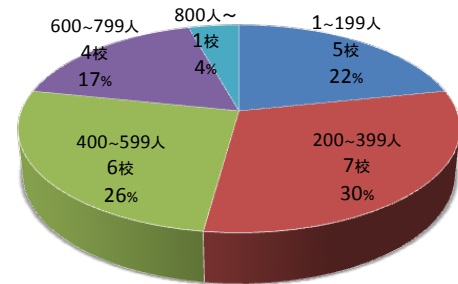
普通学級数は、「10～14 学級」が 9 校（39%）で最も多い。次いで「5～9 学級」及び「20～24 学級」が各 4 校（17%）となっている。



児童生徒数

【問 1：n=23、教育委員会回答】

児童生徒数は、「200～399 人」が 7 校（30%）で最も多い。次いで「400～599 人」が 6 校（26%）、「1～199 人」が 5 校（22%）となっている。

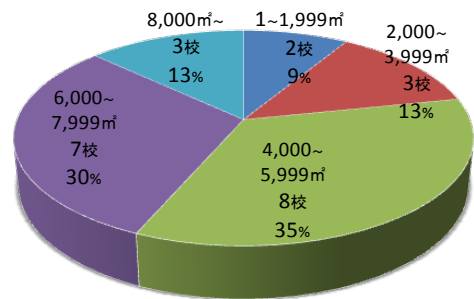


校舎延べ床面積

【問 2：n=23、教育委員会回答】

校舎の延べ床面積は、「4,000～5,999 m²」が 8 校（35%）で最も多い。次いで「6,000～7,999 m²」が 7 校（30%）となっている。

平均値	5,464
最小値	773
最大値	8,808

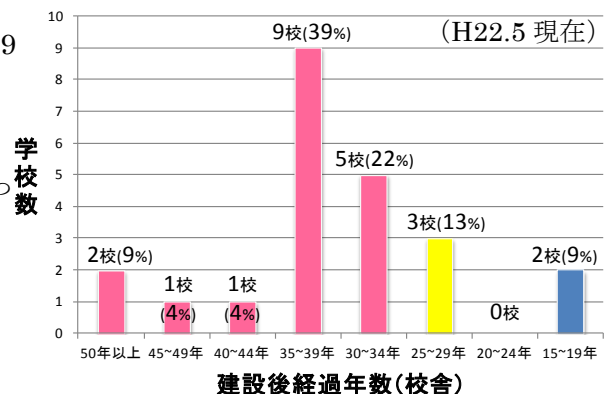


建設後経過年数（校舎）

【問 2：n=23、教育委員会回答】

校舎の建設後経過年数は、「35～39 年」が 9 校（39%）で最も多い。次いで「30～34 年」が 5 校（22%）となっている。

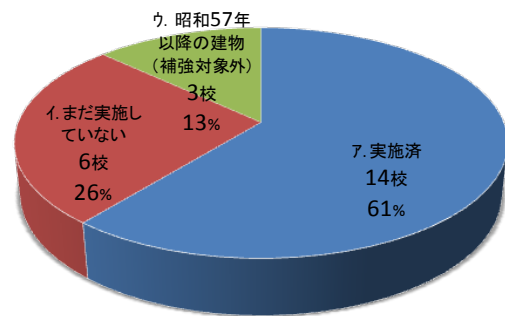
30 年以上を合計すると、18 校（78%）となっている。



耐震補強（校舎）

【問 2：n=23、教育委員会回答】

校舎の耐震補強は、「ア.実施済」が 14 校（61%）で最も多い。次いで「イ.まだ実施していない」が 6 校（26%）、「ウ.昭和 57 年以降の建物（耐震補強対象外）」が 3 校（13%）である。「エ.わからない」は 1 校も無かった。なお、診断の結果補強不用の校舎は「ア.実施済」に分類した。



(H22.5 現在)

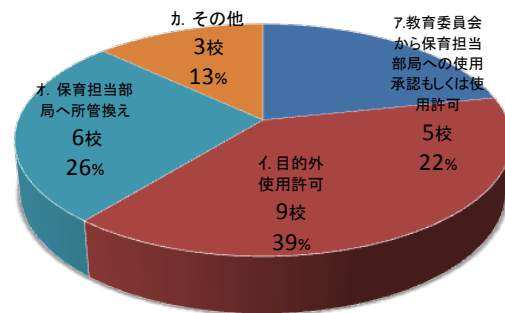
(2) 保育所として使用している部分について

貸借に関する契約

【問 3：n=23、教育委員会回答】

保育所として使用している部分は、「イ. 目的外使用許可」が 9 校（39%）で最も多い。次いで「オ.保育担当部局への所管換え」が 6 校（26%）、「ア.教育委員会から保育担当部局への使用承認もしくは使用許可」が 5 校（22%）となっている。

なお、「ウ」は、当初その他に分類したが、回答が多かったため、新たな選択肢として分類した。

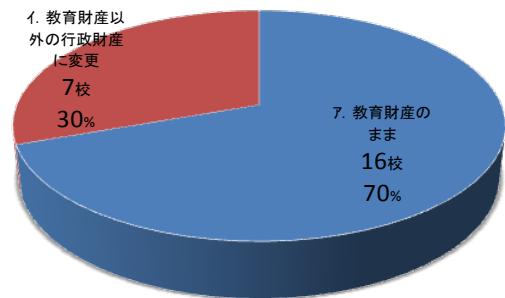


ウ、エは回答なし

財産区分

【問 4：n=23、教育委員会回答】

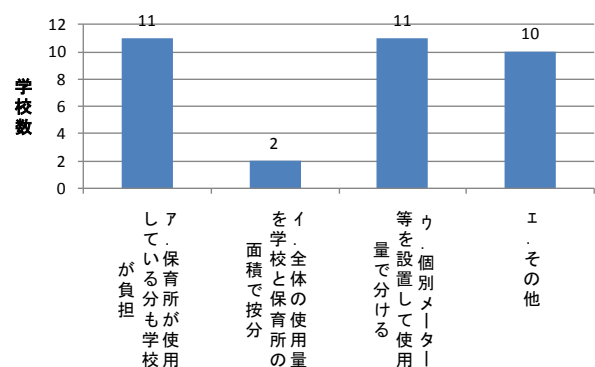
財産区分は、「ア.教育財産のまま」が 16 校（70%）で最も多い。次いで「イ.教育財産以外の行政財産に変更」が 7 校（30%）となっている。



光熱水費区分

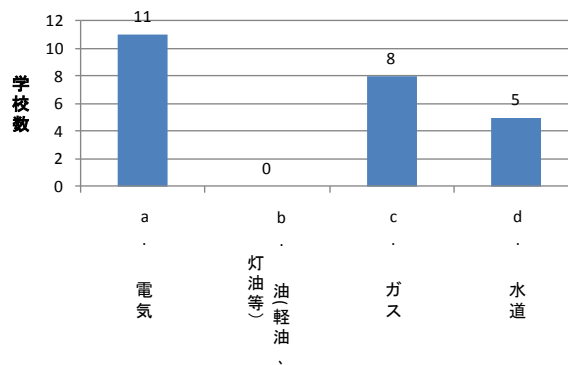
【問 5：n=23、教育委員会回答】（複数回答）

光熱費の区分は、「ア.保育所が使用している分も学校が負担」及び「ウ.個別メーター等を設置して使用量で分ける」が各々 11 校（48%）で最も多い。「エ.その他」は 10 校（43%）で、電気・ガスは使用量に応じて負担し水道は面積按分している場合や、ガスは保育所で別途契約している場合などとなっている。既設校舎に学校以外の施設を入れる場合の光熱水費の区分が一様では無いこと



を示している。

「ウ.個別メーター等を設置して使用量で分ける」の11校の内、「a.電気」が11校（100%）「c.ガス」が8校（35%）、「d.水道」が5校（22%）となっている。

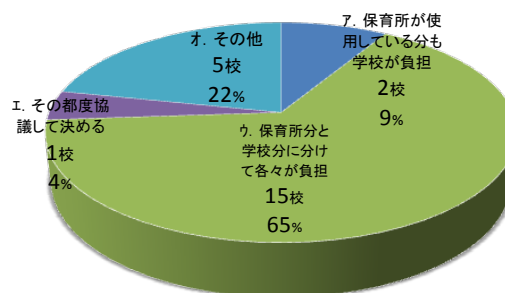


施設保全費用分担

【問6：n=23、教育委員会回答】

施設保全費用（修繕、老朽更新等）の分担は、「ウ.保育所分と学校分に分けて各々が負担」が15校（65%）で最も多い。

「オ.その他」は5校（22%）で、その内容は「不明瞭のものはその都度協議」としている。ヒアリングによると、例えば、水道管の修理など共用で利用する設備を修理する場合、学校と保育所の負担割合が明確でないことなど。



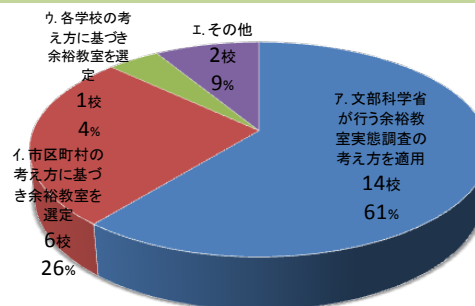
イは回答なし

(3) 余裕教室を活用した保育所整備の実施プロセスについて

余裕教室の考え方

【問8：n=23、教育委員会回答】

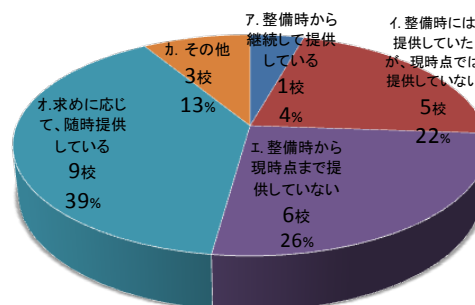
どのような教室を余裕教室としているかについては、「ア.文部科学省が行う余裕教室実態調査の考え方を適用」が14校（61%）で最も多い。次いで「イ.市区町村の考えに基づき余裕教室を選定」が6校（26%）となっている。



余裕教室の情報提供

【問9：n=23、教育委員会回答】

教育委員会から余裕教室の情報を保育担当部局に提供しているかについては、「オ.求めに応じて、随時提供している」が9校（39%）で最も多い。次いで「エ.整備時から現時点まで提供していない」が6校（26%）、「イ.整備時には提供していたが、現時点では提供していない」が5校（22%）となっている。



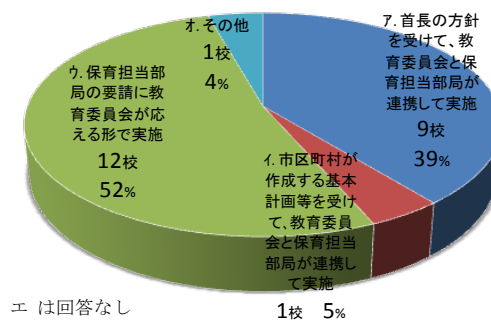
ウは回答なし

なお、「オ」は、当初その他に分類したが、回答が多かったため、新たな選択肢として分類した。

保育所整備のきっかけ

【問 10：n=23、教育委員会回答】

余裕教室を活用した保育所整備をどのような手順で進めたかについては、「ウ. 保育担当部局の要請に教育委員会が応える形で実施」が 12 校（52%）で過半を占める。次いで「ア. 首長の方針を受けて教育委員会と保育担当部局が連携して実施」が 9 校（39%）となっている。

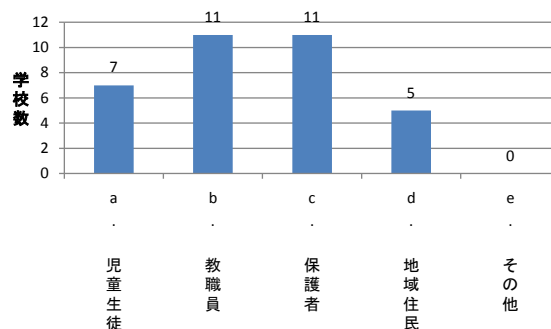
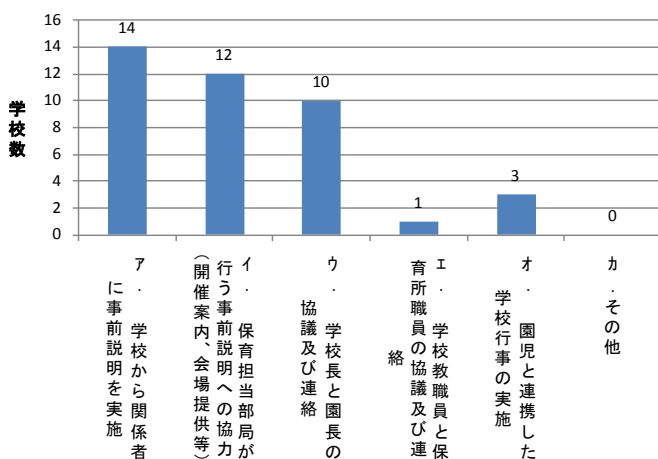


学校（教育委員会）の対応

【問 11：n=23、教育委員会回答】（複数回答）

実施プロセスで学校（教育委員会を含む）が行った対応については、「ア. 学校から関係者に事前説明を実施」が 14 校（61%）で最も多い。次いで、「イ. 保育担当部局が行う事前説明への協力（開催案内、会場提供等）」が 12 校（52%）、「ウ. 学校長と園長の協議及び連絡」が 10 校（43%）となっており、平均 1.7 個の回答を得た。

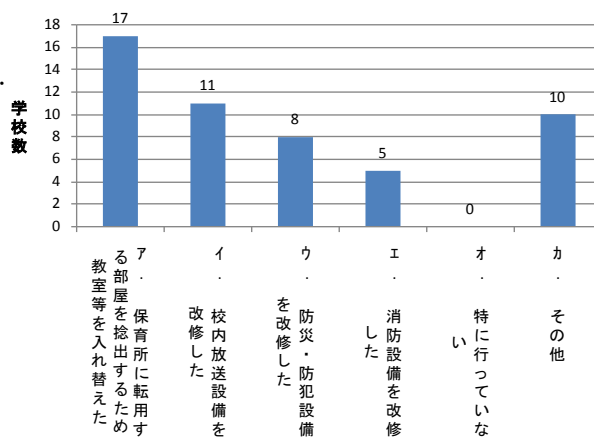
「ア.」を選んだ場合の説明対象者は、「b. 教職員」及び「c. 保護者」が 11 校（79%）で最も多い。次いで、「a. 児童生徒」7 校（50%）、「d. 地域住民」5 校（36%）となっている。



既存校舎の部屋の移動等

【問 12：n=23、教育委員会回答】（複数回答）

保育所への一部転用に際し、既存校舎の改修や部屋の移動を行ったかについては、「ア. 保育所に転用する部屋を捻出するため教室等を入れ替えた」が 17 校（74%）で最も多い。次いで「イ. 校内放送設備を改修した」が 11 校（48%）、「ウ. 防災・防犯設備を改修した」が 8 校（35%）となっている。保育所を整備するために学校の多くは教室の入れ替えを行っていることが分る。「カ. その他」10 校の具体的な内容は次のとおり。



●「カ.その他」の具体的な内容

- ・保育園側が防災・防犯設備、消防設備を改修した
- ・建具による防音対策
- ・外部からの出入口設置、内部改造、
- ・便所改修、玄関改修、道路からのアプローチ整備

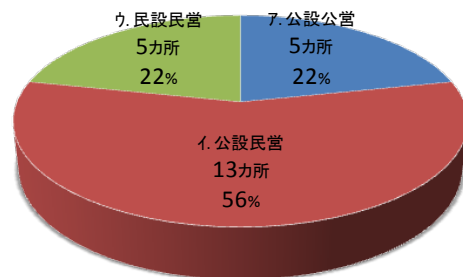
3. アンケート調査の集計結果－保育担当部局に対する調査－

(1) 余裕教室を活用した保育所の概要

運営形態

【問 1：n=23、保育担当部局回答】

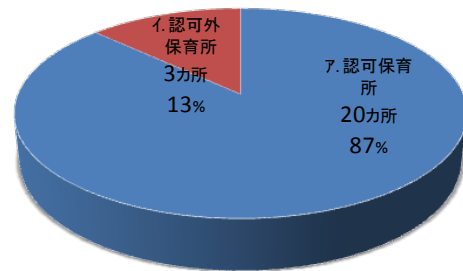
保育所の運営形態は、「イ.公設民営」が 13カ所（56%）で過半を占める。次いで「ア.公設公営」及び「ウ.民設民営」が 5カ所（22%）となっている。



施設の位置付け

【問 1：n=23、保育担当部局回答】

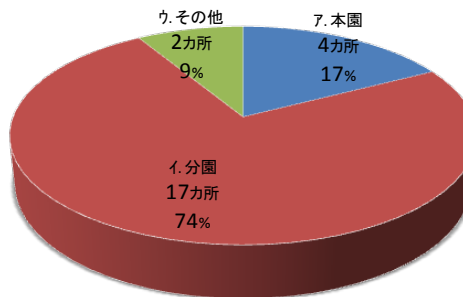
施設の位置付けは、「ア.認可保育所」が 20カ所（87%）、「イ.認可外保育所」が 3カ所（13%）となっている。



設置区分

【問 1：n=23、保育担当部局回答】

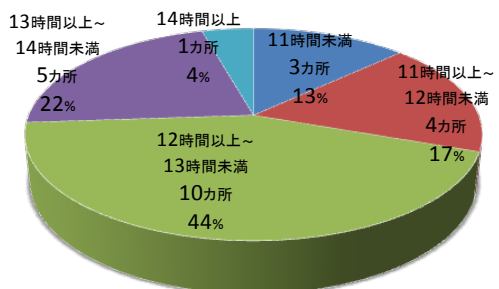
保育所の設置区分は、「イ.分園」が 17カ所（74%）、次いで「ア.本園」が 4カ所（17%）、「ウ.その他」が 2カ所（9%）となっている。



開所時間数（平日）

【問 1：n=23、保育担当部局回答】

保育所の開所時間数（平日、延長保育含む）は、「12 時間以上 13 時間未満」が 10カ所（44%）、次いで「13 時間以上 14 時間未満」が 5カ所（22%）、「11 時間以上 12 時間未満」が 4カ所（17%）となっており、平均は 11 時間 41 分となった。



具体的な開所時間については、次表のとおり。

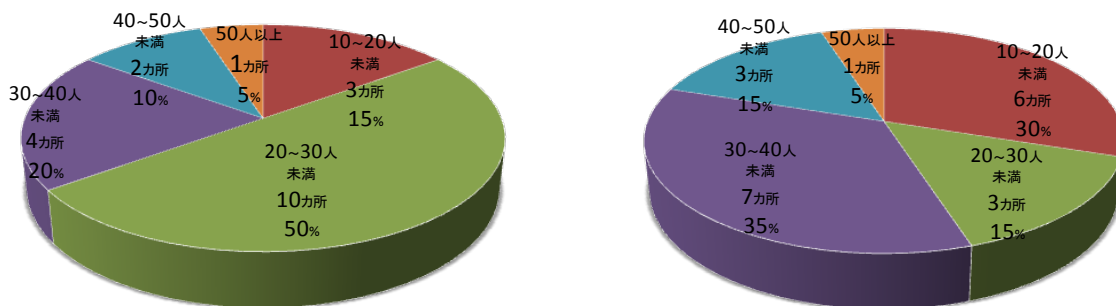
表1 余裕教室を活用した保育所の開所時間

分園・本園の別	待機児童数	整理番号	開所時間数	時間																施設の位置付け
				7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00			
分園	100人以上	13	平日	12h15m	1h30m	8h										2h45m				認可
			土曜日	9h30m	1h30m	8h														
		14	平日	13h	1h30m	8h										3h30m				認可
			土曜日	11h	1h30m	8h										1h30m				
		16	平日	13h	1h30m	8h										3h30m				認可
			土曜日	13h	1h30m	8h										3h30m				
		9	平日	11h	1h															認可
			土曜日	11h	1h															
		19・20・21	平日	11h	1h															認可
			土曜日	9h	9h															
11	平日	12h	1h															認可		
	土曜日	0h																		
5	平日	12h	1h45m	8h										2h15m				認可		
	土曜日	10h15m	1h45m	8h						5h30m										
4	平日	13h	2h	8h										3h				認可		
	土曜日	10h30m	2h	8h						5h30m										
6	平日	12h	1h15m	8h										2h45m				認可		
	土曜日	8h45m	1h15m	4h						3h30m										
8	平日	13h	1h											2h				認可		
	土曜日	13h	1h											2h						
—	—	10	平日	13h30m	1h30m														認可外 (都認註)	
分園	50人以上 100人未満	7	平日	12h	30m	8h30m									3h				認可	
			土曜日	4h		4h														
分園	1人以上 50人未満	3	平日	12h	1h30m	8h									2h30m				認可	
			土曜日	10h45m	1h15m	3h30m						8h								
本園	100人以上	12	平日	14h	1h30m	8h									4h30m				認可	
			土曜日	11h	1h30m	8h									1h30m					
本園	1人以上 50人未満	15	平日	12h15m	1h15m	8h									3h				認可	
			土曜日	6h45m	1h15m	5h30m														
分園	1人以上 50人未満	17	平日	12h	1h30m										30m				認可	
			土曜日	12h	1h30m										30h					
分園	待機児童 対策ではない	2	平日	10h30m	30m	8h									2h				認可	
			土曜日	10h30m	30m	8h									2h					
本園	18	平日	8h		8h														認可外	
本園	18	土曜日	0h																認可外	

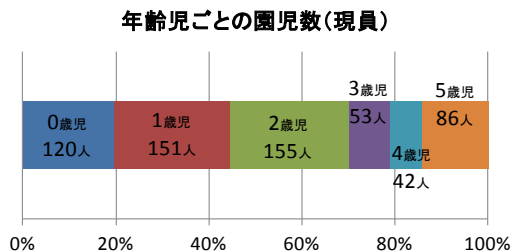
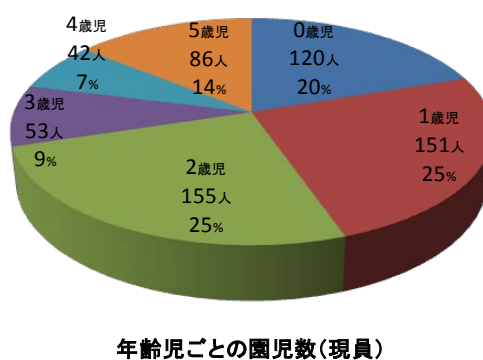
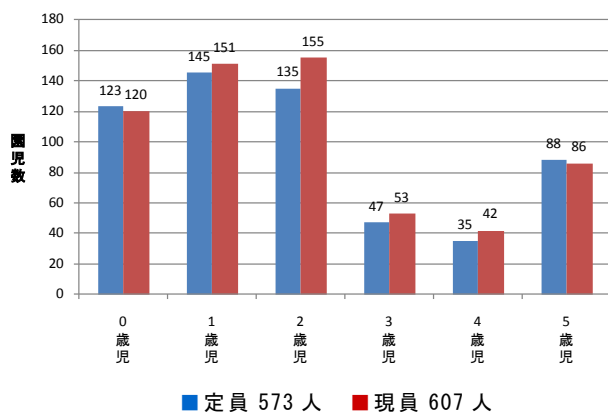
(参考)

実際に即した普通教室の使用時間	使用時間数	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00
小学校	平日	7h30m													
中学校	平日	8h30m													

調査対象（23カ所）のうち、平成22年度の待機児童数が1人以上の市区町村に設置された保育所は20カ所である。これら20カ所の定員と現員を調べてみると、定員は、「20～30人未満」が10カ所（50%）、次いで「30～40人未満」が4カ所（20%）で、平均28.7人となっている（下左図）。定員が最も多かったのは60人、最も少なかったのは15人である。現員は、「30～40人未満」が7カ所（35%）、次いで「10～20人未満」が6カ所（30%）で、平均30.4人となっている（下右図）。



年齢児毎の園児数は、乳児（0～2歳児）が全体の70%を占めている（下図）。現員が定員を下回っているのは、0歳児及び5歳児となっている。



乳幼児の年齢構成については次表のとおり。0～2歳児が7カ所（35%）、0～5歳児が3カ所（15%）となっており、全部で9種類ある。単年齢層のみで利用しているのは、0歳、2歳、5歳児である。

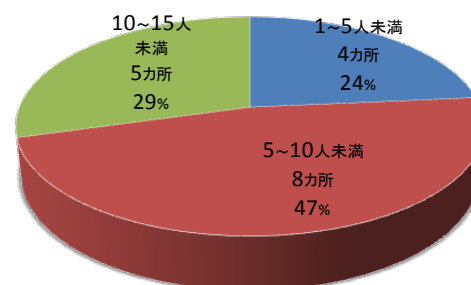
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	保育所数 本園／分園／認可外	
○	○	○	○	○	○	2	1
	○	○	○	○	○	2	
○	○	○	○			1	
○	○	○				6	1
	○	○				1	
○	○					1	
					○	2	
		○				1	
○						2	

(2) 余裕教室を活用した保育所が分園の場合

分園担当の職員数

【問3：n=17、保育担当部局回答】

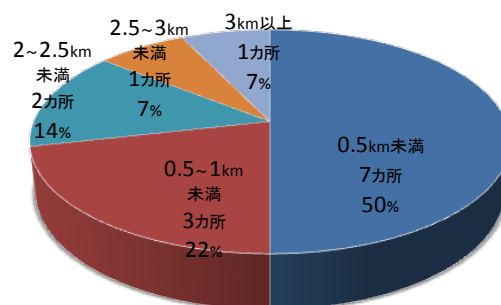
調査対象（23カ所）のうち17カ所が分園である。分園担当の職員数は、「5～10人未満」が8カ所（47%）、次いで「10～15人未満」が5カ所（29%）、「1～5人未満」が4カ所（24%）となっている。



本園までの距離

【問3：n=17（未回答3含む）、保育担当部局回答】

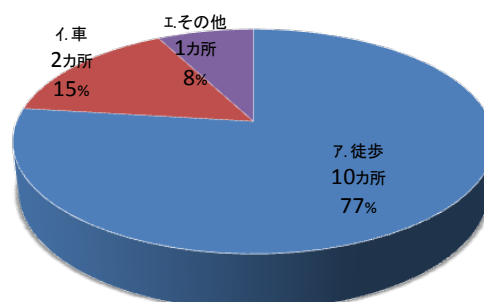
本園までの距離は、「0.5km未満」が7カ所（50%）、次いで「0.5～1km未満」が3カ所（22%）、「2～2.5km未満」が2カ所（14%）となっている。なお、今回調査対象となった分園は全て定員30人以下である。



本園までの交通手段

【問3：n=17（未回答4含む）、保育担当部局回答】

本園までの交通手段は、「ア.徒歩」が10カ所（77%）、次いで「イ.車」が2カ所（15%）となっている。「エ.その他」は、「行き来がない」と回答している。



(3) 園児と児童生徒の連携

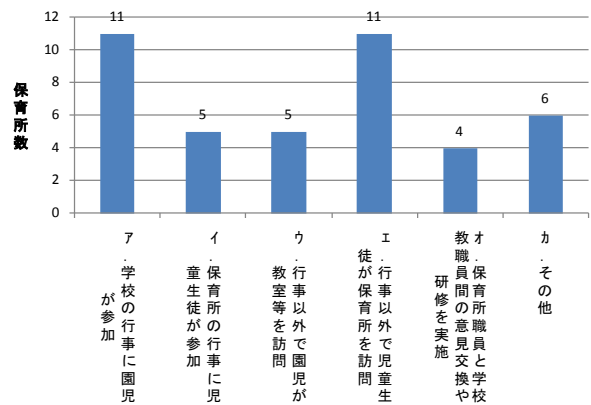
園児と児童生徒の連携

【問 4 : n=23、保育担当部局回答】（複数回答）

園児と児童生徒の連携は、「ア.学校の行事に園児が参加」及び「エ.行事以外で児童生徒が保育所を訪問」が各々11カ所（48%）、次いで「イ.保育所の行事に児童生徒が参加」及び「ウ.行事以外で園児が教室等を訪問」が各々5カ所（22%）となっている。

具体的な行事、活動内容は、「ア.」及び「イ.」は「運動会」が最多、「エ.」は「職場・保育体験」及び「家庭科保育実習」が最多となっている。

選択無ししの4カ所は、対象が乳幼児であった。各々の行事や活動の詳細は次のとおりである。



●「ア.学校の行事に園児が参加」の行事名

- ・運動会・体育祭(7)、避難訓練(2)、学習発表会、文化祭、作品展、収穫祭、キャンプ、どんど焼き、芋掘り、5歳児を迎える会、他

●「イ.保育所の行事に児童生徒が参加」の行事名

- ・運動会(3)、クリスマス会、やきいも大会、おもちつき大会、夏祭り、他

●「ウ.行事以外で園児が教室等を訪問」の活動内容

- ・学校探検(2)、お店屋さんごっこ等の催しの招待(2)、本の読み聞かせ、プール交流会、給食交流、他

●「エ.行事以外で児童生徒が保育所を訪問」の活動内容

- ・職場・保育体験(5)、家庭科保育実習(2)、本の読み聞かせ(2)、「町探検」で2年生が保育園訪問、ゲーム、他

●「カ.その他」

- ・日々の保育の中で保育室前の広い芝生スペースを一緒に利用
- ・職員の一人が学校関係者評価委員になっている

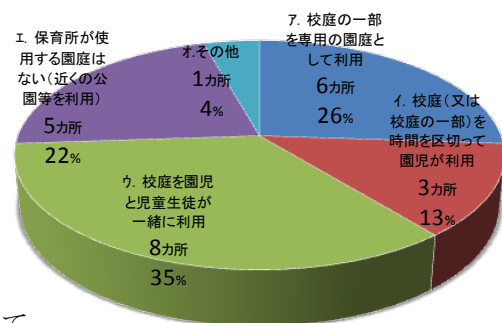
園庭の確保

【問 5 : n=23、保育担当部局回答】

園庭※は、「ウ.校庭を園児と児童生徒が一緒に利用」が8カ所（35%）、次いで「ア.校庭の一部を専用の園庭として利用」が6カ所（26%）、「エ.保育所が使用する園庭はない（近くの公園等を利用）」が5カ所（22%）となっている。

なお、「エ.」の中には、「本園の園庭を利用」している保育所や「内庭の一部をプール遊び等に利用」、「休校時等学校の了解を得て使用」など一時的に校庭を園庭に利用している回答が含まれる。

※ 本報告書及びアンケート調査では、屋外遊戯場（これに代わるべき場所を含む）を「園庭」と記載している。

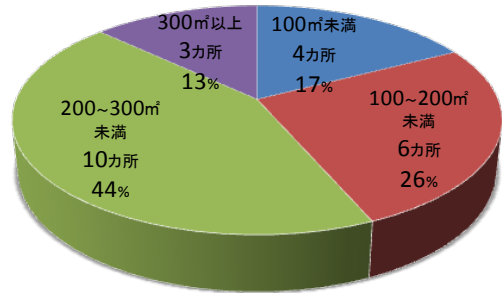


(4) 余裕教室を保育所へ転用するための改修工事

保育所の改修面積

【問 6 : n=23、保育担当部局回答】

保育所として使用する部分の改修面積は、「200～300㎡未満」が 10カ所（44%）、次いで「100～200㎡未満」が 6カ所（26%）、「100㎡未満」が 4カ所（17%）、「300㎡以上」が 3カ所（13%）で、1カ所当たりの平均は 224.6㎡、最も大きかったところは 583㎡、最も小さかったところは、50㎡である。

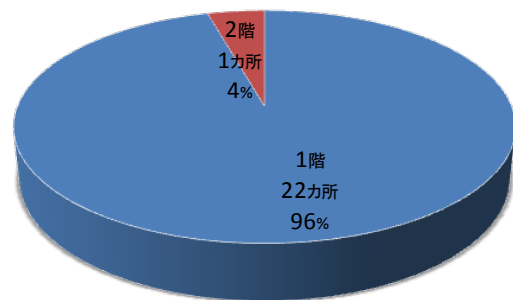
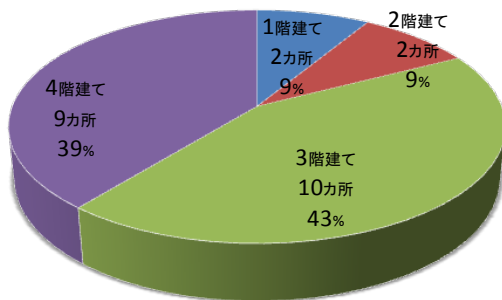


保育所の設置階

【問 6 : n=23、保育担当部局回答】

保育所を設置している校舎は、「3階建て」が 10カ所（43%）、次いで「4階建て」が 9カ所（39%）等となっている。（左図）

保育所として使用している階数は、1校を除き「1階」が 22カ所（96%）となっている。（右図） 「2階」にある保育所が 1カ所だけあるが、敷地に高低差があり、前面道路から屋外階段で直接出入りできる構造となっている。

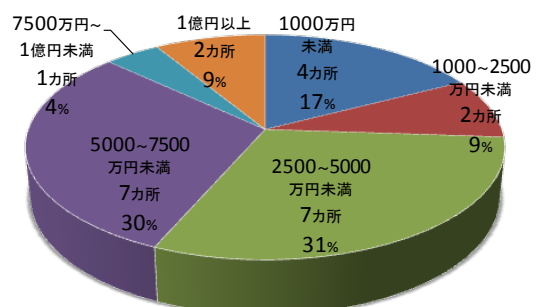


保育所の改修工事費

【問 6 : n=23、保育担当部局回答】

保育所の改修工事費は、「2,500～5,000万円未満」が 7カ所（30%）、次いで「5,000～7,500万円未満」が 7カ所（30%）、「1,000万円未満」が 4カ所（17%）、1校当たりの平均値は、4,518万円となっている。

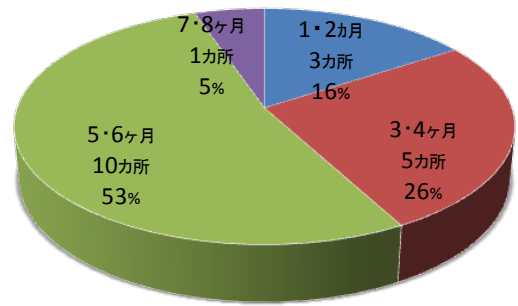
面積当たりの工事単価を計算すると 5千円～47.2万円/㎡、平均で 20.1万円/㎡となり、改修の内容や程度が様々なので、かなりの違いが見られる。（78 ページ表 6 参照）



保育所の改修工事期間

【問 6：n=23（未回答 4 含む）、保育担当部局回答】

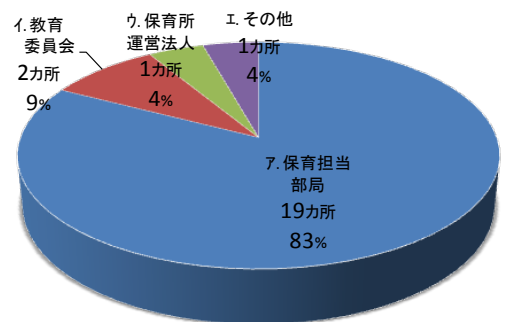
保育所の改修工事期間は、「5・6 ヶ月」が 10 カ所（53%）、次いで「3・4 ヶ月」が 5 カ所（26%）、「1・2 ヶ月」が 3 カ所（16%）、平均 4 ヶ月となっている。



改修工事の担当部局

【問 6：n=23、保育担当部局回答】

改修工事の担当部局は、「ア.保育担当部局」が 19 カ所（83%）、次いで「イ.教育委員会」が 2 カ所（9%）、「ウ.保育所運営法人」が 1 カ所（4%）、「エ.その他」（1 カ所）は「保育担当部局、教育委員会、保育所運営法人の三者で工事」となっている。

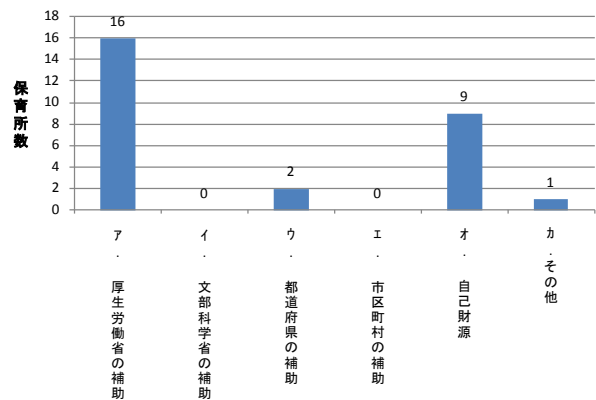


改修工事の財源

【問 6：n=23、保育担当部局回答】（複数回答）

改修工事の財源は、「ア.厚生労働省の補助」が 16 カ所（70%）、次いで「オ.自己財源」が 9 カ所（39%）、「ウ.都道府県の補助」が 2 カ所（9%）となっている。

「ア」と「ウ」の名称は下記のとおり。また「カ.その他」（1 カ所）は、起債（辺地債）である。



●「ア.厚生労働省の補助」名称

少子化対策臨時特例交付金(6)、社会福祉施設等施設整備及び設備整備費補助金(4)
保育所整備関係補助金(5)、保育対策等促進事業(1)

●「ウ.都道府県の補助」名称

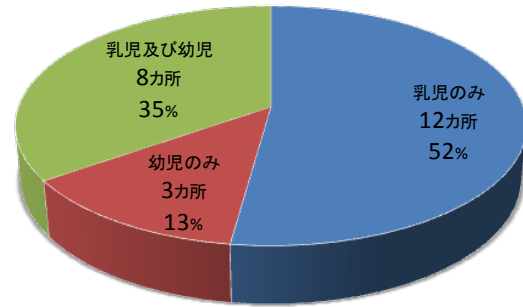
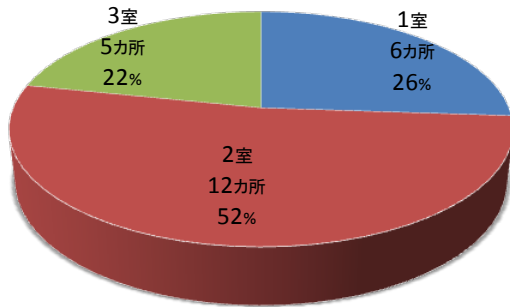
社会福祉施設等施設(設備)整備費国庫負担(補助)金(1)、元気な島づくりサポート事業補助金(1)

保育室の数・種類

【問 7：n=23、保育担当部局回答】

保育室の数は、「2 室」が 12 カ所（52%）、次いで「1 室」が 6 カ所（26%）、「3 室」が 5 カ所（22%）となっている。（左図）

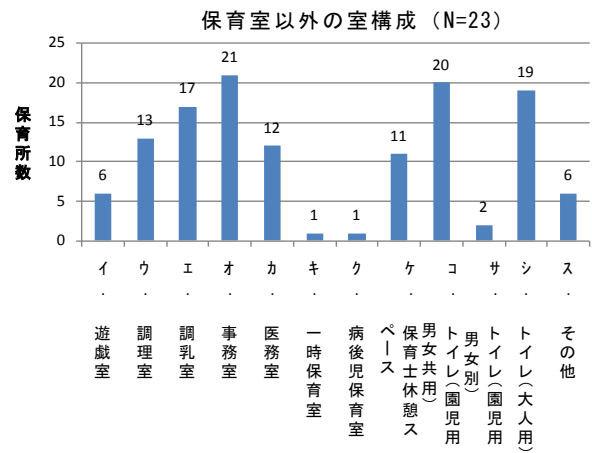
保育室の種類は、「乳児（0,1,2歳）のみ」が12カ所（52%）、次いで「乳児及び幼児（0～5歳）」が8カ所（35%）、「幼児（3,4,5歳）のみ」が3カ所（13%）となっている。（右図）



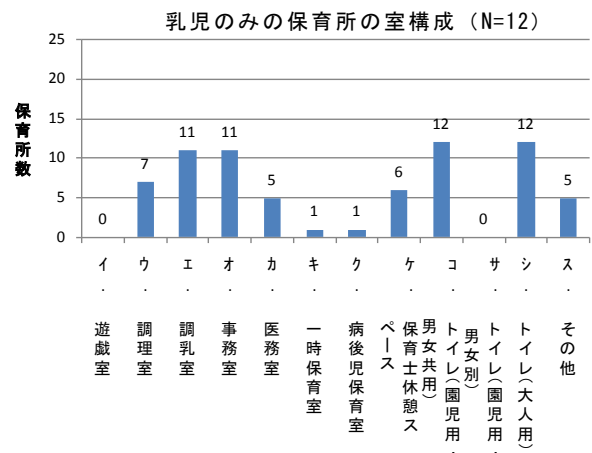
保育室以外の室の種類

【問7：n=23、保育担当部局回答】（複数回答）

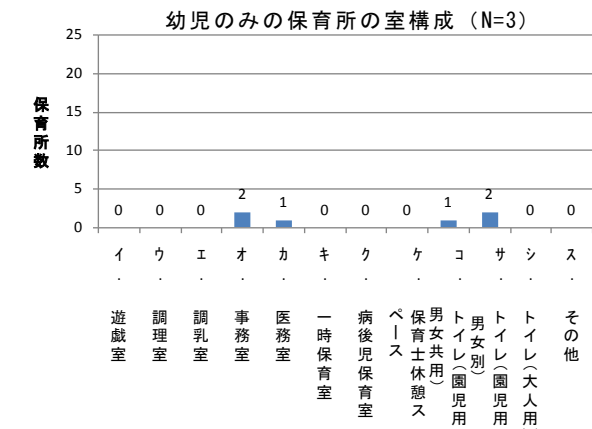
保育室以外の室は、「オ.事務室」が21カ所（91%）、次いで「コ.トイレ（園児用・男女共用）」が20カ所（87%）、「シ.トイレ（大人用）」が19カ所（83%）、「エ.調乳室」が17カ所（74%）、「ウ.調理室」が13カ所（57%）、「カ.医務室」が12カ所（52%）、「ケ.保育士休憩スペース」が11カ所（48%）となっている。



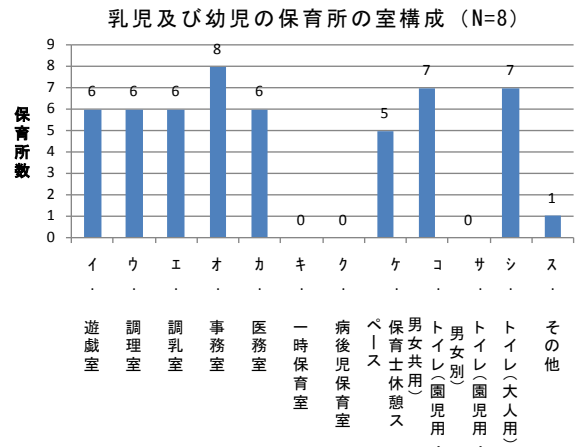
このうち、保育室の種類が「乳児（0,1,2歳）のみ」の12カ所では、「コ.トイレ（園児用・男女共用）」及び「シ.トイレ（大人用）」が12カ所（100%）、次いで「エ.調乳室」、「オ.事務室」が11カ所（92%）、「ウ.調理室」が7カ所（58%）、「ケ.保育士休憩スペース」が6カ所（50%）等となっている。選択した数は、5.9個であった。



保育室の種類が「幼児（3,4,5歳）のみ」の3カ所では、「オ.事務室」及び「サ.トイレ（園児用・男女別）」が2カ所（67%）、次いで「カ.医務室」及び「コ.トイレ（園児用・男女共用）」が1カ所（33%）となっている。選択した数は2個で乳児のみに比べて少ない。特に調理室、調乳室がないため、改修工事の負担が少ない。



保育室の種類が「乳児及び幼児」8カ所では、「オ.事務室」が8カ所（100%）、次いで「コ.トイレ（園児用・男女共用）」及び「シ.トイレ（大人用）」が7カ所（88%）、「イ.遊戯室」、「ウ.調理室」、「エ.調乳室」及び「カ.医務室」が6カ所（75%）、「ケ.保育士休憩スペース」が5カ所（63%）等となっている。選択した数は、6.5個であった。

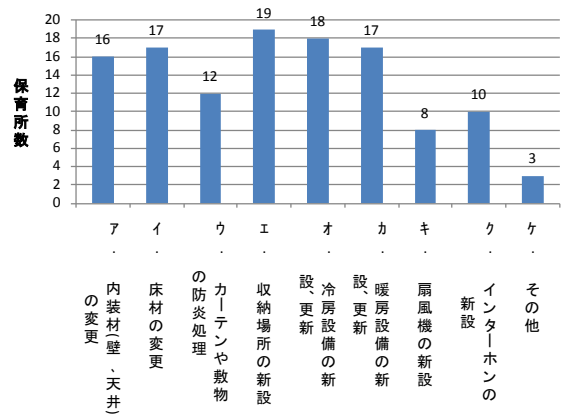


(5) 改修工事の内容

保育室

【問 8：n=23、保育担当部局回答】（複数回答）

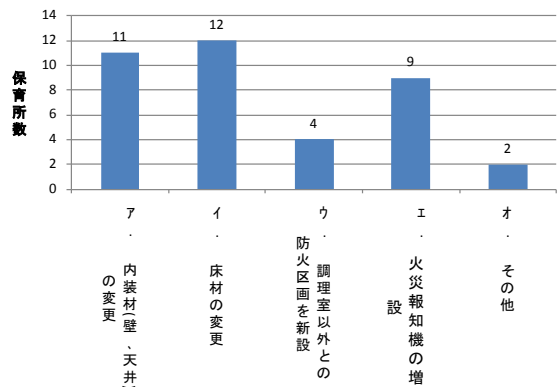
保育室の改修内容は、「エ.収納場所の新設」が19カ所（83%）、次いで「オ.冷房設備の新設、更新」が18カ所（78%）、「イ.床材の変更」及び「カ.暖房設備の新設、更新」が17カ所（74%）、「ア.内装材（壁、天井）の変更」が16カ所（70%）となっている。



調理室

【問 8：n=23、保育担当部局回答】（複数回答）

調理室の改修内容は「イ.床材の変更」が12カ所（52%）、次いで「ア.内装材（壁、天井の変更）」が11カ所（48%）、「エ.避難誘導灯の新設」が9カ所（39%）等となっている。その他（2カ所）は、「配膳台、冷蔵庫、冷凍庫、殺菌庫、食品棚、食品庫等」である。

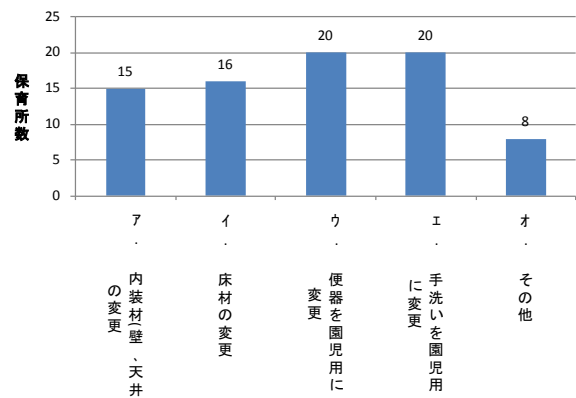


トイレ（園児用）

【問 8：n=23、保育担当部局回答】（複数回答）

トイレ（園児用）の改修内容は、「ウ.便器を園児用に変更」及び「エ.手洗いを園児用に変更」が20カ所（87%）、次いで「イ.床材の変更」が16カ所（70%）、「ア.内装材（壁、天井の変更）」が15カ所（65%）等となっている。

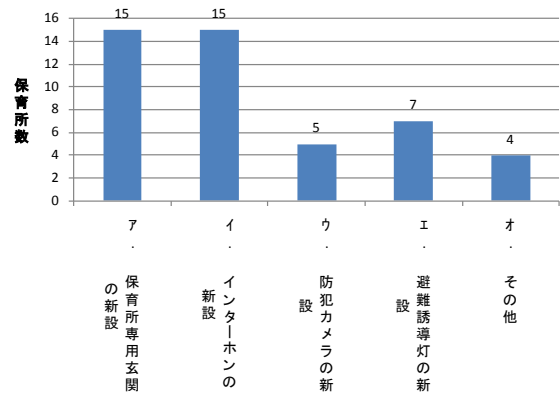
「オ.その他」の内訳は、沐浴槽、汚物流し、洗濯機パン、手洗い場のスロープの設置、便座のみの追加などである。



保育所用玄関

【問 8 : n=23、保育担当部局回答】（複数回答）

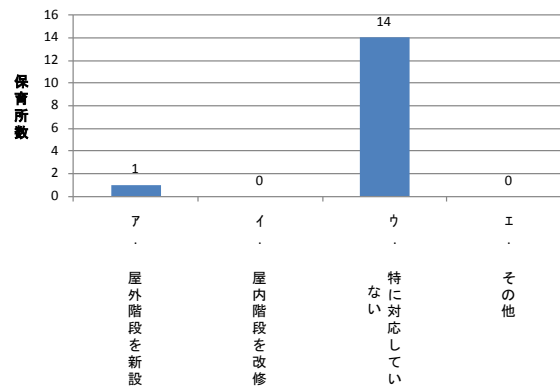
保育所用玄関の改修内容は、「ア.保育所専用玄関の新設」及び「イ.インターホンの新設」が 15 カ所（65%）、次いで「エ.避難誘導灯の新設」が 7 カ所（30%）等となっている。



階段

【問 8 : n=23、保育担当部局回答】（複数回答）

階段は、「ウ.特に対応していない」が 14 カ所（61%）、次いで「ア.屋外階段を新設」が 1 カ所（4%）となっている。

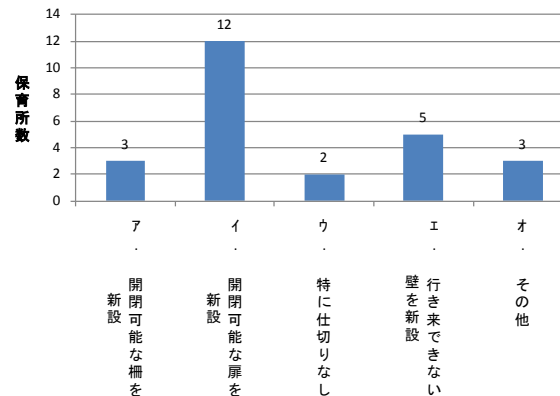


学校と保育所の区画

【問 8 : n=23、保育担当部局回答】（複数回答）

学校と保育所の区画は、「イ.開閉可能な扉を新設」が 12 カ所（52%）、次いで「エ.行き来できない壁を新設」が 5 カ所（22%）等となっている。

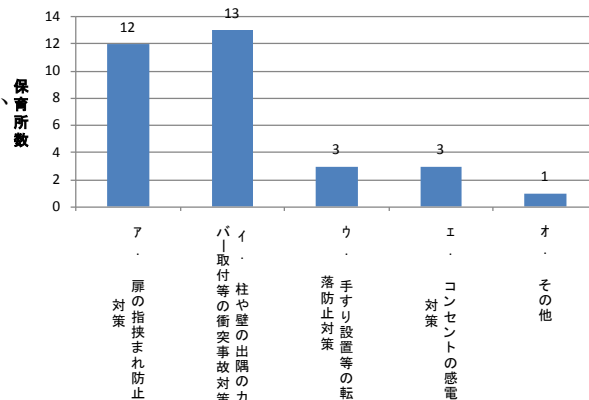
（注）管理運営面から扉を設ける場合や行き来できない壁を設ける場合には、防火や避難に関する法規制等にも注意が必要である。



園児の安全対策

【問 8 : n=23、保育担当部局回答】（複数回答）

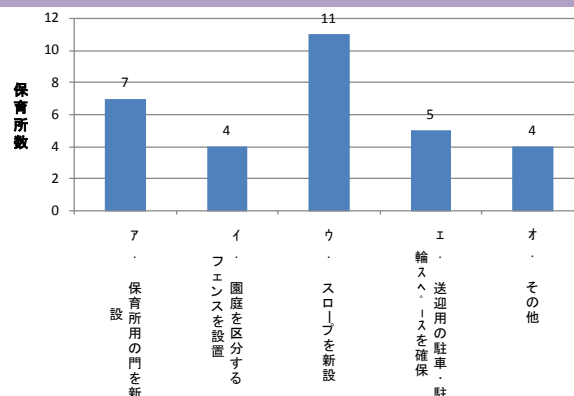
園児の安全対策は、「イ. 柱や壁の出隅のカバー取付等の衝突事故対策」が 13 カ所（57%）、次いで「ア.扉の指挟まれ防止対策」が 12 カ所（52%）等となっている。



屋外

【問 8：n=23、保育担当部局回答】（複数回答）

屋外の改修内容は、「ウ.スロープを新設」が 11 カ所（48%）、次いで「ア.保育所用の門を新設」が 7 カ所（30%）、「エ.送迎用の駐車・駐輪スペースを確保」が 5 カ所（22%）等となっている。

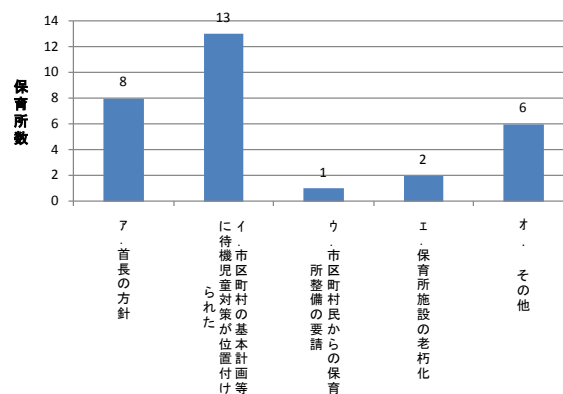


(6) 余裕教室を保育所として活用するまでのプロセス

取り組むきっかけ

【問 9：n=23、保育担当部局回答】（複数回答）

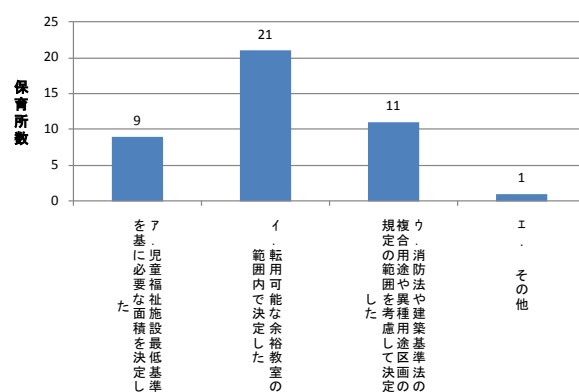
余裕教室を活用したきっかけは、「イ.市区町村の基本計画等に待機児童対策が位置付けられた」が 13 カ所（57%）、次いで「ア.首長の方針」が 8 カ所（35%）等となっている。



面積の決め方

【問 10：n=23、保育担当部局回答】（複数回答）

保育所に転用する面積の決め方は、「イ.転用可能な余裕教室の範囲内で決定した」が 21 カ所（91%）、次いで「ウ.消防法や建築基準法の規定範囲を考慮して決定した」が 11 カ所（48%）、「ア.児童福祉施設最低基準を基に必要な面積を決定した」が 9 カ所（39%）となっている。

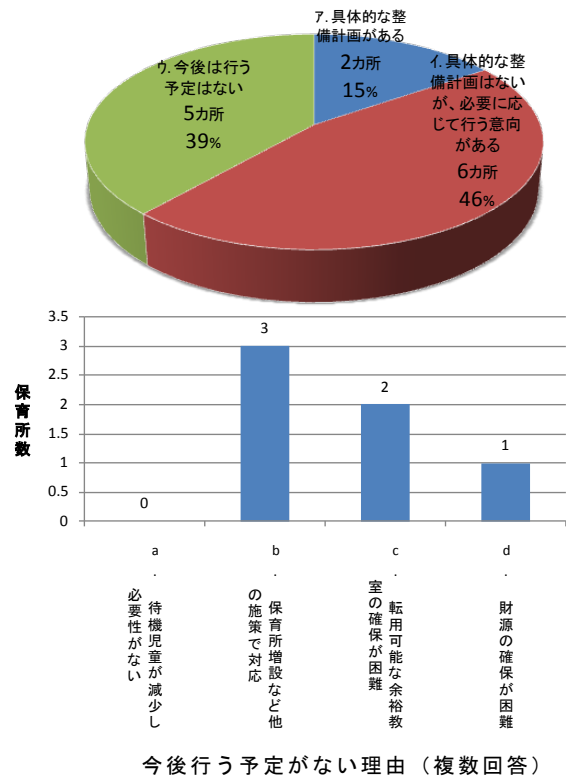


今後の保育所整備の予定

【問 12：n=13、保育担当部局回答】

市区町村ごとに今後の余裕教室を活用した保育所整備の予定の有無について聞いたところ「イ.具体的な整備計画はないが、必要に応じて行う意向がある」が 6 団体 (46%)、次いで「ウ.今後行う予定はない」が 5 団体 (39%)、「ア.具体的な整備計画がある」が 2 団体 (15%) となった。

「ウ」と回答した理由は、「b.保育所増設などの施策で対応」が 3 団体 (60%)、「c.転用可能な余裕教室の確保が困難」が 2 団体 (40%)、「d.財源の確保が困難」が 1 団体 (20%) となっている。



4. アンケート調査の集計結果－教育委員会と保育担当部局に対する共通の調査－

保育所整備の課題

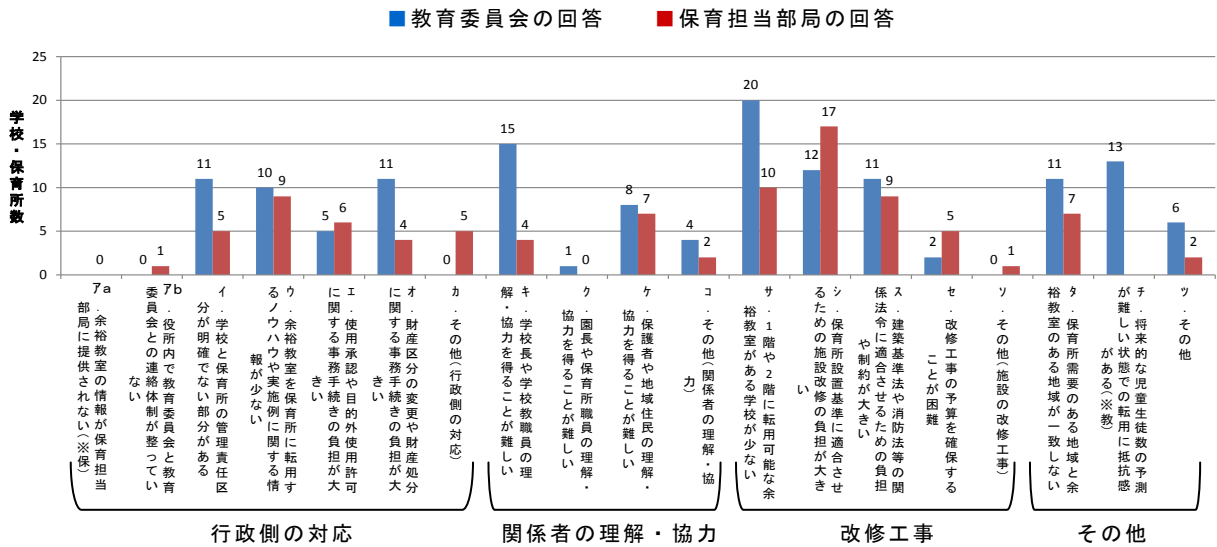
【問 13：n=23、共通】(複数回答)

問 13～問 15 については、教育委員会と保育担当部局にほぼ同じ質問をした。

余裕教室を活用した保育所整備の課題については、教育委員会の平均回答数は 6.1 個、保育担当部局は 4.1 個となっており、教育委員会の方が多い。ほとんどの項目で保育担当部局より教育委員会の回答数が上回っており、教育委員会の方が多くの負担を感じていることが分る。

教育委員会の回答数は、多い項目順に次のとおり。

- ①「サ.1 階や 2 階に転用可能な余裕教室がある学校が少ない」 20 校 (87%)
- ②「キ.学校長や学校教職員の理解・協力を得ることが難しい」 15 校 (65%)
- ③「チ.将来的な児童生徒数の予測が難しい状態での転用に抵抗感がある」 13 校 (57%)
- ④「シ.保育所設置基準に適合させるための施設改修の負担が大きい」が 12 校 (52%)
- ⑤「イ.学校と保育所の管理責任区分が明確でない部分がある」 11 校 (48%)
- ⑥「オ.財産区分の変更や財産処分に関する事務手続きの負担が大きい」 11 校 (48%)
- ⑦「ス.建築基準法等の関係法令に適合させるための負担や制約が大きい」 11 校 (48%)
- ⑧「タ.保育所需要のある地域と余裕教室のある地域が一致しない」 11 校 (48%)
- ⑨「ウ.余裕教室を保育所に転用するノウハウや実施例に関する情報が少ない」 10 校 (43%)



(注)・選択項目は、特記無き限り、教育委員会と保育担当部局共通である。

「ア a. 余裕教室の情報が保育担当部局に提供されない」(※保)は保育担当部局だけの選択項目
「チ. 将来的な児童生徒数の予測が難しい状況での転用に抵抗感がある」(※教)は教育委員会だけの選択項目

保育担当部局の回答数は、多い項目順に次のとおり。

- ① 「シ. 保育所設置基準に適合させるための施設改修の負担が大きい」が 17カ所 (74%)
- ② 「サ. 1階や2階に転用可能な余裕教室がある学校が少ない」が 10カ所 (43%)
- ③ 「ウ. 余裕教室を保育所に転用するノウハウ等に関する情報が少ない」9カ所 (39%)
- ④ 「ス. 建築基準法等の関係法令に適合させるための負担や制約が大きい」9カ所 (39%)
- ⑤ 「ケ. 保護者や地域住民の理解・協力を得ることが難しい」7カ所 (30%)
- ⑥ 「タ. 保育所需要のある地域と余裕教室のある地域が一致しない」7カ所 (30%)

ほとんどの項目で、教育委員会の回答数が保育担当部局を上回っており、特に次の4項目では2倍以上の差がある。

- ・ 「イ. 学校と保育所の管理責任区分が明確でない部分がある」 (11校 : 5カ所)
- ・ 「オ. 財産区分の変更や財産処分に関する事務手続きの負担が大きい」 (11校 : 4カ所)
- ・ 「キ. 学校長や学校教職員の理解・協力を得ることが難しい」 (15校 : 4カ所)
- ・ 「サ. 1階や2階に転用可能な余裕教室がある学校が少ない」 (20校 : 10カ所)

その一方で、保育担当部局の回答数が教育委員会を上回っている項目が3つある。

- ・ 「エ. 使用承認や目的外使用許可に関する事務手続きの負担が大きい」 (5校 : 6カ所)
- ・ 「シ. 保育所設置基準に適合させるための施設改修の負担が大きい」 (12校 : 17カ所)
- ・ 「セ. 改修工事の予算を確保することが困難」 (2校 : 5カ所)

なお、「その他」の内容は次のとおり。

【教育委員会の回答】

- 「ユ.その他(関係者の理解・協力)」の具体的な内容
 - ・区では3～4年前から保育園・小学校連携事業を始めていたので特に難しいことはなかった
- 「ツ.その他」の具体的な内容
 - ・少人数学級の動きがあり、余裕教室が減る傾向にある
 - ・市では児童増が続いており、余裕教室のある学校がほとんどない
 - ・全ての区立小学校においては、「放課後子どもプラン」を実施しており、主に1階の2～3教室分を活用している

【保育担当部局の回答】

- 「カ.その他(行政側の対応)」の具体的な内容
 - ・保育所に活用できる余裕教室がない
- 「コ.その他(関係者の理解・協力)」の具体的な内容
 - ・施設の修理や清掃をはじめとする諸問題について、学校側や地域とどちらの役割なのかが明確でないことが難しい
- 「リ.その他(施設の改修工事)」の具体的な内容
 - ・運営側として容易に改修が行えない。
- 「ツ.その他」の具体的な内容
 - ・学校施設整備に起債が充てられている場合は、繰り上げ償還が必要となり、財政負担が億円単位となること

保育所整備のメリット

【問 14：n=23、共通】（自由記述）

余裕教室を活用して保育所を整備したことによるメリットとして回答があったのは次のとおり。

【教育委員会の回答】

- 教育的効果
 - ・直接的に授業などを共有することはないが、日常生活や行事などで接する機会が増えるため、集団生活という観点から双方に効果がある
 - ・小学校児童に乳幼児への興味や思いやりの心が育つ
 - ・児童と園児の交流が持てる
 - ・設置後10余年が経過し、生徒の保育体験や行事へのボランティア参加などの交流が定着した。園児とのふれあいを通じて、生徒の情操教育に一定の効果がある。
 - ・生徒が保育実習や園児の運動会への参加を通じた体験教育の機会としている
 - ・子どもたちの発達段階がみてとれることや、情操教育に良い
 - ・児童が小さな子どもたちとふれあう機会ができた
 - ・保育園・小学校の連携事業が本格的に実践できる
 - ・「小1プロブレム」問題に対しても有効

●待機児童対策

- ・保育所待機児童の解消に寄与している

●経済的効果

- ・学校敷地使用料としての収入
- ・保育所の建設費が不用

【保育担当部局の回答】

●教育的効果

- ・年長児が分園を利用することで、小学校児童との交流を深めることができた
- ・小学校、幼稚園、保育所が併設されているので、幼稚園児との交流が深まり、同学区の子ども達が就学への不安がなく安心して入学できる
- ・幼児期の成長の中で”様々な人と関わること”は重要な経験となっている。そのことは人を信じ、思いやることにつながっていく。様々な場面で中学生が投げかけてくれる笑顔と言葉は園児たちの貴重な体験となっている
- ・園児と中学生が交流することにより、乳幼児にもよい影響が生まれている
- ・異年齢交流や世代間交流等を行なっているため、学校の先生も顔見知りになっており、学校生活に馴染みやすく地域交流を図るとともに伝統的文化に親しむことができる。

●待機児童対策

- ・緊急的な課題に対し、短期間で対応することができた。
- ・一時的な待機児童対策としては良案だと思うが、長期的には行政・法人が一体となった施策が必要だと思う
- ・分園を活用したことにより、本園に余裕教室が生じたため、待機児童の解消に寄与した。

●経済的効果

- ・用地を新たに取得する必要がない。既存施設を活用できる。
- ・支出が少なくて済む
- ・学校の設備を利用できる

●保育環境の充実

- ・認証保育所でありながら屋外スペースも園庭のように利用でき、よりよい保育環境が提供できている。

今後の必要な対策

【問 15 : n=23、共通】（自由記述）

余裕教室を活用した保育所整備を進めるための対策について回答があったのは次のとおりである。

【教育委員会の回答】

●保育担当部局との連携

- ・教育委員会と保育担当部局との連携強化、情報交換

●児童生徒数推計の精査

- ・今後見込まれる学級編成基準の見直し等を踏まえた児童生徒数推計の精査

● 予算等の確保

場所や整備費の確保

● その他

・ 余裕教室のある学校周辺での保育需要の喚起策が必要、例えば、通園バスによる送迎など

【保育担当部局の回答】

● 教育委員会との連携

・ 保育担当部局と教育委員会の相互協力体制・強化

● 予算等の確保、手続きの軽減、規制緩和

・ 公設保育所に対する整備補助等財政面での支援が必要と考える

・ 国庫補助(安心子ども基金)等の拡充

・ 目的外使用許可や財産処分に関する事務手続きの軽減

● 地域の理解・協力

・ 学校が住宅と隣接しているため、配慮が必要であり、地域の理解・協力を得ること

● 学校施設特有の問題の緩和

・ 教室の子どもを中心に考えた改築の難しさの解消

・ 余裕教室では、現代社会における保護者からのニーズに応じられる園児への防犯対策・安全対策が十分に行えない。園庭・床暖房等の設備対策が行えない。

● その他

・ 余裕教室を活用したのは、大規模団地の中で高齢化が進み、児童数が少なくなった地域となっている。保育所整備を必要とする地域とマッチングしないために、最近では整備が進んでいない。ただし、駐車場を確保して車での送迎を想定すれば、広範囲の児童を対象とすることも可能と考えられる。また、公共施設を活用した整備手法として貴重であるため、長期的な視点にたつて関連部署と協議して行きたい。

5. アンケート調査の集計結果のまとめ

今回のアンケート調査は、余裕教室を活用した保育所整備を実施した市区町村を対象とする初の全国的な調査であり、教育委員会と保育担当部局の両方に回答していただくことによって、施設利用や保育所運営の詳細を把握することができた。

学校教育と保育を同じ場所で行うことによる教育効果や恵まれた保育環境が提供されるといった意見がある一方、整備プロセスで直面した課題や今後必要な対策に関する回答からは、余裕教室を活用した保育所整備を促進するために必要な方策が明らかになった。

(1) 教育委員会への質問

保育所として使用している部分の貸借契約や維持費負担

- ・ 貸借契約は、目的外使用許可が 39%、保育担当部局へ所管換えが 26%。
- ・ 財産区分は、教育財産のままが 70%。
- ・ 光熱費の負担区分は、保育所分も学校負担が 48%、使用量で分けるが 48%。(複数

回答)

- ・施設保全費用の分担は、各々に分けて負担が 65%。

余裕教室を活用した保育所整備の実施プロセス

- ・どの教室を余裕教室とするかは、文科省の実態調査に基づく方式が 61%、市区町村独自の方式が 26%。
- ・保育担当部局への情報提供は、求めに応じて随時提供が 39%、提供していないが 26%。
- ・整備のきっかけは、保育担当部局の要請が 52%、首長の方針が 39%。
- ・教育委員会の対応は、関係者へ事前説明が 61%、保育部局への協力が 52%。(複数回答)
- ・保育所スペース捻出のために教室を入れ換えた学校は 74%。(複数回答)

(2) 保育担当部局への質問

余裕教室を活用した保育所の設置形態及び運営状況

- ・運営形態は、公設民営が 56%、公設公営と民設民営が各々 22% ずつ。
- ・施設の位置付けは、認可保育所が 87%、認可外保育所が 13%。
- ・設置区分は、分園が 74%、本園が 17%。
- ・開所時間は、12~13 時間が 44%、13~14 時間が 22%。平均は 11 時間 41 分。
- ・待機児童がいる地区の 20 か所における定員は平均 28.7 人。現員は平均 30.4 人。
- ・園児数のうち乳児(0~2 歳児)が 70% を占める。1~4 歳児では現員が定員を超過。
- ・園児と児童の連携は、学校行事に園児が参加するが 48%、行事以外で児童生徒が保育所を訪問するが 48%。活動内容は、運動会、職場体験、家庭科保育実習が多い。(複数回答)
- ・園庭は、校庭を一緒に利用するが 35%、校庭の一部を専用の園庭にするが 26%。

余裕教室を保育所に転用するための改修工事

- ・改修面積は 50~583 m² で、平均は 225 m²。保育所の設置階は 1 件を除き全て 1 階(96%)。
- ・改修工事費は、2,500~5,000 万円と 5,000~7,500 万円が各々 30%。平均は 4,518 万円。
- ・改修単価(単純計算)は 0.5~47.2 万円/m² で改修内容により様々。平均は 20.1 万円/m²。
- ・工期は工事内容にもよるが、5~6 か月が 53% で最も多く、次いで 3~4 か月が 26%。
- ・財源は、厚生労働省の補助が 70%、都道府県の補助が 9%、自己財源が 39%。(複数回答)
- ・保育室の数は、2 室が 52%、1 室が 26%、3 室が 22%。
- ・保育室以外の室では、事務室が 91%、園児用トイレが 87%、トイレ(大人用)が 83%、調乳室が 74%、調理室が 57%、医務室が 52%、保育士休憩スペースが 48%。(複数回答)

余裕教室を活用した保育所整備の実施プロセス

- ・整備のきっかけは、市区町村の基本計画に位置付けが 57%、首長の方針が 35%。
- ・転用する面積は、転用可能な教室の範囲内が 91%、消防法や建築基準法の規定範囲が 48%。
- ・今後の整備予定は、具体案はないが必要に応じて実施が 46%、今後の予定なしが 39%。

(3) 教育委員会と保育担当部局への共通質問～整備の課題～

両者に同じ質問をした結果、教育委員会から平均 6.1 個、保育担当部局から平均 4.1 個の回答があった。ほぼ全ての項目で教育委員会の回答が多く、負担を感じていることがうかがえる。

教育委員会の回答の上位項目は次のとおり（複数回答）

- ・1～2階に転用可能な教室がない（87%）
- ・学校長や教員の理解が困難（65%）
- ・将来的な児童生徒数の予測が困難で、教室の転用に抵抗感がある（57%）
- ・保育所設置基準に適合させるための施設改修の負担が大きい（52%）
- ・管理責任区分が不明確なところがある（48%）
- ・財産区分の変更や財産処分に関する事務手続きが負担（48%）
- ・建築基準法や消防法に適合させる負担や制約が大きい（48%）
- ・保育所需要のある地域と余裕教室がある地域が一致しない（48%）
- ・余裕教室を保育所に転用するノウハウや情報が少ない（43%）

保育担当部局の回答の上位項目は次のとおり（複数回答）

- ・保育所設置基準に適合させる施設改修の負担が大きい（74%）
- ・1～2階に転用可能な教室がない（43%）
- ・余裕教室を保育所に転用するノウハウや情報が少ない（39%）
- ・建築基準法や消防法に適合させる負担や制約が大きい（39%）
- ・保護者や地域住民の理解が困難（30%）
- ・保育所需要のある地域と余裕教室がある地域が一致しない（30%）

教育委員会の回答数が保育担当部局の2倍以上の項目は次の4つ（複数回答）

- ・1～2階に転用可能な教室がない（20校 ⇔ 10カ所）
- ・学校長や教職員の理解が困難（15校 ⇔ 4カ所）
- ・管理責任区分が不明確なところがある（11校 ⇔ 5カ所）
- ・財産区分の変更や財産処分に関する事務手続きが負担（11校 ⇔ 4カ所）

保育担当部局の回答数が教育委員会より多い項目は次の3つ（複数回答）

- ・保育所設置基準に適合させる施設改修の負担が大きい（12校 ⇔ 17カ所）
- ・使用承認や目的外使用許可に関する事務手続きが負担（5校 ⇔ 6カ所）
- ・改修工事の予算を確保することが困難（2校 ⇔ 5カ所）

(4) 教育委員会と保育担当部局への共通質問～整備のメリット～

教育委員会の回答は次のとおり（自由記述）

- ・日常生活や行事で双方の交流が増え、児童に乳幼児への興味や思いやりの心が育つ。
- ・生徒の保育体験や行事へのボランティア参加が定着した。（中学校）
- ・子どもたちの発達段階が見てとれることや、情操教育に良い。
- ・保育園と小学校の連携事業が本格的に実践できる。
- ・いわゆる「小1プロブレム」への対応としても有効である。

保育担当部局の回答は次のとおり（自由記述）

- ・年長児が分園を利用することで小学校児童との交流が深まる。
- ・交流が深まることで就学への不安が少なくなり、安心して入学できるようになる。
- ・幼児期の成長において様々な人と関わることは重要な経験であり、中学生の言葉や笑顔が園児たちの貴重な体験になる。（中学校）
- ・交流活動で保育士と先生が顔見知りになり、学校生活になじみやすくなる。
- ・待機児童対策における緊急的課題に短期間で対応することができた。
- ・余裕教室を使って分園を整備したことで本園の定員を増やすことができた。
- ・用地を新たに取得する必要がなく、既存施設を使うため施設整備費が少なく済む。
- ・認証保育所でありながら校庭を園庭のように利用でき、よりよい保育環境を提供できる。

(5) 教育委員会と保育担当部局への共通質問～今後必要と思われる対策～

教育委員会の回答は次のとおり（自由記述）

- ・教育委員会と保育担当部局との連携強化、情報交換。
- ・今後見込まれる学級編成基準の見直しを踏まえた児童生徒数推計の精査。
- ・転用可能な校舎や整備費の確保。

保育担当部局の回答は次のとおり（自由記述）

- ・保育担当部局と教育委員会との連携強化、情報交換。
- ・整備費の補助など財政面の支援。
- ・目的外使用許可や財産処分に関する事務手続きの軽減。
- ・学校周辺の地域住民の理解と協力を得ること。
- ・児童生徒向けに設計された校舎を乳幼児向けに改修する際の困難を解消する。
- ・学校施設と保育所施設の設計水準の違いを解消する。（冷房、床暖房、園庭など）
- ・余裕教室がある地域と保育需要がある地域 mismatches 解消策。（自動車送迎対応など）

第2章 余裕教室を活用した保育所整備の先進事例

本調査研究では23校の実施例についてアンケート調査を行い、さらに先進事例として下記の8校について現地調査及びヒアリングを実施した。なお、アンケート調査を行った23校の実施例から、設置形態の区分により表2の5つのタイプに分類し、各タイプから先進事例を選定した。

本章では、先進事例8校について現地調査及びヒアリングの内容を含めて、具体的な整備の事例を紹介する。

表2 余裕教室を活用した保育所整備における先進事例と分類

分類	設置形態	件数
Iタイプ	小学校＋保育所分園 【整備事例】 1. 市川市立南新浜小学校・行徳第二保育園分園 2. 福岡市立賀茂小学校・こぐま保育園分園 3. 福岡市立有住小学校・こぐま保育園分園	13
IIタイプ	小学校＋保育所分園（5歳児のみ） 【整備事例】 4. 品川区立三木小学校・西品川保育園分園 5. 品川区立中延小学校・中延保育園分園	2
IIIタイプ	小学校＋保育所本園 【整備事例】 6. 横浜市立野庭すずかけ小学校・SUNはるかぜ保育園	3
IVタイプ	中学校＋保育所本園・認可外 【整備事例】 7. 世田谷区立砧南中学校・砧南らる保育園	2
Vタイプ	待機児童対策以外 【整備事例】 8. 松島町立松島第二小学校・高木保育所分園	3

1 市川市立南新浜小学校・行徳第二保育園分園

● 学校概要（平成 22 年 10 月現地調査）

■ 学校規模（平成 22 年 4 月現在）

学級数	22
児童数	679 名

■ 保育所規模（平成 22 年 9 月現在）

分園	0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計
定員	15	9	4	28
現員	14	15	14	43

■ 背景

市川市では、児童生徒数が最も減少した平成 12 年度頃から余裕教室の有効活用について検討し、平成 14 年度に余裕教室を活用した 2 か所の分園を開設した。

平成 19 年 4 月、最も待機児童数が多い(125 人、内 3 歳未満児 89 人、H18.11.1 現在)南行徳地区にある本校に市川市で 3 か所目の分園が開設された。

■ 保育所整備の特徴

- ・ 乳児の待機児童対策として整備
- ・ 独立している西門前校舎棟の低学年教室を他棟に生じた余裕教室へ移動した跡地に保育所分園を整備
- ・ 園児は、保育所前の芝生広場を児童と一緒に使用



▲ 芝生広場から保育園分園を見る

◆ 運営概要

行徳第二保育園分園は、小学校と別棟に整備され、閉鎖できる扉で小学校側と区画されており、室内側からの出入りはない。

給食は、本園で調理したものを保冷車で搬送する。

小学校とは、日常的には、年度当初にスケジュール表を交換して互いに行事を把握している。また、分園とは「町探検」授業で 2 年生が保育所を訪問、6 年生が職場教育の一環で本園を訪問する等連携している。

園庭は、保育室前の芝生広場を保育園児と小学校の児童と一緒に利用しているので、自然な交流が生まれている。芝生広場は、学校の了解を得て、本園の園児も時々利用している。

行徳第二 保育園／南新 浜小学校	運営形態	施設 の置付け	設置 区分	取組 むきかけ	小学 と区画	小学 との連携	園庭	給食
0 歳児	公設・民営	認可保育所	分園	乳幼児の待機児童解消	廊下に常時閉鎖の扉を設置	2 年生が授業で保育所を訪問	学校の芝生広場で一緒に遊ぶ	本園で調理したものを分園へ搬送
1 歳児								
2 歳児								
保育士								
小学生								
本園								

◆施設利用状況

本分園では、各年齢毎に保育室を設け、食事と午睡スペースを分離している。

行徳第二 保育園分園／南新 浜小学校	送迎・登下校	駐輪 ヘルパー置き場	あそび (室内)	調理	給食 運搬 駐車	食事	午睡	調乳	外遊び	排泄	沐浴	延長 保育	事務	休憩	その他		
0歳児	西門	駐輪場	玄関脇	保育室①	西門	駐車場	保育室① 食事スペース/量	調乳室	芝生広場	園児用	沐浴室	保育室 本園(土曜日)					
1歳児																保育室②	保育室② 食事スペース/量
2歳児																保育室③	保育室③ 食事スペース/量
保育士										大人用			事務室	休憩室	倉庫		
小学生	正門								芝生広場								
本園 園児	本園								芝生広場								

◆配置計画

保育所を整備した建物は平屋で、低学年専用の動線である西門に面し、昇降口、トイレが付属した低学年の独立した教室棟として利用されていた。現在の西門は、保育所園児・保護者の専用の動線となっている。教室棟の過半を保育所及び「親子つどいの広場※」に改修することで比較的容易に独立性の高い分園にできた。

※市川市が設置する0～3歳児と親及び妊婦のための子育て支援施設



南新浜小学校 配置図

西門は、常時閉鎖（施錠無）している。西門入り口に給食運搬車両の駐車場及び園児送迎用の駐輪場がある。小学生児童は、敷地北側の正門から出入りするのので、保育所園児等との動線の交錯はない。

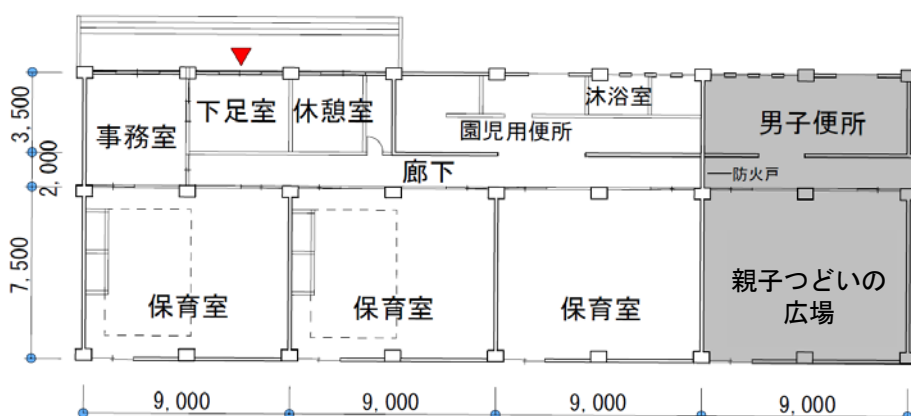
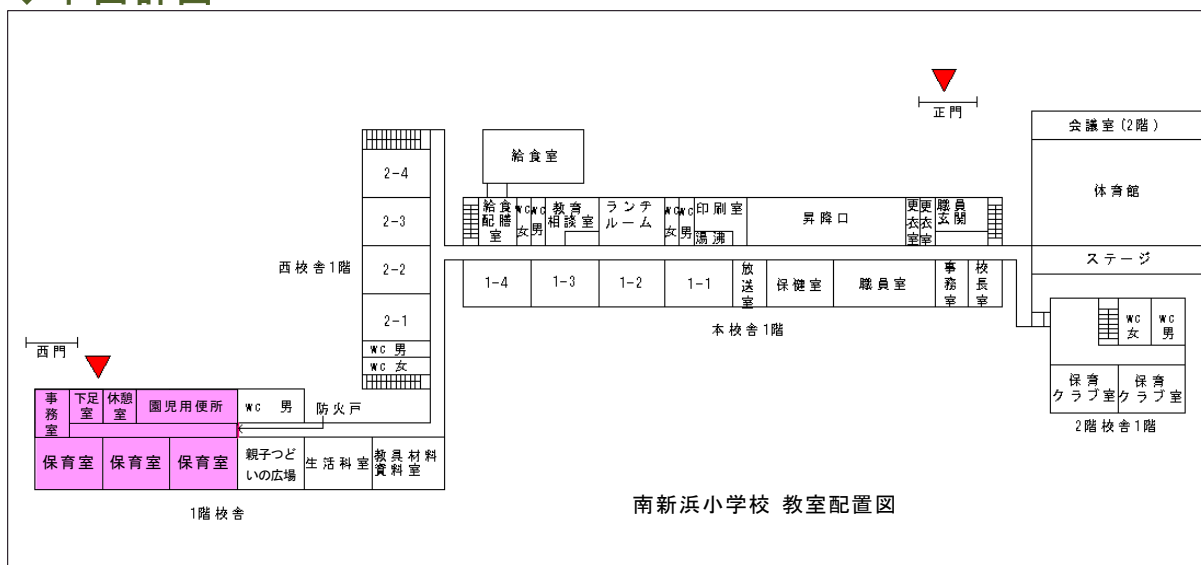


▲敷地外から西門を見る
門の向こうに給食運搬用の車が駐車している



▲敷地外から正門を見る

◆平面計画



行徳第二保育園分園 改修後平面図



▲学校と保育園を区画する廊下突き当たりの扉

1. 玄関

昇降口の一部を保育所専用の玄関に改修し、インターホン、防犯カメラを設置している。園児保護者のバギーはポーチの庇の下に置くことができる。敷地境界に面した隣家へ配慮して、目隠しルーバーを設置している。



▲下駄箱



▲玄関ポーチ、スロープはない

2. 保育室

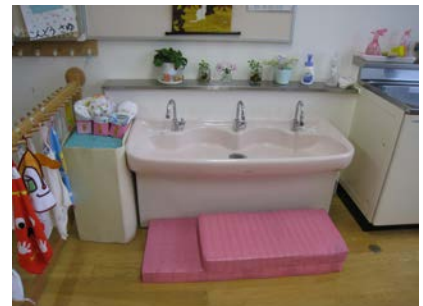
保育室は、0・1・2歳児用に各々専用で設けられている。床は二重床で畳と板張りにして、食事と午睡スペースを分離している。各保育室には手洗い、エアコン、扇風機を設置している。0歳児の保育室には、調乳室を設置している。



▲1歳児保育室：午睡明けの様子



▲食事スペース



▲手洗い場

3. トイレ

トイレは園児用（男女共用）、大人用を別に設けている。トイレに隣接して沐浴室を設けている。



▲園児用



▲園児用（男女共用）



▲沐浴室

4. 園庭

保育所が位置する教室棟の南東側は広い芝生広場に面している。芝生広場は宮内庁が管理する新浜鴨場に面し、視界を遮る高い建物等が無く開放的な広場になっている。芝生広場へは保育室に面したテラスから直接降りられるようにスロープを設置している。

土俵から南側の緑色の部分（配置図参照）は保育所が学校と一緒に使用していて、保育所では土俵から東側へは行かないように指導している。また、学校が行事等で芝生広場を利用している場合は、保育所では使わないようにしている。

小学生と園児の主たる活動場所が分かれている上に、校庭が広いので、動線が交錯することはない。

学校の了解を得て、本園の園児も時々芝生で遊ばせている。



▲ 芝生広場



▲ 保育室前テラス



▲ 芝生広場に降りるためのスロープ

◆ 学校に保育所があることについて

● 学 校

園児と児童が校庭で接触して怪我をしないか心配していたが、園児が小さく行動範囲が広がらないので保育士の目が十分行き届くことや、活動時間と場所が重ならないようにしているために今では心配がない。

本校は児童数が増加しているため、教室の需要が増えていることに加えて、少人数学級や特別支援学級への対応も考えなければならない。

● 保育所

都会とは思えないような広い環境で、園児がのびのびと安心して過ごせる。学校の中の保育所は、メリットしかないと思う。

定員 28 名に対して現在（調査時点）は 45 名になっている。施設が充実していることもあって、入所希望者が毎月のように見学に来るが、これ以上の対応は難しい。

2 福岡市立賀茂小学校・こぐま保育園分園

● 学校概要（平成 22 年 10 月現地調査）

■ 学校規模（平成 22 年 4 月現在）

学級数	18
児童数	537 名

■ 保育所規模（平成 22 年 9 月現在）

分園	0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計
定員	5	10	5	20
現員	4	11	3	18

■ 背景

福岡市では、平成 14 年度児童福祉審議会の答申を受けて、社会資源の有効活用の観点から、小学校等の余裕教室を活用した分園整備等様々な手法で整備を行ってきた。平成 15 年 4 月開始の有住小学校をはじめ平成 16 年 4 月開始の本校を含めて、3 校に分園を整備（調査時点）し、今後も余裕教室の活用による保育所分園整備を検討している。

■ 保育所整備の特徴

- ・乳幼児の待機児童対策として分園を整備
- ・基本的に 3 歳未満児を対象としていることから、本園に進級園児の受入先を確保
- ・車による送迎が多いため、駐車スペースの確保、児童との動線を分離できることが望ましい。



▲ 北側通路から保育園分園を見る

◆ 運営概要

こぐま保育園分園は、賀茂小北校舎西側に整備され、壁で小学校側と区画されており、室内側からの出入りはない。

給食は、分園の調理室で調理している。

小学校とは、学校新聞の作成のための授業等で児童が分園を訪れるなどの交流を行っている。

園庭として、保育室前の空地に遊具を設置して利用している。

こぐま保育園分園 賀茂小学校	運営形態	施設の位置付け	設置区分	取組むきかけ	小学校との区画	小学校との連携	園庭	給食
0 歳児	公設・民営	認可保育所	分園	乳幼児の待機児童解消	壁で区画	児童が授業で保育所を訪問	分園前の空地に遊具を設置	分園調理室で調理
1 歳児								
2 歳児								
保育士								
小学生								

◆ 施設利用状況

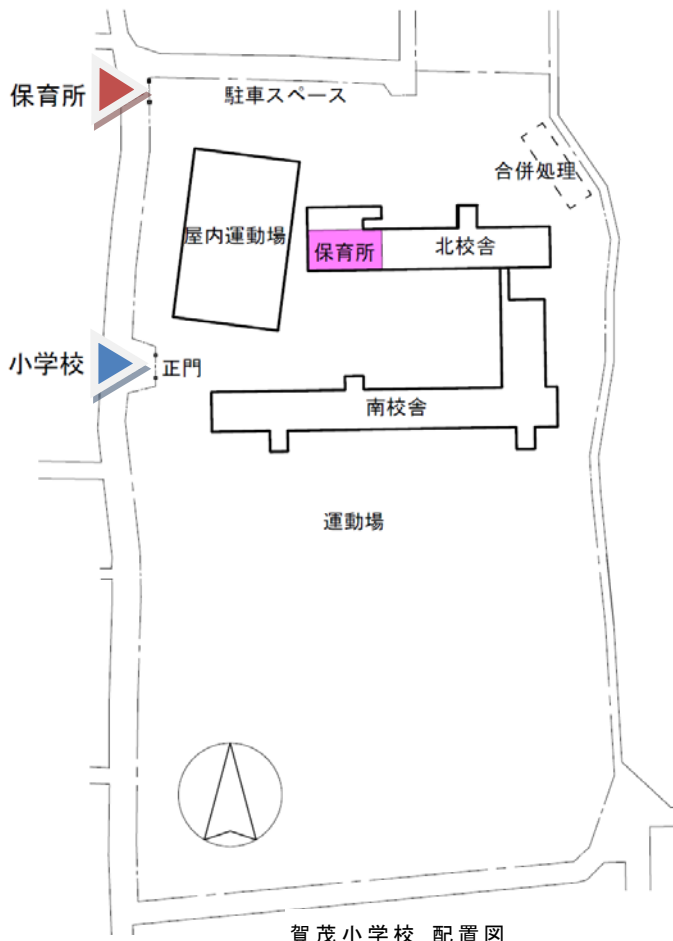
本分園では、0～2 歳児を 2 グループに分けて保育室を設け、遊び、食事、午睡スペースに使用している。分園の給食は調理室で調理する。調乳室も調理室の一角に設けている。トイレは園児用（男女共用）で、同じ室に沐浴槽を設けている。大人用トイレは別に設けている。

こぐま保育園分園／賀茂小学校	送迎・登下校	駐車	あそび(室内)	調理	食事	午睡	調乳	外遊び	排泄	沐浴	延長保育	事務	休憩	その他
0歳児	北側通路	駐車スペース	保育室① (0～1歳児)	調理室	保育室① 食事スペース／午睡スペース		調乳室	玄関前空地	園児用(男女共用)	—				
1歳児			保育室② (1～2歳児)		食事スペース	保育室② 午睡スペース				—				
2歳児										—				
保育士									大人用		職員室	教材室		
小学生	正門													
本園園児	本園													

◆ 配置計画

保育所では車で園児を送迎することが多く、福岡市では学校児童の門とは別に保育所の門及び送迎用の駐車場が取れることにも配慮している。

賀茂小学校では、西側にある正門とは別に北側の通路を保育所用の出入口とし、駐車スペースを確保した。この北側通路に近接した北校舎の西側部分で、改修前は家庭科室があった場所に分園を整備した。



賀茂小学校 配置図



▲ 保育所用の駐車スペース

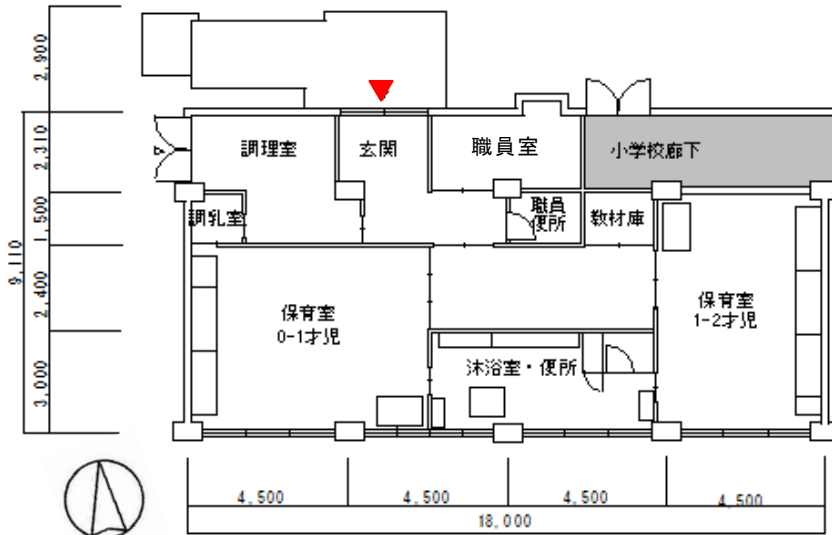


▲ 敷地外から正門を見る

◆ 平面計画

分園を整備した場所にあった家庭科教室は、2階の余裕教室に移動した。分園整備工事の際に家庭科教室の整備を一緒に行っている。

小学校とは行き来できない壁で区切っている。



▲ 2階の余裕教室に整備された家庭科教室

こぐま保育園分園 改修後平面図

1. 玄関

保育所専用の玄関に改修し、インターホンを設置している。園児散歩用のバギーはポーチに置いている。バリアフリーに配慮して、スロープを整備している。



▲ 玄関



▲ スロープ



▲ 下駄箱

2. 保育室

0～2歳を2つに分けて保育室を設け、遊び、食事、午睡スペースに使用している。0～1歳児は、衛生面に配慮しながら保育室を食事スペースとしても使用し、1～2歳児は、2つの保育室をつなぐスペースの一角を食事コーナーとして使用している。床は二重床で乳児に配慮したものとなっている。各保育室には手洗い、エアコンを設置している。



▲1～2歳児保育室：午睡の様子



▲食事コーナーの家具



▲手洗い場

3. トイレ

トイレは園児用（男女共用）、大人用を別に設けている。トイレと同じ室に沐浴槽を設けている。



▲園児用（男女共用）



▲沐浴槽：トイレ内に設置（写真奥）

4. 調理室

分園の給食は、調理室で調理する。調理室の一角に調乳室がある。



▲調理室



▲北側通路から分園前の空地を見る

5. 園庭

分園前の空地に遊具を設置して園庭として利用している。

◆学校に保育所があることについて

●学 校

保育所への送迎は車が多いため、小学生との事故が心配であったが、そういった事はない。身近に小さい子どもがいることで、子どもたちが落ち着いてくる。

●保育所

学校の緑が多い広々とした環境で、園児がのびのび過ごせる。散歩をしているとみんなから声を掛けてもらえることで安心感がある。

◆研究会コメント

特徴としては、福岡市は、既存の保育所を活用した整備だけではなく、学校の余裕教室や幼稚園の活用、認可外保育施設の認可化等保育所以外の社会資源を活用した整備を推進している。どのような学校を選定するかの視点は次による。なお、車による送迎を想定しているので、園児は広域から通ってくる。

- ①余裕教室があること。
- ②正門の他に駐車スペースをとれる出入口があることが望ましい。
- ③②の出入口付近の校舎（1階）に学校と区画して整備できることが望ましい。
- ④運営主体である本園が近くにあり、園児の進級先が確保できること。

余裕教室が保育所として最適な位置にあるとは限らないため、家庭科室の配置変更を保育所整備と一緒に実施している。この費用も工事費に含まれている。

こぐま保育園の分園は、ここが2つ目であったためか、床を二重床としたり、調理室の機器が業務用になっていたり使い勝手の向上が見られる。

■学校概要

住所：福岡市早良区賀茂 1-31-1

学校名：福岡市立賀茂小学校

敷地面積：17,562 m²

延床面積（校舎）：6,052 m²

建設年度（校舎）：昭和 48

■保育所概要

名称：こぐま保育園分園

運営形態：公設民営

職員：10人

本園までの距離：700m

開所時間：基本保育（月～金）7:00～18:00

（土）7:00～16:00

延長保育 無

運営開始：平成 16年 4月

■改修概要

改修場所：北校舎 1階

建設年度：昭和 55

構造：RC造

階数：4階建

延床面積：1,060 m²

改修面積：149 m²

改修前諸室：家庭科教室、廊下

改修後諸室：保育室（各 0～1歳児、1～2歳児用）2室、

食事コーナー、園児用便所（男女共用）、職員便所、

調理室、調乳室、職員室、教材室

学校と保育所の区画：廊下を出入りできない壁で区画

屋外改修：玄関設置に伴いスロープを設置

その他：送迎用の駐車スペースを確保、遊具を設置

工期：平成 15年度

工事費：約 4,386万円

■保育室面積

2歳未満児用：57.5 m²（3.8 m²／1人・現員）

2歳以上児用：11.4 m²（3.8 m²／1人・現員）

（注）保育室面積は計画図面から壁芯で算出し、調査時点の園児人数により按分

3

福岡市立有住小学校・こぐま保育園分園

● 学校概要（平成 22 年 10 月現地調査）

■ 学校規模（平成 22 年 4 月現在）

学級数	11-1*
児童数	281

*特別支援学級

■ 保育所規模（平成 22 年 9 月現在）

分園	0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計
定員	5	10	5	20
現員	7	3	6	16

■ 背景

福岡市では、平成 14 年度児童福祉審議会の答申を受けて、社会資源の有効活用の観点から、小学校等の余裕教室を活用した分園整備等様々な手法で整備を行ってきた。平成 15 年 4 月開始の本校をはじめ平成 16 年 4 月開始の賀茂小学校を含めて、3 校に分園を整備（調査時点）し、今後も余裕教室の活用による保育所分園整備を検討している。

■ 保育所整備の特徴

- ・乳幼児の待機児童対策として分園を整備
- ・基本的に 3 歳未満児を対象としていることから、本園に進級園児の受入先を確保
- ・車による送迎が多いため、駐車スペースの確保、児童との動線を分離できることが望ましい。



▲北門側から保育園分園玄関を見る

◆ 運営概要

こぐま保育園分園は、有住小北校舎西側に整備され、防火戸で小学校側と区画されており、室内側からの出入りはない。

給食は、分園の調理室で調理している。

学校のいもほりに園児が参加するなどの交流を行っている。

園庭として、保育室前の空地に遊具を設置したり園児用の畑を作っている。

こぐま保育園分園 /有住小学校	運営形態	施設の 位置付け	設置 区分	取組 むきかけ	小学 校との区画	小学 校との連携	園庭	給食
0歳児	公設・民営	認可保育所	分園	乳幼児の待機児童解消	防火戸で区画	学校の芋掘りに園児が参加	分園前の空地に遊具・砂場・園児用畑を設置	分園調理室で調理
1歳児								
2歳児								
保育士								
小学生								

◆ 施設利用状況

こぐま保育園分園／有住小学校	送迎・登下校	駐車	あそび(室内)	調理	食事	午睡	調乳	外遊び	排泄	沐浴	延長保育	事務	休憩	その他		
0歳児	北門	駐車スペース	保育室① (0～1歳児)	調理室	保育室① 食事スペース／午睡スペース		調乳室	玄関前空地	園児用(男女共用)		—					
1歳児																
2歳児			保育室② (1～2歳児)		保育室② 食事スペース／午睡スペース											
保育士									大人用			職員室	教材室			
小学生	西門															
本園園児	本園															

◆ 配置計画

保育所では車で園児を送迎することが多く、福岡市では学校児童の門とは別に保育所の門及び送迎用の駐車場が取れることにも配慮している。

有住小学校では、北門を保育所用の出入口とし、駐車スペースを確保した。この門に近接した北側校舎の西側部分で、改修前は余裕教室があった場所に分園を整備した。

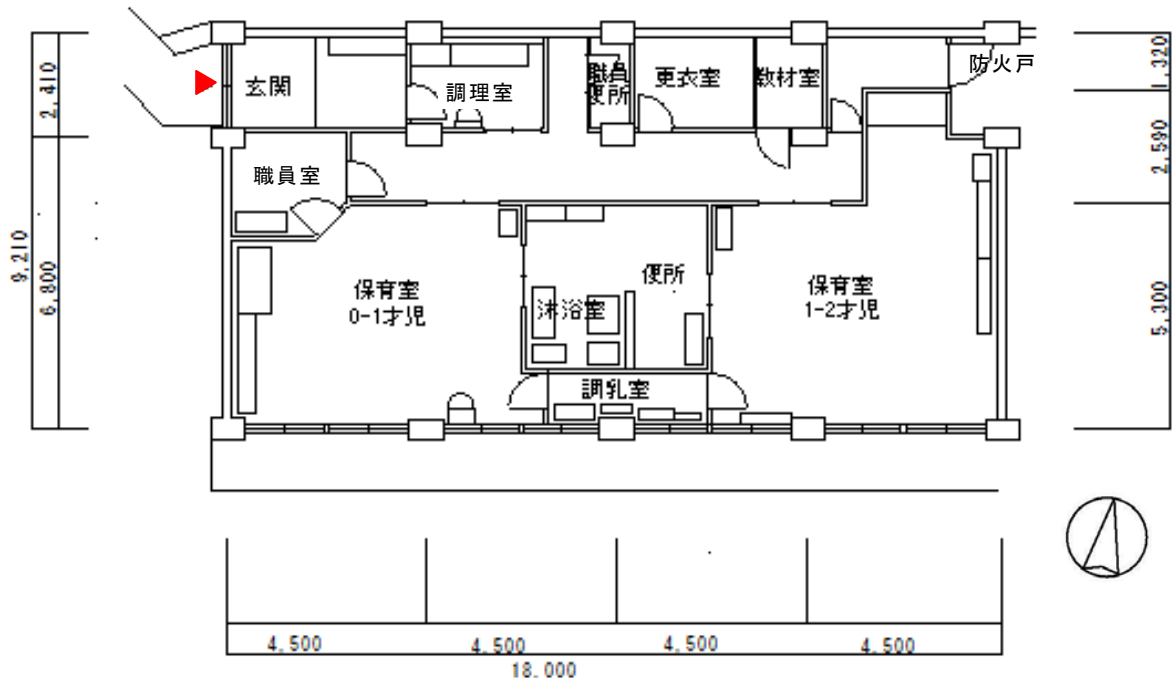


▲ 保育所用の駐車スペース

◆ 平面計画

本分園では、0～2歳児を2グループに分けて保育室を設けている。分園の給食は調理室で調理する。

トイレは園児用（男女共用）で、同じ室に沐浴槽を設けている。大人用トイレは別に設けている。



こぐま保育園分園 改修後平面図

1. 玄関

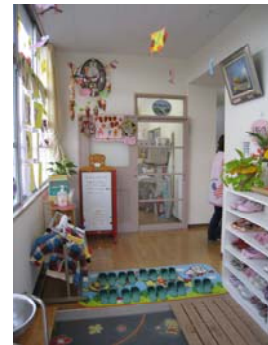
保育所専用の玄関に改修し、カメラ付きインターホンを設置している。バリアフリーに配慮して、スロープを整備している。



▲玄関：スロープ設置



▲カメラ付きインターホン



▲玄関

2. 保育室

保育室は、遊び、食事、午睡スペースに使用している。食事スペースは板敷き、午睡スペースは板敷きの上に畳を置いている。床は二重床にはなっていない。各保育室には手洗い、エアコンを設置している。



▲0～1 歳児保育室



▲食事スペース（0～1 歳児室）



▲保育室内の手洗い場（写真奥）

3. トイレ

トイレは園児用（男女共用）、大人用を別に設けている。トイレと同じ室に沐浴槽を設けている。



▲園児用（男女共用）



▲沐浴槽

4. 調理室

分園の給食は、調理室で調理する。



▲調理室

5. 園庭

分園前に砂場、遊具、園児用畑を設置して園庭として利用している。



▲砂場、遊具



▲園児用畑

◆学校に保育所があることについて

●学 校

園児と小学校児童の体格に差があるため、校庭などで接触することによる怪我を心配していたが、園児が小さいことで行動範囲が広くないために問題は生じていない。

児童が自分より小さな園児と触れあうことで優しくなる。

● 保育所

学校の緑が多い広々とした環境で、園児がのびのび過ごせる。保育所の前を園児用の畑に使用したり、学校で飼育している鶏の観察をさせたりすることができる。

◆ 研究会コメント

大型団地の中に整備された小学校である。団地住民の高齢化に伴い少子化が進展し、余裕教室が生まれている。保育所の他に放課後児童クラブがある。福岡市では数年かけて対象学年を6年生まで広げていく計画である。

整備の特徴としては、賀茂小学校と同様であるが、余裕教室にそのまま分園が整備できた事例である。

賀茂小学校の分園より1年早い開所であるが、当時は市が施設整備を担当し、かつ保育所事業者の決定前に設計しているためか、業務用の厨房機器になっていないなど、事業者の使用方法に合っていない部分がある。

フローリングがコンクリートに直張りとなっていて、午睡スペースには畳を敷いているが、乳児には厳しいかもしれない。

分園前は、緑の広場になっていて、小学生と一緒に利用している。

土曜日は、住民に学校施設を開放しているため、門を施錠することができない。保育所と学校の稼働時間が違うので防犯面に留意が必要である。

■ 学校概要

住所：福岡市早良区有田 7-17-1

学校名：福岡市立有住小学校

敷地面積：16,269 m²

延床面積（校舎）：5,651 m²

建設年度（校舎）：昭和 56

■ 改修概要

改修場所：北校舎 1階

建設年度：昭和 56

構造：RC造

階数：4階建

延床面積：1,361 m²

改修面積：166 m²

改修前諸室：余裕教室

改修後諸室：保育室（各0～1歳児、1～2歳児用）2室、

園児用便所（男女共用）、職員便所、調理室、調乳室、

職員室、教材室

学校と保育所の区画：防火戸で区画

屋外改修：玄関設置に伴いスロープを設置

その他：送迎用の駐車スペースを確保、遊具を設置

工期：平成 14 年度

工事費：約 3,440 万円

■ 保育所概要

名称：こぐま保育園分園

運営形態：公設民営

職員：10人

本園までの距離：2,200m

開所時間：基本保育（月～金）7:00～18:00

（土）7:00～16:00

延長保育 無

運営開始：平成 15 年 4 月

■ 保育室面積

2歳未満児用：41.5 m²（4.2 m²／1人・現員）

2歳以上児用：32.1 m²（5.3 m²／1人・現員）

（注）保育室面積は計画図面から壁芯で算出し、調査時点の園児人数により按分

● 学校概要（平成 22 年 5 月現地調査）

■ 学校規模（平成 22 年 4 月現在）

学級数	11
児童数	279

■ 保育所規模（平成 22 年 9 月現在）

分園	5 歳児
定員	28
現員	24

■ 背景

品川区では、平成 21 年 10 月に区長が待機児解消のため、学校を活用すると発表し、取組みが始まった。

保育所に隣接した小学校に 5 歳児を対象とした分園を置くことによって、本園の乳幼児定員の拡大及び保小連携による小 1 プロブレムの解消に資することとした。

■ 保育所整備の特徴

- ・ 日中は分園で過ごすが、登園、おやつからお迎えまでは本園で過ごす。
- ・ 分園専用の門を設置及び保育所本園に近い校舎側に保育室を配置。
- ・ 園児の給食は小学校の給食室で小学生と同じメニューを調理。



▲ 分園の専用門・スロープ

◆ 運営概要

5 歳児を対象としたのは、工夫すれば小学校の給食を食べることができること、園児が小学生の生活を実感することにより、小 1 プロブレムの解消に繋がるとの考えによるもの。品川区では保・小連携事業等ソフト面での下地があったため、比較的短期間で実施することができた。

出入り口に近い 1 階既設のトイレを保育所専用とし、これに近接した位置に保育室を設置した。保育室とトイレの位置関係から、分園玄関から保育室までの間に「すまいるスクール※」を挟んで設置することになったため、廊下を明確な壁で区切ることせず、木柵で緩やかに区画している。

5 歳児は本園に登園し、7:30～8:30 は本園で過ごし、8:30～15:30 は分園に移動する。

給食は、小学校給食を食べる。15:30 のおやつの時間で本園に戻り、本園で調理したおやつを食べて、お迎えまで本園で過ごす。なお、午睡は行わない。

※放課後子ども教室・放課後児童クラブを兼ねるもの

西品川保育園分園／三木小学校	運営形態	施設の位置付け	設置区分	取組むきっかけ	小学と区画	小学と連携	園庭	給食
5歳児	公設・公営	認可保育所	分園	乳幼児の待機児 童解消	廊下に木柵を設置	5歳児を迎える会・避難訓練・6年生による保育実習	学校の第二校庭を専用で使用	学校の調理室で調理
保育士								
小学生								
本園							同上	

◆施設利用状況

本分園では、保育室（5歳児用）1室及び職員室1室となっている。また、トイレは、既存の学校トイレを園児・大人共用とし、大きな改修無しで使用している。

西品川保育園分園 ／三木小学校	送迎・登下校	あそび (室内)	調理	給食	おやつ	午睡	外遊び	排泄	沐浴	延長保育	事務	休憩	その他
5歳児	本園	保育室	小学校調理室	保育室 食事スペース	本園	-	第二校庭	園児・大人共用	-	本園			
保育士												事務室	
小学生	正門		小学校調理室										
本園園児	本園 第二校庭												

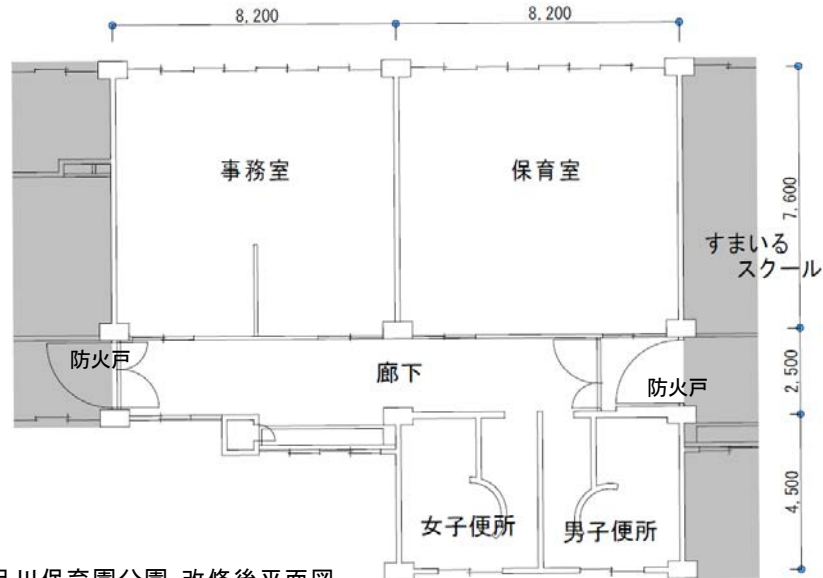
◆配置計画

本園には分園に安全に移動するための出入り口を設置し、小学校正門とは別に、分園用の門・スロープを設置した。西校舎の1階の既設トイレに近接した教室2室を保育室等に改修した。



◆ 平面計画

消防法に基づく消防用設備の設置義務が免除されるように延べ面積を共用部分も合わせて 300 m² 未満に計画した。廊下には建築基準法の異種用途区画として煙感知器連動の防火戸を設置した。



西品川保育園分園 改修後平面図

1. 玄関

保育所専用の門・スロープ・インターホンを設置している。



▲ 階段・スロープ



▲ 西校舎・分園玄関



▲ 学校と分園を緩やかに区画する木柵

2. 保育室

保育室は、5 歳児用に専用で設けている。床は既存のフローリングブロックを塗装して使用している。壁・天井は既存のまま使用している。扇風機を新設したが、エアコンは既存のまま使用している。



▲ 5 歳児保育室



▲ 読書コーナー

3. トイレ

既存のトイレを保育所専用のトイレとして、園児・大人共用（男女別）としている。各ブースの扉に手挟み防止カバー、幼児用便座の取り付け、トイレブースの鍵の取り替えを行った他は、大きな改修をしていない。



▲園児・大人共用：幼児用便座



▲園児・大人共用小便器



▲手洗い：スノコで高さ調整

4. 園庭

学校の第二校庭を専用の園庭として使用している。この第二校庭は、従来から、本園や三木保育園から園児が遊びに来ている。

◆学校に保育所があることについて

●学 校

保護者会での説明や地域の集まりの際に説明した。特に反対意見はなく、地域からは素晴らしい取り組みであるため是非進めてほしいとの意見をいただいた。

実施前は様々な心配があったが、実際に運営してみて非常によかったと考えている。児童も園児との交流を望んでおり、教員も意欲的に交流を図りたいという意見が活発である。児童たちは園児たちに教えたがり、遊びたがる。

●保育所

分園入り口にすまいるスクールを挟んでいることについて、初めは心配だったが、小学校入学前の卒園児がすまいるスクールに居て顔を見せることもあり安心できる。実際開園してみて確かな手応えがあった。給食については心配だったが、園児たちは喜んで食べている。自分より体の大きな小学生に思いやりや優しさをもって接してもらえることで、園児たちの心の成長に良い影響がある。

今後は、保育士と教員との交流を密にして、互いに保育技能や教育技術などを学び合ったり意見交換をしたりできればよいと考えている。

◆研究会コメント

特徴としては、5歳児を対象とすることで、専用の調理室、調乳室等を整備する必要がないため、比較的短期間で整備している。

また、この保育所では5歳児は午睡をしないことから、保育室に午睡のスペースや寝具の収納場所を確保する必要がないため、教室を大きな手直しなしで使用している。すでに改修済みの既存トイレは、園児用の安全対策を行っただけで殆ど手を入れていない。

しかしながら、本園と分園との間を安全に行き来するために専用門を設置し、バリアフリーに対応したスロープ、防犯対策のためインターホンを設置するなどの対策のための費用が大きい。

消防法に基づく消防用設備の設置義務が免除されるよう、共用部分を含め300㎡未満としている。保育所を設置したことによって、学校部分にも消防法の規制が及ぶ場合があることに留意が必要である。

また、昼食は小学校と同じメニューで対応できたが、おやつは本園から運ぶことができなかつたり、夏休み等休校の際は本園で昼食を取るため戻るなど運営面での工夫が求められている。

保育所が学校に隣接していることによって運営できる事例であるが、小学校の調理室でおやつが供される。若しくは、本園で調理したものを運べるなどの運用ができれば園児が学校で過ごす時間が確保され、さらなる交流が期待できる。

■学校概要

住所：東京都品川区西品川 3-16-28

学校名：品川区立三木小学校

敷地面積：6,623㎡

延床面積（校舎）：4,550㎡

建設年度（校舎）：昭和49

■改修概要

改修場所：西校舎1階

建設年度：昭和49

構造：RC造

階数：3階建

延床面積：1,885㎡

改修面積：274㎡

改修前諸室：2教室、廊下、便所

改修後諸室：保育室（5歳児用）1室、事務室、医務室
トイレ（園児用・男女別、大人用・男女別）

学校と保育所の区画：廊下に木柵（可動）設置

屋外改修：分園専用門・スロープを新設

その他：本園に分園へ移動するための出入り口を新設

工期：平成22年2～3月

工事費：約2,359万円（屋外工事分を含む）

■保育所概要

名称：品川区立西品川保育園分園

運営形態：公設公営

職員：2人

本園までの距離：20m

開所時間：基本保育（月～金）7:30～18:30

（土）7:30～18:30

延長保育（月～金）7:30～19:30

（土）7:30～19:30

運営開始：平成22年4月1日

■保育室面積

5歳児用：62.3㎡（2.6㎡／1人・現員）

（注）保育室面積は計画図面から壁芯で算出

5 品川区立中延小学校・中延保育園分園

● 学校概要（平成 22 年 5 月現地調査）

■ 学校規模（平成 22 年 4 月現在）

学級数	6-3*	*特別支援学級
児童数	116	

■ 保育所規模（平成 22 年 9 月現在）

分園	5 歳児
定員	24
現員	19

■ 背景

品川区では、平成 21 年 10 月に区長が待機児解消のため、学校を活用すると発表し、取組みが始まった。

保育所に隣接した小学校に 5 歳児を対象とした分園を置くことによって、本園の乳幼児定員の拡大及び保小連携による小 1 プロブレムの解消に資することとした。

■ 保育所整備の特徴

- ・ 日中は分園で過ごすが、登園、おやつからお迎えまでは本園で過ごす。
- ・ 分園専用の門を設置及び保育所本園に近い校舎側に保育室を配置。
- ・ 園児の給食は小学校の給食室で小学生と同じメニューを調理。



▲ 分園の専用門（カメラ付インターホンあり）

◆ 運営概要

5 歳児を対象としたのは、工夫すれば小学校の給食を食べることができること、園児が小学生の生活を実感することにより、小 1 プロブレムの解消に繋がるもの。品川区では保・小連携事業等ソフト面での下地があったため、比較的短時間で実施することができた。

出入りに近い 1 階既設の女子トイレを保育所専用とし、これに近接した位置に保育室を設置した。共用玄関からアプローチするため、廊下を明確な壁で区切ることにはせず、木柵で緩やかに区画している。

5 歳児は本園に登園し、7:30～8:30 は本園で過ごし、8:30～15:30 は分園に移動する。

給食は、小学校給食を食べる。15:30 のおやつの時間で本園に戻り、本園で調理したおやつを食べて、お迎えまで本園で過ごす。なお、午睡は行わない。

中延保育園分園／中延小学校	運営形態	施設の置付け	設置区分	取組むきっかけ	小学校との区画	小学校との連携	園庭	給食
5歳児	公設・公営	認可保育所	分園	乳幼児の待機児 童解消	廊下に木柵を設置	練・6年生による保育実習 5歳児を迎える会・避難訓	校庭を一緒に 使用	学校の調理室で調理
保育士								
小学生								
本園							同上	

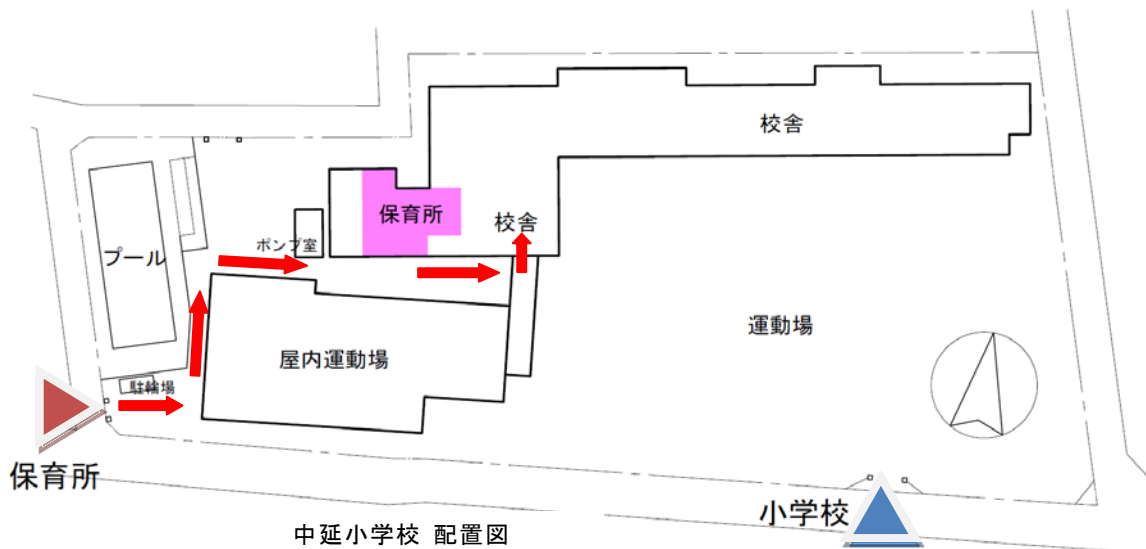
◆施設利用状況

本分園では、保育室（5歳児用）1室及び事務室1室となっている。また、トイレは、既存の女子トイレを園児・大人共用として改修した。

中延保育園分園／中延小学校	送迎・登下校	あそび(室内)	調理	食事	おやつ	午睡	外遊び	排泄	沐浴	延長保育	事務	休憩	その他
5歳児	本園	保育室	小学校調理室	保育室 食事スペース	本園	—	校庭	園児・大人共用	—	本園			
保育士											事務室		
小学生	正門		小学校調理室										
本園園児	本園												校庭

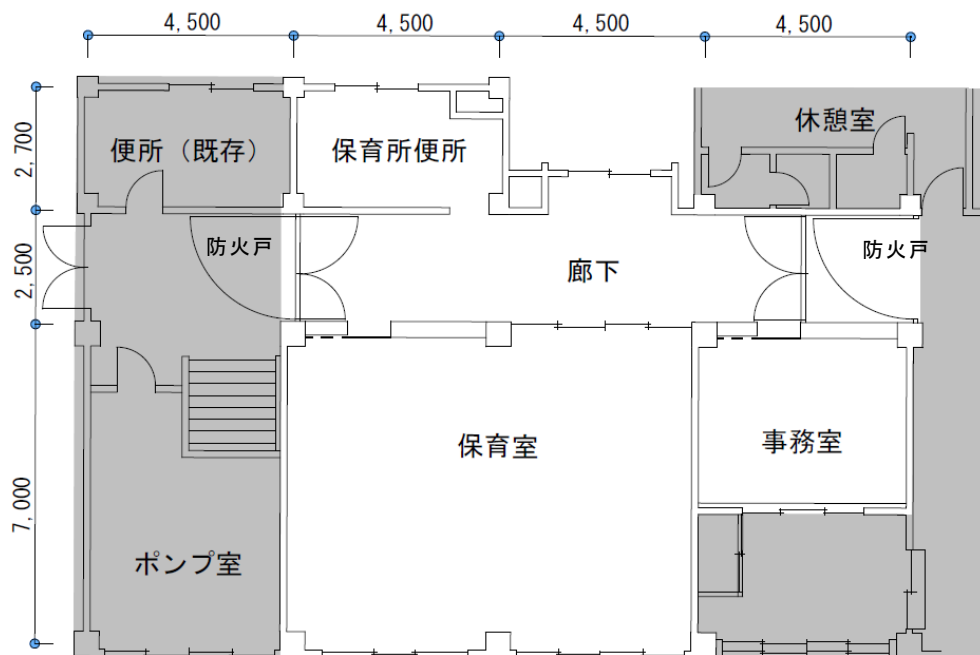
◆配置計画

小学校正門とは別に、分園用の門を設置した。校舎の1階の既設トイレに近接した2室（学習室、教育相談室）を保育室に、防災倉庫を事務室に改修した。



◆平面計画

消防法に基づく消防用設備の設置義務が免除されるように延べ面積を共用部分も合わせて 300 m²未満に計画した。廊下には建築基準法の異種用途区画として煙感知器連動の防火戸を設置した。



中延保育園分園 改修後平面図

1. 玄関

敷地への出入り口は、保育所専用としているが、玄関は共用玄関からアプローチする。



▲ 共用玄関



▲ 学校と分園を緩やかに区画する木柵

2. 保育室

保育室は、5歳児用に専用で設けている。2室に区切ってあった間仕切りを撤去し、1教室分を保育室にした、床・壁・天井は既存のままとした。扇風機を新設したが、エアコンは既存のまま使用している。保育室前の廊下の水飲み場を改修した。



▲ 5歳児保育室



▲ 既存エアコン



▲ 水飲み場

3. トイレ

既存のトイレを保育所専用のトイレとして、園児・大人共用（男女共用）としている。幼児用小便器新設、幼児用洗面器新設、洋式便器（大人用）新設、幼児用大便器新設、トイレブースの取替えを行った。



▲園児用・大人用小便器



▲園児用大便器

4. 園庭

授業を行っていない時間に、小学生と校庭を一緒に使用している。小学生が積極的に園児のところに来てくれて一緒に遊んでいる。小学校の校庭は中延の森と呼ばれていて、以前から遊ばせていた。

◆学校に保育所があることについて

●学 校

本校では、平成 18 年度から、保小交流で月 1 回交流をしていた。3 年生が校内案内をし、6 年生は夏に 1 対 1 でプールで園児を指導する予定である。小 1 プロブлемの解消にもなる。子ども達とのふれあいは小学生、園児双方にメリットがある。チャイム等タイムスケジュールは小学校に合わせてもらっている。

実施前は玄関を共用するので、接触等による怪我を心配したが今のところそのような事はない。

●保育所

分園設置の説明会では、学校で園児が生活できるか心配の声があったが、教育環境の中で保育ができることや、教育上では中延小学校とは以前から連携をとっていたため問題ないということなど、メリット等を丹念に説明した。保護者に実際に見学してもらって整備の内容を説明したら心配もなくなった。

ゆとりある空間、また、学校の落ち着いた教育環境の中で保育が実施されており、職員や園児に精神的なゆとりがある。学校施設の活用は、授業時間以外はいつでも使って良いことになっており、特に校庭（中延の森）、体育館、図書館は、保育所にはない大きさに子ども達も大変満足している。小学生との交流は年間計画を作成し、全学年との交流を行っている。

学校給食と保育所給食の違い、例えば刻みや味付け等が違うことに園児が適応できるか心配だったが、始まってみると、子ども達はすぐに慣れて、学校給食を楽しみにするようになった。

日々の生活の中での小学生との関わりが、園児に良い影響を与えている。これまでは見ることができなかつた運動会の練習や体育の授業などを実際に見ることができ、子ども達は小学生を憧れの眼差しで見ている。小学生に優しくしてもらうことで、自分より更に小さい子ども達に優しくできる。小学校に分園を設置したことで、子ども達は得るものが多い。これが一つの保育所に限られたものであって欲しくない。

◆研究会コメント

特徴としては、品川区立三木小学校・西品川保育園分園と同様である。

学校施設の活用については、小学校側の理解があり、校庭等を小学生と一緒に使っている。現時点では接触による怪我もなく、うまくいっている様子であった。

保育室の位置から体育館の様子が見えるようになっていて、運動会の練習等を見学できるようだ。休み時間に校庭で園児が遊んでいると、小学生が積極的に園児のところに来て一緒に遊んでいる。学校のスケジュールに合わせることによって、自然な交流が生まれている。

共用玄関であるため、動線が交錯するが特に問題とはなっていない。

■学校概要

住所：東京都品川区中延 1-11-15

学校名：品川区立中延小学校

敷地面積：7,347 m²

延床面積（校舎）：3,659 m²

建設年度（校舎）：昭和 47

■改修概要

改修場所：校舎 1 階

建設年度：昭和 47

構造：RC 造

階数：3 階建

延床面積：3,440 m²

改修面積：228 m²

■保育所概要

名称：品川区立中延保育園分園

運営形態：公設公営

職員：2 人

本園までの距離：10m

開所時間：基本保育（月～金）7:30～18:30

（土）7:30～18:30

延長保育（月～金）7:30～19:30

（土）7:30～19:30

運営開始：平成 22 年 4 月 1 日

改修前諸室：2 室（学習室、教育相談室）、防災倉庫、廊下、女子便所

改修後諸室：保育室（5 歳児用）1 室、事務室

トイレ（園児用・大人用・男女共用）

学校と保育所の区画：廊下に木柵（可動）設置

屋外改修：分園専用門（カメラ付インターホン）を新設

工期：平成 22 年 1～3 月

工事費：約 1,836 万円

■保育室面積

5 歳児用：63 m²（3.3 m²／1 人・現員）

（注）保育室面積は計画図面から壁芯で算出

6 のば 横浜市立野庭すずかけ小学校・SUNはるかぜ保育園

●学校概要（平成22年10月現地調査）

■学校規模（平成22年4月現在）

学級数	20-3*	*特別支援学級
児童数	571	

■保育所規模（平成22年10月現在）

分園	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員	5	10	11	11	23		60
現員	8	9	14	15	14	15	75

■背景

横浜市では、待機児童数が多いことから待機児童対策として余裕教室を活用した保育所整備を進めている。

横浜市でも最大級の団地である野庭団地の児童数が減少したことから、余裕教室に保育所を設置した。

保育所があるN棟は、はまっこふれあいスクール、放課後キッズクラブ※に使われている。

※子供達の健全な育成を図るために放課後の居場所を提供するもの（放課後児童健全育成事業）

■保育所整備の特徴

- ・東側前面道路から屋外階段を新設して保育所のある2階へ直接アプローチできる。北側にも2方向避難のための屋外階段を設置。
- ・中庭周辺を園庭として専用利用。学校とは簡単な柵で区画。
- ・小学校とは壁で区画。



▲保育所入り口の東側屋外階段

◆運営概要

本校は、児童数が最多だった昭和57年に比して学級数で半減したため、2つの小学校を平成20年4月に統合した。

余裕教室として4教室分を確保し、0～5歳児を対象とした本園を設置した。

開園当初に比べて小学校との交流は少なくなっている。

園庭は、N棟の中庭周辺を園庭として専用利用している。給食は専用の調理室で調理している。

SUNはるかぜ保育園/野庭すずかけ小学校	運営形態	施設の置付け	設置区分	取組むきっかけ	小学と区画	小学との連携	園庭	給食
0～5歳児	公設・民営	認可保育所	本園	待機児童解消	耐火壁を設置	共同防火管理協議会	中庭	調理室で調理
保育士								
小学生							校庭	

◆施設利用状況

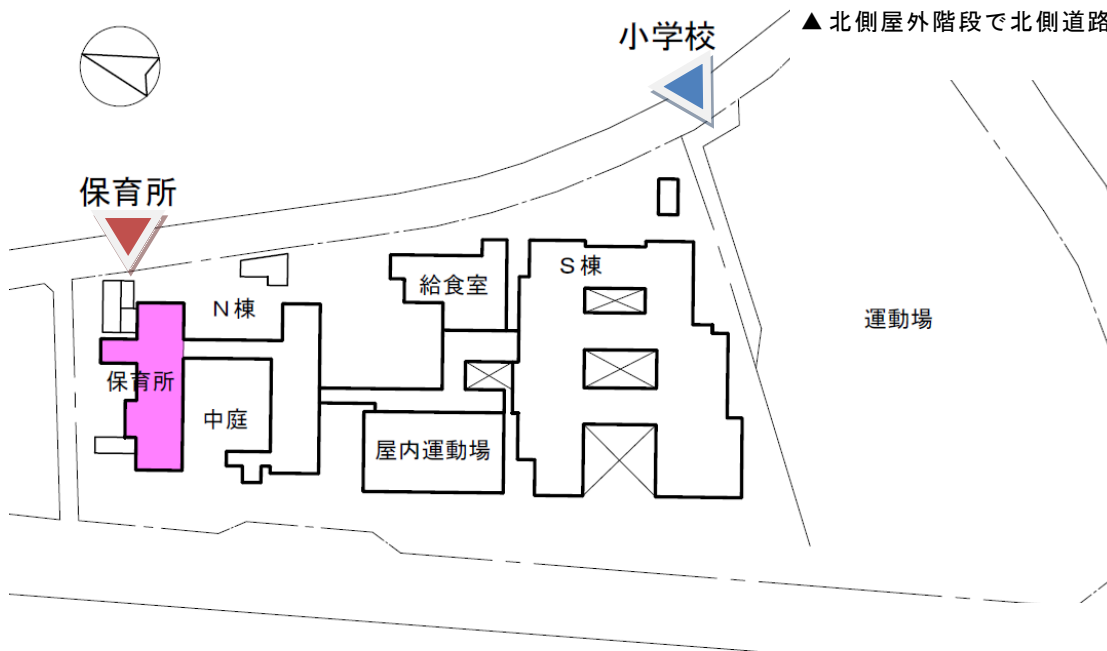
SUNはるかぜ保育園／野庭すずかけ小学校	送迎・登下校	あそび(室内)	調理	食事	おやつ	午睡	調乳	外遊び	排泄	沐浴	延長保育	事務	休憩	一時保育
0歳児	保育所専用門	保育室①	調理室	保育室① 食事スペース／午睡スペース		調乳室	中庭	園児用(男女共用)	沐浴室	保育室				遊戯室
1歳児		保育室②		保育室② 食事スペース／午睡スペース										
2歳児 3歳児 4・5歳児		保育室③ 遊戯室		保育室③ 食事スペース／午睡スペース										
保育士								職員用			事務室	休憩室		
小学生	正門													

◆配置計画

小学校正門とは別に、保育所用の門を設置した。前面道路がN棟2階近くまで上がっているため、前面道路から保育所がある2階に屋外階段（鉄骨造、2カ所）で直接アプローチできるようになっている。園庭として使用している中庭には、北側の屋外階段で直接下りられるようになっている。



▲北側屋外階段で北側道路及び中庭へ降りる

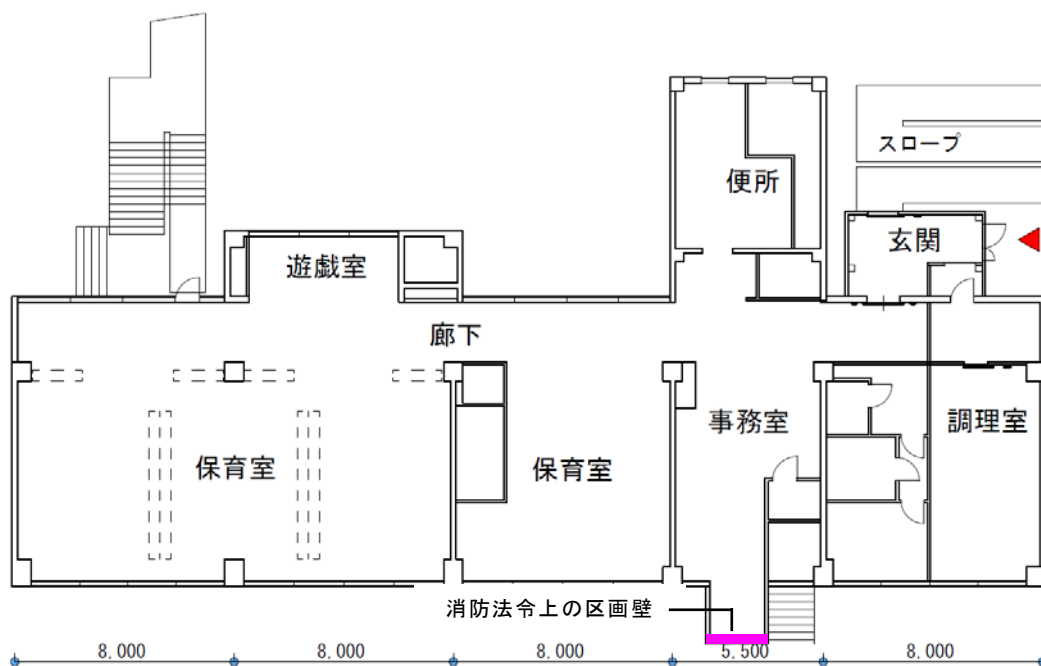


野庭すずかけ小学校 配置図

◆平面計画

保育所を設置したことにより、消防法に基づく消防用設備の規制が既存建物に及ばないようにするため、開口部のない耐火構造の壁で保育所と学校部分を区画している。

教室1つ分に保育室（0・1歳児用）1室を、教室2つ分に保育室（2歳児）、保育室（3歳児）、保育室（4・5歳児）を家具で区切って設けている。元トイレだったところにトイレ（園児用・男女共用）、車椅子便所等に改修した。教室1つ分に調理室、保育士休憩室、更衣室、職員便所を設けている。廊下だったところに壁を設けて、事務室としている。



SUNIはるかぜ保育園 改修後平面図

1. 玄関

敷地への出入り口は、保育所専用の屋外階段（北側、東側2カ所）としている。



▲東側屋外階段を北側から見る



▲玄関ホール



▲廊下（事務室前から見る）

2. 保育室

保育室は、0・1歳児を2室に区切っている。特に0歳児保育室は天井までに間仕切りを設けている。1歳児保育室には、調乳室、沐浴室を設けている。2～5歳児は、家具で区切って3つの保育室にしている。保育室はさらに家具で区切って、遊ぶスペースと午睡スペースに分けている。午睡は移動式のベッドを使用している。



▲ 1歳児保育室
(奥は0歳児の保育室)



▲ 2歳児保育室 (午睡スペース)



▲ 4・5歳児保育室 (読み聞かせ)

3. トイレ

既存のトイレを園児用 (男女共用) 及び車椅子便所としている。



▲ 園児用トイレ (ブース有)



▲ 園児用トイレ (ブース無)



▲ 園児用トイレ・小便器

4. 調理室

専用の調理室がある。

5. 園庭

中庭に遊具や砂場をおいて、園庭として使用している。中庭へは北側外部階段から直接下りる。中庭周辺にも遊具をおいて利用している。



▲ 中庭遊具 (ベランダから見る)



▲ 中庭遊具



▲ 中庭周辺の遊具

◆学校に保育所があることについて

●学 校

共同防火管理協議会を設置し、共同して防火管理を実施している。

保護者には、園児を車で送迎するときに通学路で U ターンすると危険なのでそうしないように指導している。学校統合 3 年目（調査時点）で、統合校同士の融合が優先されて、保育園との交流は少なくなっている。開園当初には 6 年生が園児と交流したり、ミニ文化祭に参加してもらっていた。

●保育所

園庭が 400 m² 有り恵まれている。中庭なので日当たりが悪く、寒いが園児たちは元気に駆け回っている。また、学校にあるせいか騒音への苦情はない。港南区は待機児童が多く定員の 25% 増で受け入れているがこれ以上は難しい。卒園児の 5 割は野庭すずかけ小学校に通うので、近くを通ると卒園児が園児に声を掛けてくれる。

◆研究会コメント

余裕教室が多く確保できたため本園が整備できたものと思われる。専用の調理室、調乳室、沐浴室がある。また、職員用のスペースが充実している。

2 階にあるにもかかわらず敷地の高低差を利用して、前面道路から直接アプローチできるため、小学校から独立した計画となっている。中庭全体を保育所で利用するため、専用の園庭を確保している。

オープンスペースの保育室としているため見通しが良く、保育士の目が行き届く。その反面、天井が高く、オープンスペースで、1 階が日中無人であることから良く暖まらないという意見もあった。

保育所を学校に整備する際は、床、壁、建具の断熱性について留意する必要がある。

■学校概要

住所：横浜市港南区野庭町 346-2

学校名：横浜市立野庭すずかけ小学校

敷地面積：21,180 m²

延床面積（校舎）：8,444 m²

建設年度（校舎）：昭和 56

■保育所概要

名 称：SUN はるかぜ保育園

運営形態：公設民営

開所時間：基本保育（月～金）8:30～16:30

（土）8:30～16:30

延長保育（月～金）7:00～21:00

（土）7:00～18:00

運営開始：平成 17 年 4 月

■保育室面積

2 歳未満児用：54.5 m²（3.2 m² / 1 人・現員）

2 歳以上児用：128 m²（2.2 m² / 1 人・現員）

（注）保育室面積は計画図面から壁芯で算出

■改修概要

改修場所：N 棟 2 階

建設年度：昭和 54

構造：RC 造

階数：3 階建

延床面積：4,985 m²

改修面積：470 m²

改修前諸室：教室 4 室、廊下、便所

改修後諸室：保育室 4 室、遊戯室、調理室、事務室

調乳室、沐浴室、トイレ（園児用・男女共用）、倉庫

トイレ（職員用）、更衣室、休憩室

学校と保育所の区画：開口部のない耐火構造の壁で区画

屋外改修：外部階段 2 カ所、遊具設置

工期：平成 16 年 10～2 月

工事費：約 1 億 1377 万円（屋外工事を含む）

7 世田谷区立 砧南中学校・砧南らる保育園

● 学校概要（平成 22 年 11 月現地調査）

■ 学校規模（平成 22 年 4 月現在）

学級数	10
児童数	341

■ 保育所規模（平成 22 年 9 月現在）

分園	0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計
定員	10	10	10	30
現員	10	10	10	30

■ 背景

世田谷区では、待機児童対策から余裕教室の活用も含め、保育所整備を進めてきた。

学校施設を活用した保育所整備では、学校敷地内に鉄骨造の独立した保育所を新築する手法も採り入れている。

■ 保育所整備の特徴

- ・ 認証保育所でありながら、屋外スペースを専用の園庭として使用できる。
- ・ 中学生と園児が様々な交流を継続的に行うことにより、乳幼児に良い影響がある。
- ・ 中学校とは壁で区画。



▲ 保育所専用門

◆ 運営概要

世田谷区では、保育所整備を行ってきたが、出生数や就学前児童の増加傾向が続いていることに加え、子育て世代における就労意向の高まりや就労形態の変化等により認可保育園入園申込者が増えており、待機児童数の高留まり傾向が続く状況になっている。

従来から、中学生の家庭科保育実習や職業体験で保育所との交流があり、中学校に保育所があることによって、一層の交流が図られることになった。

乳幼児を対象とした東京都認証保育所である。園庭は、南棟に隣接して設けている。給食は専用の調理室で調理している。

砧南らる 保育園／ 砧南中学 校	運営形態	施設 位置付け	設置 区分	取組 むきかけ	中学 との区画	中学 との連携	園庭	給食
0歳児	公設民営	認可外保育所	都認証保育所	待機児童解消	壁で区画	体育祭・家庭科保育実習・職場体験	保育所南側に専用の園庭を設置	調理室で調理
1歳児								
2歳児								
保育士								
中学生								



▲ 保育所入り口スロープ・階段

◆施設利用状況

砧南らる 保育園／ 砧南中 学校	送迎・登下校	あそび (室内)	調理	食事	午睡	調乳	外遊び	排泄	沐浴	一時 保育	事務	休憩	その他
0歳児	保育園専用門	保育室①	調理室	保育室① 食事スペース／午睡スペース		調乳室(調理室内)	園庭	園児用(男女共用)		一時保育室			
1歳児		保育室②		保育室② 食事スペース／午睡スペース									
2歳児													
保育士								大人用			事務室		
中学生	正門												

◆配置計画

小学校正門とは別に、保育所用の門を設置した。グラウンドと隣接しているので、アプローチに防球ネットを設置している。

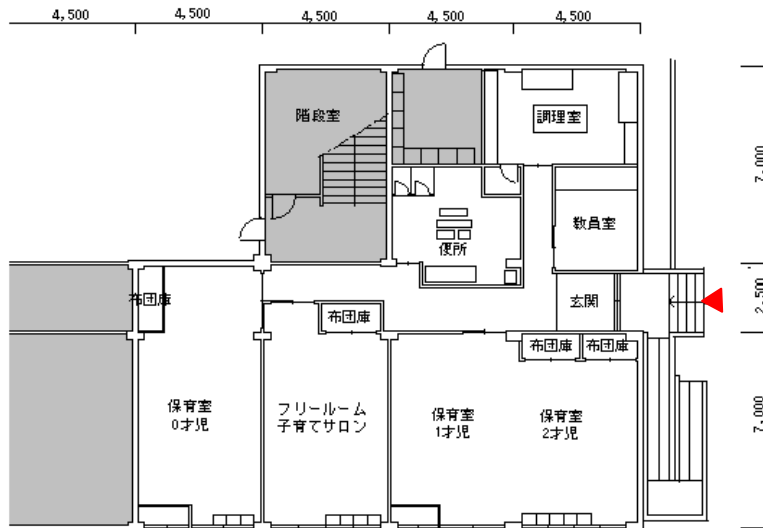


▲ 保育所入り口防球ネット

◆平面計画

保育所を設置したことにより、消防法に基づく消防用設備の規制が既存建物に及ばないようにするため、学校部分とは耐火構造の壁で区画している。

南側に保育室を、北側にトイレ、調理室、事務室を配置している。



砧南らる保育園 改修後平面図

1. 玄関

南棟の妻側に玄関を設置している。



▲玄関（右：園児用柵）



▲保育所入り口スロープ

2. 保育室

教室を2つに区切って、0歳児保育室及び一時保育室（フリールーム）、1歳児保育室及び2歳児保育室としている。



▲1・2歳児保育室
（可動間仕切り有り）



▲保育室（園庭に直接出る出入口）



▲保育室（収納）

3. トイレ

トイレを園児用（男女共用）と職員用に分けている。



▲園児用トイレ



▲園児用トイレ



▲園児用トイレ（沐浴槽）

4. 調理室

給食は、調理室で調理している。



▲調理室



▲調理室

5. 園庭

保育室に面した校舎南側の屋外スペースを園庭として利用している。



▲園庭



▲園庭



▲園庭柵

◆学校に保育所があることについて

●学 校

生徒が保育実習や園児の運動会への参加を通じた体験教育の機会としている。

全ての区立小学校では、新 BOP 事業*（放課後子どもプランに位置付け）を実施しており、主に 1 階の 2～3 教室分を活用しているため、まとまった教室数を確保することは困難になっている。

※ 放課後の遊び場対策と学童クラブを統合したもの

● 保育所

体育祭に園児が参加するなど、交流が盛んで、乳幼児に良い影響がある。認証保育所でありながら、専用の園庭として利用できる屋外スペースが保育室に面して確保されており恵まれた保育環境となっている。

◆ 研究会コメント

中学校の教室を活用した保育所整備の事例である。小学生と乳幼児との交流は、大人の補助なしでは難しい面があるが、中学生であれば、授業の一環として、また、学校行事の一環として、着実に実施されており、中学生、園児双方に情操面で良い影響を与えている。

都心に在りながら、校舎周辺のスペースを専用の園庭として確保し、校庭とは防球ネットで囲うことで園児の安全性を高めている。

■ 学校概要

住所：世田谷区鎌田 3-13-20

学校名：世田谷区立砧南中学校

敷地面積：13,408 m²

延床面積（校舎）：5,809 m²

建設年度（校舎）：昭和 51

■ 改修概要

改修場所：南棟 1 階

建設年度：昭和 51

構造：RC 造

階数：4 階建

延床面積：1,817 m²

改修面積：238 m²

改修前諸室：教室 2 室、廊下

改修後諸室：保育室 3 室、一時保育室、調理室、事務室、トイレ（園児用・男女共用）、

トイレ（職員用）、

学校と保育所の区画：耐火構造の壁で区画

屋外改修：防球ネット設置

工期：平成 13 年 10～平成 14 年 2 月

工事費：約 4,678 万円

■ 保育所概要

名称：砧南らる保育園

運営形態：公設民営

施設の位置付け：認可外保育所

開所時間：基本保育（月～金）7:00～20:30
（土）7:00～20:30

運営開始：平成 14 年 3 月 1 日

■ 保育室面積

2 歳未満児用：74.3 m²（3.7 m²／1 人・現員）

2 歳以上児用：31.5 m²（3.2 m²／1 人・現員）

（注）保育室面積は計画図面から壁芯で算定

● 学校概要（平成 22 年 10 月現地調査）

■ 学校規模（平成 22 年 4 月現在）

学級数	6-1*	*特別支援学級
児童数	165	

■ 保育所規模（平成 22 年 9 月現在）

分園	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員	6	6	6	6	5	29
現員	3	1	3	4	6	17

■ 背景

松島町では、町立の本郷保育所の閉所に伴い、高城保育所の分園として平成 19 年 4 月に開設された。

学校に併設された幼稚園に隣接する教室を保育室に転用することにより、幼稚園との一体的な運営を行っている。

■ 保育所整備の特徴

- ・棟続きの幼稚園と隣接する教室を保育室に転用、遊戯室、園児・大人用トイレ及び事務室は、幼稚園と共用とした。
- ・保育所長は幼稚園長を兼任。職員は、保育士及び幼稚園教諭の資格者。
- ・4、5歳児は午前中、幼稚園カリキュラムに基づいた指導で幼稚園児と共に過ごす。



▲ 幼稚園全景

運営概要

松島町では、本郷保育所の老朽化に伴い、効率的な運営を行うため松島第二小学校の余裕教室を活用して、高城保育所分園を整備した。

従来から、松島町では町内の小学校全てに幼稚園が併設しており、学校長が幼稚園長を兼務している。

本校では、保育所長が幼稚園長を兼務し、松島第二幼稚園との一体的な運営を推進している。

高城保育所分園／松島第二小学校	送迎・登下校	施設位置付け	設置区分	取組むきっかけ	小校との区画	小校との連携	園庭	給食
1～5歳児	公設・公営	認可保育所	分園	保育所廃止	防音壁	避難訓練	校庭	本園で調理
保育士								
小学生								



▲ 松島第二小学校全景

◆施設利用状況

高城保育所／松島第二小学校	送迎・登下校	あそび(室内)	調理	給食	おやつ	午睡	調乳	外遊び	排泄	沐浴	延長保育	事務	医務	その他
1～3歳児	幼稚園側通路	保育室①		保育室① 食事スペース/ 午睡スペース				校庭	園児用(男女共用)					
4・5歳児		保育室(幼)	遊戯室(幼)											
幼稚園児			学校											
保育士									職員用			職員室	医務室	
小学生	正門													

上記の部屋の内、改修工事で整備したのは、保育室1室（保育室①）のみであり、他は幼稚園の施設を兼用している。

◆配置計画

保育所及び幼稚園へのアプローチは学校とは別になっており、保育所へのアプローチは幼稚園と同じである。保育所の職員は、幼稚園の玄関を利用し、園児は保育室から直接出入りする。

保育園児の保護者用駐車場を確保している。



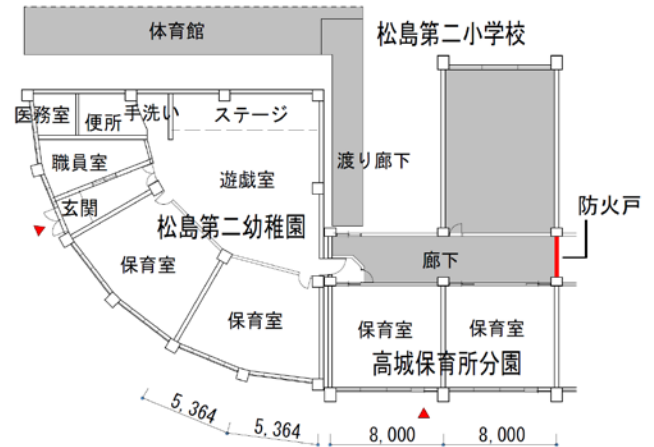
▲園児保護者用の駐車場を確保

松島第二小学校 配置図

◆ 平面計画

幼稚園と一体化して運営するために、幼稚園と隣接したコンピュータ室を余裕教室に移設して、保育所の保育室に転用した。

こうすることで、幼稚園の遊戯室、園児用トイレ及び職員室等は、幼稚園と共用できるため整備費用を押しえることができた。



高城保育所分園・松島第二幼稚園 平面図

1. 玄関

保育園児は、保育室へポーチから直接出入りする。幼稚園児も同様である。

職員は、幼稚園の玄関から出入りする。敷地から幼稚園や保育所まで、フェンス等の間仕切りは無い。なお、午睡に支障がないよう、学校側の廊下に防音壁を設置した。



▲ 保育所玄関



▲ 幼稚園玄関



▲ 学校廊下に設置した防音壁

2. 保育室

保育室は、一室のみ内装材を改修し、エアコンを設置している。



▲ 改修した保育室



▲ 保育室内



▲ 保育室内

3. 幼稚園と共用する諸室



▲遊戯室（幼稚園）



▲保育室（幼稚園）



▲園児用・大人用トイレ（幼稚園）

4. 校庭

保育室を始め教室は、校庭に面している。保育所への園児用玄関から校庭へ直接出入りできる。校庭は学校側と共用で使用し、園児と児童との自然な交流が生まれている。

◆学校に保育所があることについて

●学 校

学校の活動（机・いすを動かす音等）で、保育園児の午睡に支障が出るのではないかと考えて、保育室前に防音壁を作ったが全く支障がなかった。

入学前の子どもの様子が分かるので、きめ細かく対応できる。

小さな子どもたちが居ることを理解しているので、本校の児童は廊下を走る子がいない。思いやりの心が育つことが、保育所がある効果だと思う。

また、持久走大会で走る児童を、自然に保育室から園児が出てきて応援するなど、自然な交流が生まれている。



▲持久走大会：小学生を応援する保育園児たち



▲合同防災訓練：乳児

●保育所

午前中に 4、5 歳児は、幼稚園カリキュラムに基づいて幼稚園児と一緒に過ごす。行事は幼稚園と共同で実施する。職員は、保育士及び幼稚園教諭両方の資格者を配置して、兼務している。分園や幼稚園の園児は全て同校に入学するが、小さな頃から通っているので安心して入学できる。

◆研究会コメント

既に幼稚園が併設されている小学校に保育所を設置したもので、消防法令上は全体を複合用途防火対象物として扱われることから、学校を含めた全体に誘導灯の設置が義務付けられている。教頭が複合用途の共同防火管理者となって、年 2 回の合同避難訓練を行っている。

小学校と幼稚園が給食センターから給食が配送されているので、分園も同様にしようとしたができなかったのは、制度上の改善前だったからと思われる。

教室一室を改修し、保育室にした他は、全て幼稚園の施設を活用した合理的な計画である。

■学校概要

住所：宮城県宮城郡松島町高城字反町五 14
学校名：松島町立松島第二小学校
敷地面積：18,309 m²、校庭面積：9,405 m²
延床面積（校舎）：3,275 m²
建設年度（校舎）：平成 3

■保育所概要

名称：松島町立行高城保育所分園
運営形態：公設公営
施設の位置付け：認可保育所
定員：29 人、職員：4 人
開所時間：基本保育（月～金）8:00～16:00
（土）8:00～16:00
延長保育（月～金）7:30～18:00
（土）7:30～18:00
給食：本園で調理したものを分園へ搬送
（本園との距離 2,300m）
運営開始：平成 19 年 4 月 1 日

■保育室面積

2 歳未満児用：27.4 m²（9.1 m²／1 人・現員）
2 歳以上児用：100.6 m²（7.2 m²／1 人・現員）
（注）保育室面積は計画図面から壁芯で算出し、調査時点の園児人数により按分

■改修概要

改修場所：校舎 1 階
建設年：昭和 58 年
構造：RC 造
階数：2 階建
改修面積：64 m²（1 室のみ改修）
改修範囲：2 教室、廊下一部
改修前諸室：コンピューター室
改修後諸室：保育室（1～3、4～5 歳児用）
2 室
学校と保育所の区画：廊下に防音壁を設置
その他：送迎用の駐車スペースを確保
工期：平成 19 年 1～3 月
工事費：約 556 万円

第3章 アンケート調査及び先進事例調査からみた施設利用実態

1. 設置形態による区分と施設利用や運営面の特徴

今回の調査から、保育所の設置形態の区分により5つのタイプに分類したが、それぞれの施設利用や運営面の特徴を以下に整理する。これから余裕教室を活用した保育所整備を計画する市区町村においては、各タイプの施設利用実態や運営面の特徴を理解して、当該地域における保育需要、既存施設の実態、所要財源などに応じ、最適な計画となるよう検討することが望まれる。

表3 余裕教室を活用した保育所整備における分類とその特徴

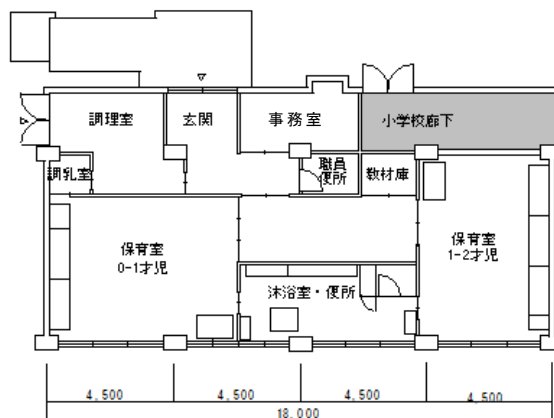
設置形態による区分	件数	施設利用や運営面の特徴
Iタイプ 小学校＋保育所分園	13	<ul style="list-style-type: none"> ・5つのタイプの中で最も実施例が多い ・13件のうち10件が0～2歳児対象 ・調理室や調乳室が必要なときは改修単価が割高 ・乳児のみの場合は児童との日常的な交流は少ない ・分園は本園に比べ諸経費を抑えることができる
IIタイプ 小学校＋ 保育所分園(5歳児のみ)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校と保育所本園が隣接した立地に限られる ・分園に5歳児を移して本園の定員を増員 ・調理室や調乳室の改修がなく改修単価が割安 ・園児と児童の日常的な交流が活発
IIIタイプ 小学校＋保育所本園	3	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所に転用できる面積を多く確保できる場合に限られる ・調理室や調乳室が必要なため改修単価が割高
IVタイプ 中学校＋ 保育所分園・認可外	2	<ul style="list-style-type: none"> ・調理室や調乳室が必要なため改修単価が割高 ・学校行事(運動会等)における交流が活発 ・家庭科保育実習を生徒が保育所で実地に体験
Vタイプ 待機児童対策以外	3	<ul style="list-style-type: none"> ・施設老朽化のため保育所を閉所し、学校内に分園を設置した事例 ・過疎地や離島に立地する場合

(1) Iタイプ（小学校＋保育所分園）の施設利用実態と運営面の特徴

- Iタイプの実施例：南新浜小学校＋行徳第二保育園分園（市川市）（26～31 ページ参照）
賀茂小学校＋こぐま保育園分園（福岡市）（32～36 ページ参照）
有住小学校＋こぐま保育園分園（福岡市）（37～41 ページ参照）

配置計画

- ・保育所専用の門を設け、小学校と保育所の動線を分離。
- ・専用門に近い校舎の1階部分を改修。
- ・保育所に新たに屋外スロープを設置。
- ・保育所に隣接して放課後子ども教室として利用する例もある。（有住小）
- ・学校敷地内に園児送り迎え用の駐車スペースを設けた例もある。（有住小）



保育所使用部分の平面図

平面計画・各室設計

- ・保育室の内部は、内装の改修、間仕切り変更、手洗いの新設、収納家具の設置等により教室とは全く異なる印象である。
- ・冷房設備を新設。
- ・調理室、トイレ（幼児用、職員用）、沐浴室、事務室等が新設され、保育所内部は学校の印象は全くない。
- ・廊下は防火扉で区分され、小学校との日常的な行き来はあまりない。



保育室内部に教室の印象はない（午睡中の2歳児）

運営面の特徴

- ・分園の対象年齢が乳児の場合は、3歳になると本園に進級。
- ・学校行事や授業の一環として児童が保育園を訪問することがある。
- ・対象年齢が乳児の場合は、日常的な交流活動はあまりない。



新設された幼児用トイレと沐浴室

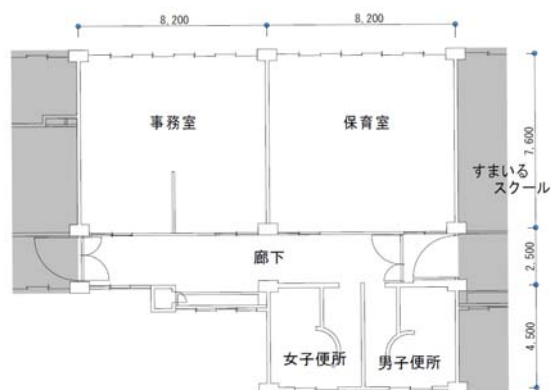
(2) IIタイプ（小学校＋保育所分園（5歳児のみ））の施設利用実態と運営面の特徴

IIタイプの実施例：三木小学校＋西品川保育園分園（品川区）（42～46 ページ参照）

中延小学校＋中延保育園分園（品川区）（47～51 ページ参照）

配置計画

- ・ 小学校と保育所本園が隣接しているため、容易に行き来ができる。幼児は本園に登園してから集団で分園に移動する。おやつや延長保育は本園に移動して行う。
- ・ 保育園に近い校舎の1階部分を改修して、5歳児の保育室と幼児用トイレを整備。
- ・ 保育所専用の門を設け、小学校と保育所の動線を分離。
- ・ 保育所用に新たに屋外スロープを設置。



保育所使用部分の平面図

平面計画・各室設計

- ・ 学校には5歳児の保育室、幼児用トイレ、事務室を整備。給食は小学校と共用するため調理室はない。
- ・ 保育室の内部仕上げは概ね既存のまま。教室1室を5歳児（定員24～28名）で使用。冷房設置済のため天井扇風機のみ新設。
- ・ トイレは児童用トイレの便器、手洗いを幼児用に改修。手挟み防止カバーを新設
- ・ 廊下は学校使用部分との間に柵を設けているが、通常は自由に行き来している。



保育室内部はほとんど普通教室と同じ仕様

運営面の特徴

- ・ 5歳児が分園に移ったスペースを使って本園の定員を増やした。（乳児＋幼児）
- ・ 5歳児と小学生は年齢が近く、学校行事のみならず毎日が幼小連携体験。授業時以外は校庭や体育館で一緒に遊ぶ。
- ・ 給食は調理方法を工夫して小学校と同じものを食べる。午睡はしない。
- ・ 教室の広さや校庭の利用によるゆとりが園児の保護者に歓迎されている。



幼児用に改修したトイレの内部

(3) IIIタイプ（小学校＋保育所本園）の施設利用実態と運営面の特徴

IIIタイプの実施例：野庭すずかけ小学校+SUN はるかぜ保育園（横浜市）

（52～56 ページ参照）

配置計画

- ・ 前面道路に近い校舎の2階部分を改修。
（1階は市民図書室と地域開放スペース）
- ・ 保育所専用の門を設け、小学校と保育所の動線を分離。敷地に高低差があるため保育所を2階とし、専用スロープを新設。
- ・ 学校敷地の一部を簡易なフェンスで区画して専用の園庭を確保。
- ・ 小学校校舎と渡り廊下で結ばれているが、建築法規の関係で区画されている。



保育所使用部分の平面図

平面計画・各室計画

- ・ 本園が入居するため教室4室分を改修。
改修面積が他の事例より多い。
- ・ 保育室（3室）、遊戯室、調理室、事務室、休憩室、トイレ（幼児用、職員用、車椅子用）等を新設。
- ・ 保育室の内部は、内装の改修、間仕切り変更、手洗いの新設、収納家具の設置等により教室とは全く異なる印象である。
- ・ 冷房設備を新設。



0～1歳児用の保育室（右奥は沐浴室・調乳室）

運営面の特徴

- ・ 保育所使用部分が学校の教室群と離れているため、日常的な交流は少ない。
- ・ 小学校の体育館を保育園の運動会に使用
- ・ 野庭すずかけ小学校は大規模団地に立地し、児童数の減少により平成20年に2校が統合して新規開校した学校。



定員60人分の食事を賄う調理室

(4) IVタイプ（中学校＋保育所分園・認可外保育所）の施設利用実態と運営面の特徴

IVタイプの実施例：砧南中学校＋砧南らる保育園（世田谷区）（57～61 ページ参照）

配置計画

- ・前面道路に近い校舎の1階部分を改修して、保育室、調理室、トイレ・洗濯室、事務室等を整備。
- ・保育所専用の門を設け、小学校と保育所の外部動線を分離。
- ・保育所用の屋外スロープを設置。
- ・砧南中では、保育室から直接出られる専用の園庭を設け、砂場や遊具を設置。



専用の園庭があり保育室から直接出入りできる

平面計画・各室計画

- ・保育室の内部は、床の嵩上げ、内装の改修、間仕切り変更、流し台の新設により教室とは全く異なる印象となっている。
- ・冷房設備も新設。
- ・新たに調理室、幼児用トイレ・洗濯室、事務室が整備され、保育所使用部分は学校の印象は全くない。
- ・保育所専用の玄関を設け、インターホンや電気錠を新設。
- ・中学校との内部の行き来はできない。



普通教室とは全く異なる印象の保育室内部

運営面の特徴

- ・開設から10年以上経過して、学校行事（運動会等）への園児参加や、保育所行事への生徒のボランティア参加が定着した。
- ・家庭科の保育実習で生徒が保育所を訪問し、子育てを実際に体験する。
- ・園児との交流を通じて生徒の情操教育に一定の効果が見られる。園児も中学生と接することが成長過程のよい体験になる



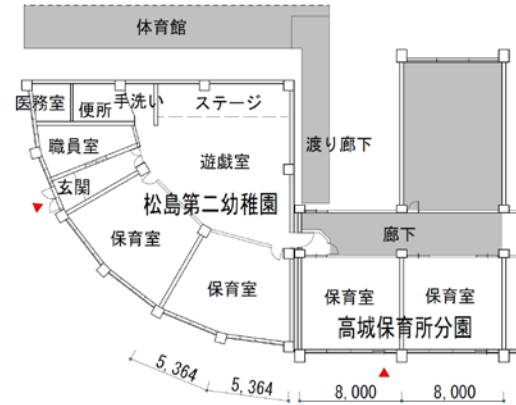
幼児用トイレ、手洗い、沐浴室等を新設

(5) Vタイプ（待機児童対策以外）の実例における施設利用実態と運営面の特徴

Vタイプ実施例：松島第二小学校＋高城保育所分園（松島町）（62～66 ページ参照）

配置計画

- ・もともと学校と幼稚園が併設していて、棟続きで幼稚園に隣接する教室を保育室に転用し、遊戯室、園児・大人用トイレ及び事務室は幼稚園と共用。
- ・保育所及び幼稚園へのアプローチは、学校とは別にして動線を分離。
- ・保育園児の保護者用駐車場を確保。
- ・校庭は学校側と共用で使用。



保育所及び幼稚園使用部分の平面図

平面計画・各室計画

- ・保育室は1室のみを内装改修し、エアコンを設置。
- ・遊戯室、園児用トイレ及び職員室等は幼稚園の既存施設を共用し、合理的かつ必要最小限の整備。
- ・幼稚園と隣接したコンピュータ室と余裕教室の場所を入れ替えて保育室に転用。



改修した保育室

運営面の特徴

- ・松島町では小学校全てに幼稚園が併設。
- ・高城保育所分園では、幼稚園長が保育所長を兼務し、一体的な運営を推進。
- ・保育所の4、5歳児は、午前中は幼稚園カリキュラムに基づいた指導で幼稚園児と一緒に過ごす。
- ・職員も保育士と幼稚園教諭両方の資格を有する者を配置。



遊戯室やトイレは幼稚園の施設を共用

2. 施設設計の前提となる保育所運営に関する分析

本項では、施設設計の前提となる保育所運営の実態について、設置形態別に整理する。

(1) 設置形態別の定員・現員及び保育対象年齢

- ・認可保育所の場合には本園、分園ともに定員の定めがあるものの、それぞれの地域の保育需要の実態や校舎から転用できる面積の制約等により定員を設定している例が多い。今回の事例では、本園で定員60人以下となっている保育所もあり、状況に応じた柔軟な対応がなされている。
- ・待機児童対策として整備した保育所（Ⅰ～Ⅳタイプ）の現員は、定員を超過しているもの、定員以内のものが共に10件ずつ。定員を超過している人数が最も多いのは15人超過で2件となっている。
- ・保育対象年齢は、乳児のみ（0～2歳）、幼児（4～5歳）と乳児＋幼児（0～5歳）の3つに分けることができ、今回の調査では23件中12件が乳児のみ、3件が4～5歳児のみ、残りの8件が乳児＋幼児を受け入れている。乳児＋幼児を受け入れる場合は1つの保育室を複数年齢児で使用することが多く、0～1歳＋2～5歳や、1～3歳＋4～5歳等の組合せがある。
- ・各タイプ別の概要は次のとおり。
 - Ⅰタイプ：定員は15～30人で平均24.3人。定員30人、29人、20人が各3件ずつ。現員は14～43人で平均26.2人。13件中7件で現員が定員を上回っており、現員／定員の平均値は107.6%。保育対象年齢は0～2歳が6件で最も多く、次いで1～5歳と0歳のみが2件ずつ、0～1歳と2歳のみが1件ずつとなっている。
 - Ⅱタイプ：定員は24人と28人で平均26人。現員は24人と19人で平均21.5人。調査時点では現員が定員を下回っており、現員／定員の平均値は82.7%。保育対象年齢は5歳のみ。
 - Ⅲタイプ：定員は41～60人で平均48.7人。現員は44～75人で平均54.7人。3件中2件で現員が定員を上回っており、現員／定員の平均値は112.3%。保育対象年齢は0～5歳が2件、0～3歳が1件。
 - Ⅳタイプ：定員は29～30人で平均29.5人。現員は2件とも30人。現員／定員は101.7%。保育対象年齢は0～2歳が1件、1～2歳が1件。
 - Ⅴタイプ：定員は29人と2人（1件は認可外）。現員は17人と2人（認可外は8人）。保育対象年齢は1～5歳と4～5歳（認可外は0～5歳）。

表4 設置形態別の定員・現員及び保育対象年齢

設置形態 による区分	整理 番号	定員 (人)	現員 (人)	現員/定員 (%)	保育対象年齢・人数						備 考
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
Iタイプ 小学校 + 分園	13	30	35	116.7%		6 6	29 24				
	14	30	34	113.3%		8 6	7 6	7 6	6 6	6 6	
	16	30	34	113.3%	4 5	6 5	6 5	6 5	6 6	6 6	
	19	20	22	110.0%	5 5	9 10	8 5				
	20	20	18	90.0%	4 5	11 10	3 5				
	21	20	16	80.0%	7 5	3 10	6 5				
	11	18	18	100.0%	6 6	6 6	6 6				
	5	15	14	93.3%	14 15						
	4	28	43	153.6%	14 15	15 9	14 4				
	6	29	26	89.7%	9 9	17 20					
	8	18	18	100.0%	18 18						
	7	29	30	103.4%			30 29				
	3	29	32	110.3%	8	18	6				
	平均	24.3	26.2	107.6%							
	IIタイプ 小学校 + 分園(5歳)	22	28	24	85.7%						24 28
23		24	19	79.2%						19 24	学校と本園が隣接
平均		26	21.5	82.7%							
IIIタイプ 小学校 + 本園	12	60	75	125.0%	8 5	9 10	14 11	15 11	14 15	23	
	15	41	45	109.8%	7 6	8 7	8 7	5 7	9 8	14	
	17	45	44	97.8%	6 9	12 12	13 12	13 12			
	平均	48.7	54.7	112.3%							
IVタイプ 中学校 + 分園等	9	29	30	103.4%		13 14	17 15				
	10	30	30	100.0%	10 10	10 10	10 10				
	平均	29.5	30	101.7%							
Vタイプ 待機児童 対策以外	2	29	17	58.6%		3	1	3	4	6	既設幼稚園と共用
	1	—	8	—	1	2	3		1	1	
	18	2	2	100.0%					1	1	離島

(2) 設置形態別の開所時間（平日の場合）

- ・ 保育所の稼働時間は学校より非常に長い。児童生徒の登下校時間の基本は、小学校で概ね 8:00～15:30（7 時間 30 分）、中学校で概ね 8:00～16:30（8 時間 30 分）であり、学校の部活動や地域開放を考慮しても保育所の稼働時間の方が長い。
延長保育を含めると、早い所は 7:00 から遅い所は 21:00 まで稼働している。一部を除いて土曜日も稼働しており、中には土曜日も 7:00～20:30 まで 13 時間 30 分稼働している例もある。
- ・ 学校と保育所の使用時間が異なるため、校舎内で保育所使用部分のみが稼働することを前提にして設計する必要があり、使用エリアの区画、動線の分離、電気・ガス・水道の系統区分、防犯設備、光熱水費の区分計量等について設計上の配慮が必要である。
- ・ 各タイプ別の概要は次のとおり。
 - I タイプ：基本保育は 8 時間～11 時間で、平均時間は約 9 時間 10 分。
延長保育は 1 時間～5 時間で、延長なしが 3 件。平均時間は約 3 時間 45 分。
両者を合わせた保育時間は 11 時間～13 時間で、平均時間は約 12 時間。
 - II タイプ：基本保育は 11 時間。延長保育は 1 時間。両者を合わせた保育時間は 12 時間。
 - III タイプ：基本保育は 8 時間～11 時間 30 分で、平均は 9 時間 10 分。
延長保育は 30 分～6 時間で、平均は 3 時間 35 分。
両者を合わせた保育時間は 12 時間～14 時間で、平均は 12 時間 45 分。
 - IV タイプ：基本保育は 11 時間～13 時間 30 分で、平均は 12 時間 15 分。
基本保育の時間が長いため、延長保育はなし。
 - V タイプ：基本保育は 6 時間 30 分～8 時間で、平均時間は 7 時間 30 分。
延長保育は 1 カ所のみで 2 時間 30 分。3 件のうち 2 件は土曜日の延長保育を行っていない。

表5 設置形態別の開所時間（平日の場合）

設置形態 による区分	整理 番号	基本保育時間		延長保育時間		合計時間	
		開始～終了	時間	開始～終了	時間		
Iタイプ	13	8:30～16:30	8h	7:00～8:30、16:30～19:15	4h15min	12h15min	
	14	8:30～16:30	8h	7:00～8:30、16:30～20:00	5h	13h	
	16	8:30～16:30	8h	7:00～8:30、16:30～20:00	5h	13h	
	19	7:00～18:00	11h	なし	—	11h	
	20	7:00～18:00	11h	なし	—	11h	
	21	7:00～18:00	11h	なし	—	11h	
	11	7:00～18:00	11h		18:00～19:00	1h	12h
小学校 ＋ 分園	5	9:00～17:00	8h	7:15～9:00、17:00～19:15	4h	12h	
	4	9:00～17:00	8h	7:00～9:00、17:00～20:00	5h	13h	
	6	8:30～16:30	8h	7:15～8:30、16:30～19:15	4h	12h	
	8	7:15～18:15	11h		18:15～20:15	2h	13h
	7	8:30～17:00	8h30min	8:00～8:30、17:00～20:00	3h30min	12h	
	3	8:30～16:30	8h	7:00～8:30、16:30～19:00	4h	12h	
	平均		9h11min		3h46min	12h05min	
IIタイプ 小学校 ＋ 分園(5歳)	22	7:30～18:30	11h		18:30～19:30	1h	12h
	23	7:30～18:30	11h		18:30～19:30	1h	12h
	平均		11h			1h	12h
IIIタイプ 小学校 ＋ 本園	12	8:30～16:30	8h	7:00～8:30、16:30～21:00	6h	14h	
	15	8:30～16:30	8h	7:15～8:30、16:30～19:30	4h15min	12h15min	
	17	7:00～18:30	11h30min		18:30～19:00	30min	12h
	平均		9h10min			3h35min	12h45min
IVタイプ 中学校 ＋ 分園等	9	7:30～18:30	11h	なし	—	11h	
	10	7:00～20:30	13h30min	なし	—	13h30min	
	平均		12h15min		—	12h15min	
Vタイプ 待機児童 対策以外	2	8:00～16:00	8h	7:30～8:00、16:00～18:00	2h30min	10h30min	
	1	9:00～15:30	6h30min	なし	—	6h30min	
	18	8:30～16:30	8h	なし	—	8h	

3. 改修面積及び改修工事費に関する分析

- 改修面積は、分園型（Ⅰ、Ⅱ、Ⅳタイプ）では200～300㎡程度で、300㎡未満が一つの目安になっている。これは、保育所に転用できる1階部分の余裕教室の数に限りがあることや、消防法規における主たる用途以外に供される部分の面積限度の影響と考えられる。

本園型（Ⅲタイプ）では500㎡±100㎡程度が一つの目安となっている。

- 改修単価は、Ⅰ、Ⅲ、Ⅳタイプが20～25万円/㎡程度。調理室やトイレ等の新設に加えて、改修範囲が校舎の一部のため、一般的な校舎の大規模改修単価と比べてかなり割高である。

Ⅱタイプは8～9万円/㎡程度。調理室を作らないので割安である。

- 改修工事費は、Ⅰ、Ⅲ、Ⅳタイプでは3,000～6,000万円程度となっているが、既存校舎の形状や改修内容によりこれより多い場合もある。工事費には屋外スロープやフェンスなど改修面積に入らない費用も含まれており、屋外工事にもある程度の経費を見込んでおく必要がある。

Ⅱタイプは2,000万円程度で、調理室なしや内装改修を最小限に限定して工事費を抑えている。

- 各タイプ別の概要は次のとおり。

Ⅰタイプ：改修面積は62～351㎡で、平均200㎡。内訳は、150㎡未満が3件、150～200㎡が4件、200～250㎡が2件、250～300㎡が3件、300㎡以上が1件。

改修工事費は790～1億1,810万円で、平均5,004万円。内訳は、1,000万円未満が1件、1,000～3,000万円が0件、3,000～5,000万円が6件、5,000～7,000万円が4件、7,000万円以上が2件。

改修単価（工事費/改修面積）は12.7～47.2万円/㎡で、平均25.1万円/㎡。内訳は、10万円/㎡未満なし、10～20万円/㎡が6件、20～30万円/㎡が3件、30～40万円/㎡が3件、40万円/㎡以上が1件。

Ⅱタイプ：改修面積は228～274㎡。改修工事費は1,836～2,359万円。

改修単価は8.1～8.6万円/㎡で、調理室を作らないため割安。

Ⅲタイプ：改修面積は296～583㎡で平均450㎡。改修工事費は5,100～1億1,377万円。

改修単価は23.2～24.2万円/㎡。（1件のみ8.7万円/㎡）

本園を収容するため面積が多く、調理室やトイレ等を新設するため単価も割高。

Ⅳタイプ：改修面積は238～277㎡で平均258㎡。改修工事費は4,678～5,562万円。

改修単価は19.7～20.1万円/㎡で、調理室やトイレ等を新設するため割高。

Ⅴタイプ：改修面積は50～93㎡。改修工事費は45～556万円と大きな開きがある。

改修単価は8.7～9.8万円/㎡で割安。改修内容が事例ごとに大きく異なる。

表6 設置形態別の改修面積及び改修工事費

設置形態による区分	整理番号	定員(人)	転用した教室数	改修面積(m ²)	1人当たり面積(m ² /定員)	改修工事費(万円)	改修単価①(万円/m ²)	改修単価②(万円/人)	備考
Iタイプ 小学校 + 分園	13	30	3	296	9.9	5,283	17.8	176.1	※
	14	30	1	218	7.3	8,291	38.0	276.4	※
	16	30	2	250	8.3	11,810	47.2	393.7	※
	19	20	2	122	6.1	4,300	35.2	215.0	※
	20	20	2	149	7.5	4,386	29.4	219.3	※
	21	20	2	166	8.3	3,440	20.7	172.0	※
	11	18	1	162	9.0	5,000	30.9	277.8	※
	5	15	2	160	10.7	3,146	19.7	209.7	
	4	28	3	351	12.5	5,678	16.2	202.8	
	6	29	2	180	6.2	3,029	16.8	104.4	
	8	18	2	259	14.4	6,500	25.1	361.1	※
	7	29	1	62	2.1	790	12.7	27.2	
	3	29	3	218	7.5	3,400	15.6	117.2	
	平均	24.3	2	199.5	8.2	5,004	25.1	205.9	
IIタイプ 小学校 + 分園(5歳)	22	28	2	274	9.8	2,359	8.6	84.3	
	23	24	2	228	9.5	1,836	8.1	76.5	
	平均	26.0	2	251.0	9.7	2,098	8.4	80.7	
IIIタイプ 小学校 + 本園	12	60	4	470	7.8	11,377	24.2	189.6	※
	15	41	4	296	7.2	6,861	23.2	167.3	※
	17	45	3	583	13.0	5,100	8.7	113.3	
	平均	48.7	3.7	449.7	9.2	7,779	17.3	159.8	
IVタイプ 中学校 + 分園等	9	29	2	277	9.6	5,562	20.1	191.8	※
	10	30	2	238	7.9	4,678	19.7	155.9	※
	平均	29.5	2	257.5	8.7	5,120	19.9	173.6	
Vタイプ 待機児童 対策以外	2	29	2	64	2.2	556	8.7	19.2	既設幼稚園と共用
	1	—	1	93	—	45	0.5	—	
	18	2	1	50	25.0	489	9.8	244.5	離島

※ 印には、屋外の工事及び教室の配置変更に伴う改修工事費等を含む。

表7 設置形態別の保育所使用部分の室構成

設置形態 による区分	整理 番号	保育室（○内は室数）							遊 戯 室	調 理 室	調 乳 室	事 務 室	医 務 室	休 憩 室	ト イ レ
		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	一 時							
Iタイプ	13	①		①					○	○	← 兼	○	← 兼	○	○
	14	①		①					○	○	← 兼	○	← 兼	○	○
	16	①		①					○	○	○	○	← 兼	○	○
	19	①	①								○	○			○
	20	①	①							○	○	○		○	○
	21	①	①							○	○	○		○	○
	11	①	①							○	○	○			○
	5	①									○	○	← 兼	○	○
	4	①	①	①							○	○		○	○
	6	①	①								○				○
	8	②								○	○	○	← 兼		○
	7			①								○			○
	3	①	①	①						○	○	○	← 兼	○	○
IIタイプ	22											○	← 兼		○
	23											○			○
IIIタイプ	12	①		①	①				○	○	○	○	← 兼	○	○
	15	①		①					○	○	← 兼	○	← 兼	○	○
	17	①		①	①					○	○	○			○
IVタイプ	9		①	①						○	← 兼	○	← 兼		○
	10	①	①	①				○		○	← 兼	○	← 兼	○	○
Vタイプ	2			①			①		△			△	△		△
	（△は保育所に隣接する既存施設のものを共用）														
	1			①									○		
	18						①								○

※「←兼」の記号は、矢印で示す側の室がその機能を兼ねるもの。

4. 保育所整備の効果と課題に関する分析

(1) 保育所を整備したことによる効果

- ・施設画面上のメリットとしては、用地を新たに取得する必要がないこと、短期間で整備できること等から、保育所待機児童の解消に迅速に対応することが可能であると考えられる。また、将来保育ニーズが減少した場合にも不要な施設が生じ難いこともメリットと考えられる。
- ・保育所の園庭は代替でよいとされており、都市部では園庭を十分に確保できていない保育所も多く、学校の屋外スペースを園庭のように使用できるなど、よりよい保育環境を提供できる可能性がある。特に、活動量の多い年長児にとって、学校の校庭は屋外遊びを豊かにする園庭として機能している。
- ・児童生徒と園児の交流の面では、児童に園児への興味や思いやりの心が育つこと、園児とのふれあいを通じて児童生徒の豊かな情操を育む教育に効果があること、小1プロブレムへの対応としても有効、保・小連携事業が本格的に実施できること、中学生の保育実習など体験教育の機会としている等、交流から様々な教育・保育への効果が見受けられる。また、保育士と教員相互が顔見知りになり理解が深まることによる教育・保育への効果も期待される。

(2) 保育所整備に当たっての一般的な課題

- ・施設画面上の課題としては、保育所に転用する部屋を捻出するため教室等を入替えた事例が多く、余裕教室をその場所のまま転用できる例は少ないと考えられる。教室等の入替えを行う場合は、保育所に転用する部分以外の改修費用が発生する。
- ・保育所に車で送迎するための駐車スペースを確保したり、学校と保育所の稼働時間が異なることや保育所の多くは土曜日も開所することから専用門の設置が必要となる。
- ・他には、保育需要のある地域と余裕教室のある地域が一致しないこと、将来の児童生徒数の予測が難しい状況での転用に抵抗感があること、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準やその他の法令に適合させる改修の負担が大きいと考えていること等が、保育所に転用する際の課題と考えられる。

(3) 待機児童解消として整備する場合の配慮

- ・待機児童は3歳未満児が多いことから、0～2歳児用の保育所を整備する方法や年長児が日中を過ごすための保育所分園を小学校の余裕教室に整備する方法が有効と考えられる。前者は待機児童の問題を直接解決することができ、後者は年長児が移動して生じるスペースを0～2歳児用に利用することができる。
- ・0～2歳児用の保育所を整備する場合には、調理室、調乳室を設けるなど、乳児への配慮が必要となる。また、3歳児以降は本園等で過ごすことになり、一連の保育所生活を考えると保育環境の変化にも配慮する必要がある。
- ・年長児が日中を過ごす分園を整備する場合には、乳児への配慮が不要なく施設改修は比較的容易である。小学校に親和性のある年長児が対象のために小1プロブレムへの対応も行いやすい。本園と分園を行き来する場合は、本園での年長児の居場所にも配慮する必要がある。

第4章 余裕教室を活用した保育所整備を推進するための留意点

本章では、アンケート調査や現地ヒアリングを通じて得られた知見や入手したデータの分析結果を踏まえて、余裕教室を活用した保育所整備を推進するための留意事項をとりまとめた。

1. 教育委員会と保育担当部局の連携を強化する体制づくり

・余裕教室を活用した保育所整備を促進するプロセスの構築

余裕教室を活用した保育所整備を進めるためには、まず始めに事業主体となる行政側の体制づくりが不可欠であり、待機児童対策を推進する保育担当部局と学校教育を担う教育委員会が連携して対処する枠組みを作ることが必要である。この枠組みには、必要に応じて、企画、財務、まちづくり等の関連部局が参加することも想定される。

待機児童対策が必要な市区町村においては、待機児童対策の検討プロセスに教育委員会の担当者が参画する体制を設け、双方が持つ情報を共有することが第一歩である。

・社会的資産としての学校施設の有効活用を促進する視点

教育委員会は、学校施設が児童生徒に学校教育の場を提供する役割を担うとともに、社会的資産として地域の様々な活動の拠点となる役割を担っていることを理解して、学校敷地や校舎等の有効活用方策を検討することが望まれる。

余裕教室を活用した保育所の整備は、待機児童の解消という今日的課題の解決のみならず、社会的資産としての学校施設の有効活用の面からも成果が期待される施策であり、教育委員会と関係部局が一体となって連携・協力し、前向きに取り組むことが求められている。

・関係者（教職員、保育士、保護者、地域住民等）の合意形成を促す取り組み

余裕教室を活用した保育所整備を円滑に進めるためには、行政側の連携のみならず、当事者となる学校教職員と保育所職員が共に参加する機会を設け、互いの意思疎通を図るとともに、円滑な事業実施に向けた連絡調整を進める仕組みが必要である。

また、学校と保育所が同じ建物を使用することについて、学校と保育所のそれぞれの保護者から疑問や不安の声が上がることが予想されることから、保育担当部局と教育委員会が連携して、計画の早い段階から丁寧な説明を行うことが望まれる。



▲小学校と保育所の連絡会



▲教諭と保育士が連携して行う事業

・保育担当部局から教育委員会へ提供する情報

保育担当部局は、待機児童対策を企画・立案し推進する主体であり、地域の保育需要を把握して、当該市区町村としてどう対応するか具体的な方策を示すことが望まれる。

保育担当部局から教育委員会へ提供する情報として、次のような事項がある。

- ・当該市区町村における待機児童の現状と保育需要に関する実態
- ・当該市区町村における待機児童対策の全体像と具体的な方策
- ・待機児童対策の中での余裕教室を活用した保育所整備の位置付け

このような情報を教育委員会に提供することにより、教育委員会側では余裕教室の実態把握、転用可能な余裕教室の事前調査、学校施設の整備・改修計画への反映など、事前の準備を計画的に行うことができる。

・教育委員会から保育担当部局へ提供する情報

待機児童が存在する市区町村においては、教育委員会が余裕教室の実態を把握し、転用可能性の有無を含めて、保育担当部局へ情報提供することが望まれる。その際、待機児童に関する情報を参考にすれば、より具体的・実践的な情報提供が可能になる。

待機児童や余裕教室の状況は常に変化していることから、情報交換は一度限りとせず継続的に実施することが望ましい。

教育委員会から保育担当部局へ提供する情報として、次のような事項がある。

- ・当該市区町村の学校施設や余裕教室の現状
- ・転用可能な面積を持つ学校の有無
- ・当該市区町村における学校施設の整備計画・改修計画に関する情報

2. 保育所使用スペースを捻出する工夫

・各学校の実情を踏まえた余裕教室の利用計画

アンケート調査によると、余裕教室を活用した保育所整備の課題で最も多かったのが、1～2階に転用可能な余裕教室がないことである。

保育環境への要望等から保育所は1階に計画することが多いが、1階に余裕教室を持つ学校は少ない。

放課後子ども教室や地域開放等の今日的課題への対応でも1階部分の希望があり、保育所ニーズ以外の1階希望者との調整が必要である。

余裕教室の利用計画を作る際は、余裕教室だけの利用方法を考えるのではなく、学校全体の部屋配置から考えることが重要で、余裕教室以外の部屋配置の見直しを合わせて検討することが重要である。



アンケート調査対象 23 件のうち 22 件が 1 階を改修

・教室配置の見直しと移転費用の検討

既存校舎の1階（もしくは2階）に保育所スペースを捻出するには、保育所使用部分以外の普通教室や特別教室の配置変更（いわゆる玉突き整備）が必要になる場合がある。

部屋の配置替えに伴って改修が必要になる場合は、教室等の種別により、備品の移転費用も含めて、その経費について十分考慮する必要がある。



いわゆる玉突き整備で改修した家庭科教室

3. 余裕教室の有効利用に関する基本的な考え方

・余裕教室の状況把握

文部科学省では平成21年度に全国規模で余裕教室に関する実態調査を行い、その結果を公表している。この調査で余裕教室に関する基本的な考え方が示されており、教育委員会及び各学校はこれを基に常に余裕教室の状況を把握しておくことが重要である。

教育委員会は、把握した余裕教室の状況を、必要に応じて保育担当部局に情報提供したり、他の市町村の有効活用事例を参考にするなど、保育所整備を始めとする学校施設の有効活用のための基礎データとして幅広く活用することが望ましい。



余裕教室を活用した放課後子ども教室



余裕教室を活用した放課後児童健全育成事業

・今日的課題を踏まえた余裕教室の活用

文部省（当時）は、平成5年に「余裕教室活用指針」を作成し、余裕教室の活用に関する基本的な考え方を示している。

同指針は、まずは特別教室や多目的教室など学校教育活動のために余裕教室を活用し、さらに学校開放を支援するスペース、地域住民の学習活動のためのスペース等への転用を図るよう指導している。

近年、余裕教室を生涯学習施設、保育施設、老人福祉施設などの学校教育以外の施設へ

の転用を図る要望が高まっており、既に地方公共団体や地域住民の創意工夫により様々な施設へ転用し活用されている。特に学校施設は、地域住民にとっては身近な公共施設でもあることから、学校教育に支障がない範囲内で、地域の実情や需要に応じて積極的に活用していくことが望ましい。

・ 将来的な必要面積の算出と保有面積の比較による転用可能面積の試算

余裕教室を活用した保育所整備の課題として指摘されるのは、学校用途以外への転用の可否をどう判断すればよいかということである。アンケート調査でも、将来的な児童生徒数の予測が困難で、教室の転用に抵抗感があるとの回答が多かった。

児童生徒数の将来推計と学級数の想定は学校運営の最も基本的な部分であり、教育委員会は、学区内の人口増減の推移、学級編成標準の見直しの影響等に関する情報など自らが持つ情報を活用して、長期的な視点に基づく学校規模（学級数）を設定することができる。

学級数が設定できればこれを基に補助基準面積算定式を用いて校舎の必要面積を出すことができ、その結果を現在の保有面積と比較することで、当該校舎にどの程度の面積的余裕があるか判断することができる。保有面積が必要面積を上まわれば、その分を転用可能面積と考える提案である。

学級数の減少で生じた余裕教室を、将来にわたってどれだけ確保すればよいか判断するのは難しいが、この方法を使えば一定の目安が得られる。

教育委員会が、所管する学校施設全体についてこの試算を行うことにより、潜在的な転用可能面積を推計することができ、学校施設の有効活用を検討する際の基礎情報に活用することができる。

例：昭和40年代に24学級で建設した小学校校舎が12学級になった場合

- ・ 小学校校舎：延床面積 5,100 m²、RC 4 階、24 学級、多目的スペースなし
昭和40年代当時の基準面積で建設された小学校校舎（給食室は除く、体育館は別）
- ▼
- ・ 12 学級＋特別支援 1、多目的スペースありとして、現行の基準で必要面積を計算すると 4,778 m²となる。
- ▼
- ・ 従って、この場合は $5,100 - 4,778 = 322$ 、約 320 m²の面積的な余裕があることとなる

■ 余裕教室を活用した保育所整備に関するアンケート調査表

〔調査1〕

余裕教室を活用した保育所整備に関するアンケート調査票

教育委員会への質問

市区町村名・教育委員会名： _____
 記入担当者名： _____
 TEL： _____
 FAX： _____
 E-mail： _____

■ 学校の概要についてお聞きます。

問1. 学校名、学級数、児童生徒数を記入してください。(平成22年4月現在)
 ・学校名 _____ 〇〇市立〇〇小学校 (小学校名を記入して送付)
 ・所在地 _____
 ・学級数 _____ 学級 特別支援学級 _____ 学級
 ・児童生徒数 _____ 名

問2. 学校敷地及び学校施設の概要を記入してください。
 ・敷地面積 _____ m²
 ・校地面積 _____ m²
 ・建物面積 (延床) _____ m² 校舎 _____ m² 体育館 _____ m²
 ・建築年度 _____ 年度 校舎 _____ 年度 体育館 _____ 年度
 ・耐震補強 (校舎) _____ 年度 _____ 年度 1. まだ実施していない
 2. 昭和57年以降の建物 (補強対象外) 3. わからない

■ 保育所として使用している部分についてお聞きます。

問3. 保育所として使用している部分の賃借に関する契約はどのようなものになっていますか。(複数回答可)
 7. 教育委員会から保育担当部局への使用承認もしくは使用許可
 8. 目的外使用許可
 9. 保育所を運営する法人等に有償で貸与
 1. 保育所を運営する法人等に無償で貸与
 2. その他 (_____)

問4. 保育所として使用している部分の財産区分はどのようなものになっていますか。(ひとつだけ○)
 7. 教育財産のまま
 8. 教育財産以外の行政財産に変更
 9. 普通財産に変更
 1. その他 (_____)

問5. 光熱水費の区分はどのようなものになっていますか。(複数回答可)
 7. 保育所が使用している分も学校が負担
 8. 全体の使用量を学校と保育所の面積で按分
 9. 個別メーター等を設置して使用量で分ける (○の場合は分けているものを下記から選んでください。複数回答可)
 a. 電気 b. 油 (軽油、灯油等) c. ガス d. 水道
 1. その他 (_____)

問6. 施設保全に関する費用 (修繕、老朽更新等) の分担はどのようなものになっていますか。(ひとつだけ○)
 7. 保育所が使用している分も学校が負担
 8. 全体の経費を学校と保育所の面積で按分
 9. 保育所分と学校分に分けて各々が負担
 1. その他 (_____)

■ 余裕教室を活用した保育所整備の実施プロセスについてお聞きます。

問7. 教育委員会における担当部局はどこですか。(匿名又は仮名を記入してください)
 ・首長部局の保育担当との連絡調整 _____
 ・関連校の選定、当該校との連絡調整 _____

問8. 貴教育委員会ではどのような教室を余裕教室としていますか。(ひとつだけ○)
 7. 文部科学省が行う余裕教室実態調査の考え方を適用
 8. 市区町村の考え方に基づき余裕教室を選定
 9. 各学校の考え方に基づき余裕教室を選定
 1. その他 (_____)

問9. 教育委員会から、余裕教室の賃借を保育担当部局に提供していますか。
 7. 整備時から継続して提供している。
 8. 整備時には提供していたが、現時点では提供していない。
 9. 整備時には提供していなかったが、現時点では提供している。
 1. 整備時から現時点まで提供していない。
 2. その他 (_____)

○ 施設改修工事について

- 7. 1階や2階に転用可能な余裕教室がある学校が少ない
- 8. 保育所設置基準に適合させるための施設改修の負担が少ない
- 9. 建築基準法や消防法等の関係法令に適合させるための負担や制約が大きい
- 10. 改修工事の予算を確保することが困難
- 11. その他 ()

○ その他

- 12. 余裕教室はあるものの、保育所需要のある地域と余裕教室のある地域が一致しない
- 13. 将来的な児童生徒数の予測が難しい状態で、余裕教室の転用に抵抗感がある
- 14. その他 ()

問14. 余裕教室を活用して保育所を整備したことによってどのようなメリットがありましたか。
(自由記述)

問15. 今後、余裕教室を活用した保育所整備を進めるにはどのような対策が必要とお考えでしょうか。ご意見をお聞かせください。(自由記述)

※ 以上でアンケートは終わります。お忙しい中をご協力いただき、ありがとうございました。

問10. 余裕教室を活用した保育所整備をどのような手順で進めましたか。(ひとつだけ○)

- 7. 市長の方針を受けて、教育委員会と保育担当部局が連携して実施
- 8. 市区町村が作成する基本計画等を受けて、教育委員会と保育担当部局が連携して実施
- 9. 保育担当部局の要請に教育委員会が応える形で実施
- 10. 余裕教室の有効活用策の一環として、教育委員会側の発案により実施
- 11. その他 ()

問11. 実施プロセスで学校(教育委員会を含む)が行った対応を選んでください。(複数回答可)

- 7. 学校から関係者に事前説明を実施(○の場合は説明対象者を下記から選んでください。)
 - a. 児童生徒 b. 教職員 c. 保護者 d. 地域住民 e. その他
- 8. 保育担当部局が行う事前説明への協力(開催案内、会場提供等)
- 9. 学校長と園長の協議及び連絡
- 10. 学校教職員と保育所職員の協議及び連絡
- 11. 園児と連携した学校行事の実施(行事名 _____)
- 12. その他 ()

問12. 保育所への一部転用に際し、既存校舎の改修や部屋の移動を行いましたか。(複数回答可)

- 7. 保育所に転用する部屋を抽出するための教室等を入れ替えた
- 8. 校内放送設備を改修した
- 9. 防災・防犯設備を改修した
- 10. 消防設備を改修した
- 11. 特に行っていない
- 12. その他 ()

問13. 余裕教室を活用した保育所整備を行う際にごどのような課題がありましたか。(複数回答可)

○ 行政側の対応について

- 7. 役所内で教育委員会と保育担当部局との連絡体制が整っていない
- 8. 学校と保育所の管理責任区分が明確でない部分がある
- 9. 余裕教室を保育所に転用するノウハウや実施例に関する情報が少ない
- 10. 使用承認や目的外使用許可に関する事務手続きの負担が大きい
- 11. 財産区分の変更や財産処分に関する事務手続きの負担が大きい
- 12. その他 ()

○ 関係者の理解・協力について

- 7. 学校長や学校教職員の理解・協力を得ることが難しい
- 8. 園長や保育所職員の理解・協力を得ることが難しい
- 9. 保護者や地域住民の理解・協力を得ることが難しい
- 10. その他 ()

余裕教室を活用した保育所整備に関するアンケート調査票

保育担当部局への質問

市区町村名・保育担当部局名： _____

記入担当者名： _____

TEL： _____

FAX： _____

E-mail： _____

■ 余裕教室を活用した保育所の概要についてお聞かせします。

問1. 保育所の所在地等を記入してください。

・ 保育所名 _____

・ 所在地 _____

・ 運営形態 7. 公設公営 8. 公設民営 9. 民設民営 10. その他

・ 施設的位置付け 7. 認可保育所 8. 認可外保育所

・ 設置区分 7. 本園 8. 分園 9. その他(※ _____)

・ 開所時間 基本保育 (月～金) _____ ～ _____ (土) _____ ～ _____

延長保育 (月～金) _____ ～ _____ (土) _____ ～ _____

問2. 年齢別の定員・職員を記入してください。(平成22年9月1日現在)

(単位：名)

本園・分園等の別	年齢	年齢					合計
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	
本園	定員						
	職員						
分園	定員						
	職員						
その他(認可外)	定員						
	職員						
計	定員						
	職員						

※ 記入例： 定員の設定が複数年にわたる場合は、下記のように記入してください。

定員	←	10名	→	10名	←	15名	←	20名	←	25名
----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----

問3. 余裕教室を活用した保育所が分園の場合は、分園の職員数や本園との距離について記入してください。

・ 分園担当の職員数 _____ 名

・ 本園までの距離 約 _____ m

・ 分園の園児たちの本園までの通常の交通手段 (ひとっだけO) と所要時間 7. 徒歩 8. 車 9. 電車・バス 10. その他 / 所要時間 約 _____ 分

■ 園児と児童生徒の連携についてお聞かせします。

問4. 園児と児童生徒の連携に関して実施している取り組みがありますか。(複数回答可)

7. 学校の行事に園児が参加 (行事名 _____)

8. 保育所の行事に児童生徒が参加 (行事名 _____)

9. 行事以外で園児が教室等を訪問 (活動内容 _____)

10. 行事以外で児童生徒が保育所を訪問 (活動内容 _____)

11. 保育所職員と学校教職員間の意見交換や研修を実施

12. その他 (_____)

問5. 園庭をどのように利用していますか。(ひとっだけO)

7. 校庭の一部を専用の園庭として利用

8. 校庭 (又は校庭の一部) を時間を区切って園児が利用

9. 校庭を園児と児童生徒が一緒に利用

10. 保育所が使用する園庭はない (近くの公園等を利用)

11. その他 (_____)

■ 余裕教室を保育所へ転用するための改修工事についてお聞かせします。

問6. 保育所の使用面積、改修工事の費用、財源等について記入してください。

・ 使用部分の面積 改修 _____ m² (増築がある場合 _____ m²)

・ 階数 _____ 階

・ 工事費 約 _____ 万円

・ 工事期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日

・ 工事担当部局 7. 保育担当部局 8. 教育委員会

・ 財源(複数回答可) 9. 保育所運営法人 10. その他 (_____)

11. 厚生労働省の補助(名称 _____)

12. 文部科学省の補助(名称 _____)

13. 都道府県の補助(名称 _____)

14. 市区町村の補助(名称 _____)

15. 自己財源(名称 _____)

16. その他 (_____)

○ 学校と保育所の区画

7. 関係可能な柵を新設
 8. 特に仕切りなし
 9. その他 (主なもの)

4. 関係可能な柵を新設
 5. 行き来できない壁を新設

○ 園児の安全対策

7. 扉の指詰め防止対策
 8. 手すり設置等の転落防止対策
 9. その他 (主なもの)

4. 柱や壁の出隅のカバー取付等の衝突事故対策
 5. コンセントの感電対策

○ 廊下

7. 保育所用の門を新設
 8. スロープを新設
 9. その他 (主なもの)

4. 園庭を区分するフェンスを設置
 5. 送迎用の駐車・駐輪スペースを確保

○ この他に改修した箇所があれば記載してください。

■ 余裕教室を保育所として活用するまでのプロセスについてお聞かせください。

問9. 余裕教室を活用した保育所整備に取り組みきっかけは何でしたか。(複数回答可)

7. 首長の方針
 8. 市区町村の基本計画等に待機児童対策が位置付けられた
 9. 市区町村からの保育所整備の要請
 10. 保育所施設の老朽化
 11. その他 (_____)

問10. 保育所に転用する面積をどのように決めましたか。(複数回答可)

7. 児童福祉施設最低基準を基に必要な面積を決定した
 8. 転用可能な余裕教室の範囲内で決めた
 9. 消防法や建築基準法の複合用途や異種用途区画の規定の範囲を考慮して決定した
 10. その他 (_____)

問11. 余裕教室を活用した保育所整備を行う上でどのような課題がありましたか。(複数回答可)

○ 行政側の対応について

7. 余裕教室の情報が保育担当部局に提供されない
 8. 役所内で教育委員会と保育担当部局との連絡体制が整っていない
 9. 学校と保育所の管理責任区分が明確でない部分がある

問7. 保育所として使用している部分にある部屋を選んでください。(複数回答可)

7. 保育室 (乳児室またはほふく室を含む) → 「2歳児用1室」のように内訳を記入してください。1室を複数年齢で使用している場合は「1～2歳児用1室」と記入してください。

歳児用 室	歳児用 室	歳児用 室	歳児用 室
1. 遊戯室	9. 調理室		
2. 調乳室	10. 事務室		
3. 医務室	11. 一時保育室		
4. 病児保育室	12. 保育士休憩スペース		
5. トイレ (園児用・男女共用)	13. トイレ (園児用・男女別)		
6. トイレ (大人用)	14. その他 (_____)		

問8. 改修工事で実施した内容を下記の選択肢から選んでください。(複数回答可)

○ 保育室

7. 内装材(壁、天井)の変更
 8. カーテンや敷物の防炎処理
 9. 冷暖設備の新設、更新
 10. 閉鎖機の新設
 11. その他 (_____)

4. 床材の変更
 5. 収納場所の新設
 6. 照明設備の新設、更新
 7. インターホンの新設

○ 調理室

7. 内装(壁、天井)の変更
 8. 調理室以外の防火区画を新設
 9. その他 (_____)

4. 床材の変更
 5. 火災報知器の増設

○ トイレ(園児用)

7. 内装(壁、天井)の変更
 8. 便器を園児用に変更
 9. その他 (_____)

4. 床材の変更
 5. 手洗いを園児用に変更

○ 保育所用玄関

7. 保育所専用玄関の新設
 8. 防犯カメラの新設
 9. その他 (_____)

4. インターホンの新設
 5. 避難誘導灯の新設

○ 階段

7. 屋外階段を新設
 8. 特に対応していない
 9. その他 (_____)

4. 屋内階段を改修
 5. その他 (_____)

- イ. 余裕教室を保育所に転用するノウハウや実施例に関する情報が少ない
- ロ. 使用承認や目的外使用許可に関する事務手続きの負担が大きい
- ハ. 財産区分の変更や財産処分に関する事務手続きの負担が大きい
- ニ. その他 ()

○関係者の理解・協力について

- イ. 学校長や学校教職員の理解・協力を得ることが難しい
- ロ. 園長や保育所職員の理解・協力を得ることが難しい
- ハ. 保護者や地域住民の理解・協力を得ることが難しい
- ニ. その他 ()

○施設の改修工事について

- イ. 余裕教室の情報提供はあるものの1階や2階に転用可能な余裕教室がある学校が少ない
- ロ. 保育所設置基準に適合させるための施設改修の負担が大きい
- ハ. 建築基準法や消防法等の関係法令に適合させるための負担や制約が大きい
- ニ. 改修工事の予算を確保することが困難
- ホ. その他 ()

○その他

- イ. 余裕教室はあるものの、保育所需要がある地域と余裕教室がある地域が一致しない
- ロ. その他 ()

問12. 今後、余裕教室を活用した保育所整備を行う予定がありますか。(ひとつだけ○)

- ア. 具体的な整備計画がある
- イ. 具体的な整備計画はないが、必要に応じて行う意向がある
- ロ. 今後は行う予定はない(○の場合は理由を下記から選んでください)
 - ア. 待機児童が減少し必要性がない
 - イ. 保育所増設など他の施策で対応
 - ロ. 転用可能な余裕教室の確保が困難
 - ハ. 財源の確保が困難
- ホ. その他 ()

問13. 余裕教室を活用して保育所を整備したことによってどのようなメリットがありましたか。(自由記述)

問14. 今後、余裕教室を活用した保育所整備を進めるにはどのような対策が必要とお考えでしょうか。ご意見をお聞かせください。(自由記述)

※ 以上でアンケートは終わります。お忙しい中をご協力いただき、ありがとうございました。

余裕教室を活用した保育所整備に関するアンケート調査 対象一覧表

番号	都道府県名	設置者名	学校種別	転用している学校名	転用教室数	転用開始(予定)年月日	転用施設(保育所)の名称	公立・私立
1	北海道	上士幌町	小学校	糠平小学校	1	平成16年4月1日	糠平私立保育所	私立
2	宮城県	松島町	小学校	松島第二小学校	2	平成19年4月1日	松島町立高城保育所分園	公立
3	福島県	白河市	小学校	白河第二小学校	3	平成14年6月20日	白河保育園分園 (※)	私立
4	千葉県	市川市	小学校	南新浜小学校	3	平成19年4月1日	行徳第二保育園分園	公立
5	千葉県	市川市	小学校	大野小学校	2	平成14年4月1日	大野保育園分園	公立
6	千葉県	市川市	小学校	南行徳小学校	2	平成14年4月1日	新井保育園分園	私立
7	千葉県	市原市	小学校	若葉小学校	1	平成12年4月1日	若葉保育所分園	公立
8	東京都	墨田区	小学校	外手小学校	2	平成12年11月1日	光の園保育学校外手分園	私立
9	東京都	世田谷区	中学校	駒留中学校	2	平成11年6月1日	おともだち保育園分園	私立
10	東京都	世田谷区	中学校	砧南中学校	2	平成14年3月1日	砧南らる保育園	私立
11	東京都	板橋区	小学校	高島第三小学校	1	平成13年10月1日	白鳩保育園分園	私立
12	神奈川県	横浜市	小学校	野庭すずかけ小学校	4	平成17年4月1日	SUNはるかぜ保育園	私立
13	神奈川県	横浜市	小学校	ひかりが丘小学校	3	平成15年4月1日	土と愛子供の家保育所分園	私立
14	神奈川県	横浜市	小学校	若葉台小学校	1	平成17年4月1日	わかばの森保育園	私立
15	神奈川県	横浜市	小学校	藤が丘小学校	4	平成16年4月1日	藤が丘もみじ保育センター	私立
16	神奈川県	横浜市	小学校	入船小学校	2 (昇降口部分)	平成18年4月1日	鶴見乳幼児福祉センター 保育園分園 入船の森	私立
17	大阪府	豊中市	小学校	豊島小学校	3	平成14年4月1日	ほづみバブー保育園	私立
18	山口県	萩市	小学校	相島小学校	1	平成15年4月1日	相島季節保育所	公立
19	福岡県	福岡市	小学校	東花畑小学校	2	平成15年4月1日	いずみ保育園 分園	私立
20	福岡県	福岡市	小学校	賀茂小学校	2	平成16年4月1日	こぐま保育園 分園	私立
21	福岡県	福岡市	小学校	有住小学校	2	平成15年4月1日	こぐま保育園 分園	私立
22	東京都	品川区	小学校	三木小学校	2	平成22年4月1日	西品川保育園分園	公立
23	東京都	品川区	小学校	中延小学校	2	平成22年4月1日	中延保育園分園	公立

※ 白河保育園分園は小学校の改築工事に伴い、平成22年3月末で閉所。

調査表の送付先は教育委員会とする。学校ごとに教育委員会及び保育担当部署それぞれが記入し、教育委員会経由で返送。

待機児童数 *1	整理番号 (23力所)	分園・本園の別	定員・現員 *2	人数						合計	現員/定員(%)	転用した教室数 *3	保育室 *4					共通施設		管理関係		トイレ		その他	面積 (㎡)	工事費 (万円)	備考
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児				0歳児室	1歳児室	2歳児室	3歳児室	4歳児室	5歳児室	一時保育室	遊戯室	調理室	調乳室	事務室				

■ 待機児童有 市区 《分園》

100人以上	13	分園	現員	6	29	35	116.7%	3	①	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	296	5,283	178 千円/㎡
		定員	6	24	30	108.3%	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	296	5,283
	14	分園	現員	8	7	6	6	113.3%	1	①	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	218	8,291	380 千円/㎡
		定員	6	6	12	30	135.2%	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	218	8,291
	16	分園	現員	4	6	6	6	113.3%	2	①	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	250	11,810	472 千円/㎡
		定員	5	5	5	5	10	107.6%		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	250	11,810
	9	分園	現員	13	17	30	103.4%	2	①	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	277	5,562	201 千円/㎡
		定員	14	15	29	113.8%	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	277	5,562
	19	分園	現員	5	9	8	22	110.0%	2	①	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	122	4,300	352 千円/㎡
		定員	5	10	5	20	0.0%	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	122	4,300
	20	分園	現員	4	11	3	18	90.0%	2	①	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	149	4,386	294 千円/㎡
		定員	5	10	5	20	119.3%	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	149	4,386
	21	分園	現員	7	3	6	16	80.0%	2	①	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	166	3,440	207 千円/㎡
		定員	5	10	5	20	119.3%	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	166	3,440
11	分園	現員	6	6	6	18	100.0%	1	①	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	162	5,000	309 千円/㎡	
	定員	6	6	6	18	107.1%	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	162	5,000	309 千円/㎡
5	分園	現員	14	15	15	14	93.3%	2	①	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	160	3,140	196 千円/㎡	
	定員	15	15	15	15	120.7%	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	160	3,140	196 千円/㎡
4	分園	現員	14	15	14	43	153.8%	3	①	①	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	351	5,678	162 千円/㎡	
	定員	15	9	4	28	98.3%	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	351	5,678	162 千円/㎡
6	分園	現員	9	17	26	26	89.7%	2	①	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	180	3,029	168 千円/㎡	
	定員	9	20	29	29	122.2%	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	180	3,029	168 千円/㎡
8	分園	現員	18	18	18	18	100.0%	2	②	②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	259	6,500	251 千円/㎡	
	定員	18	18	18	18	0.0%	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	259	6,500	251 千円/㎡
10	認可外 (都認証)	現員	10	10	10	30	100.0%	2	①	①	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	238	4,678	197 千円/㎡	
	定員	10	10	10	30	100.0%	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	238	4,678	197 千円/㎡
7	分園	現員	30	30	30	30	103.4%	1	①	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	62	790	127 千円/㎡	
	定員	29	29	29	29	107.3%	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	62	790	127 千円/㎡
22	分園	現員	24	24	24	24	85.7%	2	①	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	274	2,359	86 千円/㎡	
	定員	28	28	28	28	103.5%	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	274	2,359	86 千円/㎡
23	分園	現員	19	19	19	19	79.2%	2	①	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	228	1,836	81 千円/㎡	
	定員	24	24	24	24	107.8%	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	228	1,836	81 千円/㎡
3 *5	分園	現員	8	18	6	32	110.3%	3	①	①	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	218	3,400	156 千円/㎡	
	定員	29	29	29	29	110.3%	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	218	3,400	156 千円/㎡

■ 待機児童有 市《本園》

100人以上	12	本園	現員	8	9	14	15	14	15	75	125.0%	4	①	①	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	470	11,377	242 千円/㎡
		定員	5	10	11	11	23	60	109.8%	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	470	11,377
1人以上 50人未満	17	本園	現員	6	12	13	13	44	97.8%	3	①	①	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	583	5,100	87 千円/㎡
		定員	9	12	12	12	45	100.0%	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	583	5,100

■ 待機児童無 市町

待機児童無	2	分園	現員	3	1	3	4	6	17	58.6%	2	①	①	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○*	64	556	87 千円/㎡
		定員	29	29	29	29	29	100.0%	○*	○*		○*	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○*	64	556	87 千円/㎡
	1	認可外	現員	1	2	3	1	1	8	100.0%	1	①	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	93	45	5 千円/㎡	
18	本園 (認可外)	現員	1	1	1	1	2	100.0%	1	①		①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	50	489	98 千円/㎡	
定員	1	1	1	1	2	100.0%	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	50	489	98 千円/㎡	

*1 待機児童数は、平成22年4月1日時点(厚生労働省調べ)

*2 定員、現員は特記無き限り、平成22年9月1日現在

*3 転用が教室以外である場合は、教室相当面積で換算した。

*4 保育室の①、②の数字は園児が使用している室数を表す。

*5 整理番号3は、学校の改築工事に伴い平成22年3月末日で閉園

●待機児童対策(分園:17)

面積平均 212 ㎡
工事費平均 4,675 万円
面積当たり工事費平均 220 千円/㎡ (728 千円/坪)

●待機児童対策(本園:3)

面積平均 450 ㎡
工事費平均 7,779 万円
面積当たり工事費平均 173 千円/㎡ (572 千円/坪)

●主として建物老朽化(3)

面積平均 69 ㎡
工事費平均 363 万円
面積当たり工事費平均 53 千円/㎡ (174 千円/坪)

(注) アンケート調査の回答を一覧表にしたものであり、施設運営や使用実態とは異なる部分がある。

参考資料 3

■ 関係法令等

児童福祉施設に係る基準の条例委任について

- 児童福祉法の一部改正
 - ◆ 児童福祉施設・サービスの人員設備・運営基準を、都道府県等の条例に委任
 - ◆ 人員・居室面積・人権侵害防止等の厚生労働省令で定める基準は「従うべき基準」、その他は「参酌すべき基準」とする
 - ◆ 保育所の居室面積基準については、厚生労働大臣が指定する地域にあつては、政令で定める日までの間は、「標準」とする
- 施行期日：平成 24 年 4 月 1 日
(施行日から 1 年を超えない範囲内で、条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を条例で定める基準とみなす)

児童福祉施設（保育所）に係る基準（抜粋）

【従うべき基準】 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

- 人員配置基準
 - ・ 保育士、嘱託医、調理員の配置
 - ・ 保育士の数（右表）

保育士の数	0 歳児 3 人につき	1 人
	1、2 歳児 6 人につき	1 人
	3 歳児 20 人につき	1 人
	4 歳以上児 30 人につき	1 人

- 居室面積基準

0、1 歳児を入所させる保育所	2 歳以上児を入所させる保育所
乳児室の面積：1.65 m ² /人	保育室の面積：1.98 m ² /人
ほふく室の面積：3.3 m ² /人	遊戯室の面積：1.98 m ² /人

- 人権に直結する運営基準
 - ・ 虐待等の禁止、懲戒に係る権限の濫用禁止、調理室の設置（自園調理）、保育所における保育の内容、秘密保持等

【標準】 法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

- ・ 保育所の居室面積基準（※ 待機児童問題が深刻でかつ地価の高い地域に限る。H27.3.31 まで）

【参酌すべき基準】 地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

- ・ 衛生管理、入所者・職員の健康診断等

ア. 保育所を2階以上に設ける場合の建物の構造、その他の要件

〈児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（抜粋）、建築基準法（抜粋）〉

要件		2階	3階	4階以上
建物の構造		耐火建築物 又は準耐火建築物 主要構造部を準耐火構造としたもの	耐火建築物	耐火建築物
避難施設・設備 (1以上設ける)	常用	・屋内階段 ・屋外階段	・屋内避難階段 又は特別避難階段 ・屋外階段	・屋内避難階段 又は特別避難階段 ・屋外避難階段
	避難用	・屋内避難階段 又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路 又はこれに準ずる設備 ・屋外階段	・屋内避難階段 又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 又はこれに準ずる設備 ・屋外階段	・屋外避難階段
防火区画		なし	調理室以外の部分と調理室は耐火構造の床もしくは壁又は特定防火設備で区画する	
内装制限		なし	保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは不燃材料とする	

イ. 学校施設に独立した用途部分（保育所）が混在する場合の消防法令上の取扱い

〈令別表第一に掲げる防火対象物の取り扱いについて（41号通知S50.4.15（抜粋））〉

条件	単体用途	複合用途	
a 学校部分の面積割合	保育所を含めた建物全体の延べ面積の90%以上 (廊下、階段等の共用部は按分)	保育所を含めた建物全体の延べ面積の90%以上 (廊下、階段等の共用部は按分)	保育所を含めた建物全体の延べ面積の90%未満 (廊下、階段等の共用部は按分)
b 保育所部分の面積 〔保育所の面積〕 割合	面積の合計が300㎡未満 〔建物全体の延べ面積の10%未満〕 (廊下、階段等の共用部は按分)	面積の合計が300㎡以上 〔建物全体の延べ面積の10%未満〕 (廊下、階段等の共用部は按分)	保育所部分の床面積に関係なく該当
防火対象物の取扱い (aかつbで判定)	建物全体を学校（7項）として取扱う ※	学校・保育所を含めた建物全体を複合用途防火対象物（16項イ）として取扱う ※ 例えば ・学校の既存部分全てに誘導灯の設置が必要となる ・既存部分に非常放送設備、火災報知器などがない場合には、建物の収容人員や既存部分の面積によっては、これらの設備が新たに必要となることがある 等	

※1. 1棟の建物であっても開口部のない耐火構造の床又は壁で区画（令8区画）されている場合、その区画された部分はそれぞれ別の防火対象物として取り扱われる

2. 自治体により取扱いが異なる場合があるため管轄の消防機関に確認する必要がある

○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日 厚生省令第63号）

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十五条の規定に基き、児童福祉施設最低基準を次のように定める。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

第一章 総則

(趣旨)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準(以下「設備運営基準」という。)は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条ただし書(入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。)、第十七条、第二十一条、第二十二條、第二十二條の二第一項、第二十七條、第二十七條の二第一項、第二十八條、第三十條第二項、第三十三條第一項(第三十條第一項において準用する場合を含む。))及び第二項、第三十八條、第四十二條、第四十二條の二第一項、第四十三條、第四十九條、第五十八條、第六十三條、第六十九條、第七十三條、第七十四條第一項、第八十條、第八十一條第一項、第八十二條、第八十三條、第八十八條の三、附則第九十條並びに附則第九十四條第三項から第六項までの規定による基準
 - 二 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条ただし書(入所している者の居室及び各施設に特有の設備に係る部分に限る。)、第十九條第一号(寢室及び観察室に係る部分に限る。)、第二号及び第三号、第二十條第一号(乳幼児の養育のための専用の室に係る部分に限る。))及び第二号、第二十六條第一号(母子室に係る部分に限る。)、第二号(母子室を一世帯につき一室以上とする部分に限る。))及び第三号、第三十二條第一号(乳児室及びほふく室に係る部分に限る。))(第三十條第一項において準用する場合を含む。)、第二号(第三十條第一項において準用する場合を含む。)、第三号(第三十條第一項において準用する場合を含む。))、第五号(保育室及び遊戯室に係る部分に限る。))(第三十條第一項において準用する場合を含む。))及び第六号(保育室及び遊戯室に係る部分に限る。))(第三十條第一項において準用する場合を含む。))、第四十一條第一号(居室に係る部分に限る。))(第七十九條第二項において準用する場合を含む。))及び第二号(面積に係る部分に限る。))(第七十九條第二項において準用する場合を含む。))、第四十八條第一号(居室に係る部分に限る。))及び第七号(面積に係る部分に限る。))、第五十七條第一号(病室に係る部分に限る。))、第六十二條第一号(指導訓練室及び遊戯室に係る部分に限る。))、第二号(面積に係る部分に限る。))及び第三号、第六十八條第一号(病室に係る部分に限る。))、第七十二條第一号(居室に係る部分に限る。))及び第二号(面積に係る部分に限る。))並びに附則第九十四條第一項の規定による基準
 - 三 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九條から第九條の三まで、第十一條、第十四條の二、第十五條、第十九條第一号(調理室に係る部分に限る。))、第二十六條第二号(調理設備に係る部分に限る。))、第三十二條第一号(調理室に係る部分に限る。))(第三十條第一項において準用する場合を含む。))及び第五号(調理室に係る部分に限る。))(第三十條第一項において準用する場合を含む。))、第三十二條の二(第三十條第一項において準用する場合を含む。))、第三十五條、第四十一條第一号(調理室に係る部分に限る。))(第七十九條第二項において準用する場合を含む。))、第四十八條第一号(調理室に係る部分に限る。))、第五十七條第一号(給食施設に係る部分に限る。))、第六十二條第一号(調理室に係る部分に限る。))及び第六号(調理室に係る部分に限る。))、第六十八條第一号(調理室に係る部分に限る。))並びに第七十二條第一号(調理室に係る部分に限る。))の規定による基準
 - 四 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参照すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの
- 2 設備運営基準は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(児童福祉施設の長を含む。以下同じ。)の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。
 - 3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準の目的)

第二条 法第四十五条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第三条 都道府県知事は、その管理に属する法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十二條第一項の規定により同法第七條第一項に規定する地方社会福祉審議会(以下この項において「地方社会福祉審議会」という。))に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と児童福祉施設)

第四条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(児童福祉施設の一般原則)

第五条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(児童福祉施設と非常災害)

第六条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

第七条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第七条の二 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽さんに励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第八条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第九条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによつて、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第九条の二 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第九条の三 児童福祉施設の長は、入所中の児童等(法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第十条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設(助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。)においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第十一条 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同じ。)において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法(第八条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

- 2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

第十二条 児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第四項を除き、以下この条において同じ。)の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

- 3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。
- 4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十二条の二 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- 一 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。
- 二 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従つて用いること。
- 三 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- 四 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

(児童福祉施設内部の規程)

第十三条 児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- 一 入所する者の援助に関する事項
- 二 その他施設の管理についての重要事項

(児童福祉施設に備える帳簿)

第十四条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第十四条の二 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 児童福祉施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十四条の三 児童福祉施設は、その行つた援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たつて当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。
- 3 児童福祉施設は、その行つた援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。
- 4 児童福祉施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査のできる限り協力しなければならない。

(大都市等の特例)

第十四条の四 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)にあつては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「指定都市が」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、「都道府県に」とあるのは「指定都市に」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは「指定都市」と読み替えるものとする。

2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)にあつては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「都道府県(助産施設、母子生活支援施設又は保育所(以下「特定児童福祉施設」という。))については、中核市)」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事(特定児童福祉施設については、中核市の市長)」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「都道府県(特定児童福祉施設については、中核市)が」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事(特定児童福祉施設については、中核市の市長)」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事(特定児童福祉施設については、中核市の市長)」と、「都道府県に」とあるのは「都道府県(特定児童福祉施設については、中核市)に」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは「都道府県(特定児童福祉施設については、中核市)」と読み替えるものとする。

3 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。)にあつては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「児童相談所設置市が」と、「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、「法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会(以下この項において「地方社会福祉審議会」という。))に児童福祉に関する事務を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会」とあるのは「法第八条第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と読み替えるものとする。

第二章 から 第四章 まで (省略)

第五章 保育所

(設備の基準)

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 五 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号及び第九十四条第二項において同じ。)、調理室及び便所を設けること。
- 六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- 八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。
 - イ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。
 - ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段

	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
四階以上	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

- ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。
- ニ 保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。)以外の部分と保育所の調理室の部分とが建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
- (1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- (2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(保育所の設備の基準の特例)

- 第三十二条の二 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。
- 一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- 二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- 三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- 四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- 五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(職員)

- 第三十三条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。
- 2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上(認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。)第七条第一項に規定する認定こども園をいう。)である保育所(以下「認定保育所」という。)にあつては、幼稚園(学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)と同様に一日に四時間程度利用する幼児(以下「短時間利用児」という。)おおむね三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する幼児(以下「長時間利用児」という。)おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上(認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、長時間利用児おおむね三十人につき一人以上)とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

(保育時間)

- 第三十四条 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第三十五条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。

(保護者との連絡)

第三十六条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(公正な選考)

第三十六条の二 就学前保育等推進法第十条第十條第一項第四号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第二十四条第三項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

(利用料)

第三十六条の三 法第五十六条第三項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第十三条第四項の保育料(以下この条において「徴収金等」という。)以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス(当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。)に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

第六章 以下 (省略)

各 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
児童相談所設置市長

殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

(注)

- ① 「従うべき基準」とは、「条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合し
なければならぬ基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じ
た内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許さ
れないもの」である。(地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決
定))よって、条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければな
らないものであり、本省令の「従うべき基準」を下回る内容を定めること
は許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に定めること
き基準」を上回る内容を定めることは許容されるものである。
- ② 「参酌すべき基準」とは、地方自治体が十分参酌した結果としてであ
れば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるものであ
る。(地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定))

2 改正の概要

(1) 児童福祉施設最低基準の省令の名称変更等

児童福祉法第45条第1項により都道府県等が条例を定める際の際の同条第2項
に規定する厚生労働省令で定める基準については、「児童福祉施設の設備及び
運営に関する基準」(以下「設備運営基準」という。)と称することとし、児
童福祉施設最低基準の省令の名称も「児童福祉施設の設備及び運営に関する
基準」に改正する。(設備運営基準題名及び第1条第1項)

なお、児童福祉法第45条第1項により都道府県等が条例で定める基準につ
いては、最低基準と称することとする。(設備運営基準第2条)

(2) 設備運営基準の区分(設備運営基準第1条第1項)

児童福祉法第45条第2項に規定する設備運営基準は、従うべき基準及び参
酌すべき基準に以下のとおり区分する。

・従うべき基準

- ① 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数について、都道府県等が
条例を定めるに当たって従うべき基準として、設備運営基準第1条第1
項第1号に定める規定による基準
- ② 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備
に関する事項であって児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚
生労働省令で定めるものについて、都道府県等が条例を定めるに当たっ
て従うべき基準として、設備運営基準第1条第1項第2号に定める規定
による基準
- ③ 児童福祉施設の運営に関する事項であって、児童(助産婦施設にあって
は、妊産婦)の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保
並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係
省令の整備に関する省令の施行について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の
整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令
(平成23年厚生労働省令第127号。以下「改正省令」という。)が別添のとおり
公布され、平成24年4月1日から施行されるところであるが、当局所管に係る
改正省令の改正の趣旨及び概要は下記のとおりであるので、御了知の上、その
運用に遺憾のないようにされたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の
規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律
の整備に関する法律(平成23年法律第37号。以下「整備法」という。)におい
て、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条等の改正がなされ、都道府県、
指定都市、中核市(助産施設、母子生活支援施設又は保育所の場合に限る。)
及び児童相談所設置市(以下「都道府県等」という。)が児童福祉施設の設備
及び運営について条例で基準を定めることとされ、また、都道府県等が当該条
例を定めるに当たって従うべき基準(以下「従うべき基準」という。)及び参
酌すべき基準(以下「参酌すべき基準」という。)については厚生労働省令で
定めることとされた。

これに伴い、都道府県等が条例を定める際の基準として、児童福祉施設最
低基準(昭和23年厚生省令第63号)の規定に従うべき基準及び参酌すべき基準
に区分する等、所要の改正を行うこととした。

これを受け、指定都市等の市長の監督に属する児童福祉施設については、これらの市が最低基準を定めることから、この省令の都道府県に関する規定のうち、これらの市に適用すべきものについて所要の読替えを行う。

なお、国立施設及び都道府県立施設については、指定都市等の区域内に施設が存在する場合であっても、指定都市等の市長の監督に属さないことから、指定都市等の条例で定める最低基準は適用されないもので御留意いただきたい。

(6) 改正前の児童福祉施設最低基準の改正附則について

改正前の児童福祉施設最低基準の改正附則の経過措置に関する規定であって、現在も適用されるべきものについては、その経過措置が、今般の改正により従うべき基準に区分された基準に関するものであるときは、従うべき基準として整理され、参酌すべき基準に区分された基準に関するものであるときは、参酌すべき基準として整理されるものであるが、具体的には、以下のとおりであるので、条例を制定する上で御留意いただきたい。

・従うべき基準となる改正附則の規定

- ① 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第15号）附則第2条から第5条まで（当局所管施設に係る部分に限る。）
- ② 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2項
- ③ 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第29号）附則第2項
- ④ 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第71号）附則第2条、第3条及び第5条（当局所管施設に係る部分に限る。）
- ⑤ 児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第110号）附則第2条

・参酌すべき基準となる改正附則の規定

改正附則の経過措置に関する規定のうち、従うべき基準となる規定以外のもの（当局所管施設に係る部分に限る。）

(7) その他

- ① 設備運営基準第1条については、設備運営基準の趣旨について規定したものであり、都道府県等におかれては、設備運営基準第2条以下を基準に条例の制定を行っていただきたい。
- ② 第32条第1号から第3号における、0歳児及び1歳児の居室面積基準については、子どもの発達段階に応じて乳児室又はほふく室を設けるこ

めるものについて、都道府県等が条例を定めるに当たって従うべき基準として、設備運営基準第1条第1項第3号に定める規定による基準

・参酌すべき基準

設備運営基準第1条第4号に定める規定による基準

- (3) 設備運営基準の目的及び向上（設備運営基準第1条第2項及び第3項）
設備運営基準は、都道府県知事等の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、養育があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。
また、厚生労働大臣は、当該設備運営基準を常に向上させるよう努めるものとする。
なお、当該設備運営基準は、都道府県知事等の監督に属する児童福祉施設をその対象とするものであるので、御留意いただきたい。

- (4) 最低基準の目的及び向上（設備運営基準第2条及び第3条）
児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準は、都道府県知事等の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、養育があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されるものとする。
また、都道府県等は、当該最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

なお、当該最低基準は、都道府県知事等の監督に属する児童福祉施設をその対象とするものであるので、御留意いただきたい。

(5) 大都市等の特例に関する読替規定（設備運営基準第14条の4）

平成23年8月30日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成23年政令第272号）」により、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）が、平成23年9月14日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令（平成23年政令第289号）」により、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）がそれぞれ改正され、指定都市、中核市（助産施設、母子生活支援施設又は保育所の場合に限る。）及び児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）に条例で最低基準を定める事務が移譲されている。

こと。

3 施行期日

改正省令は、平成24年4月1日から施行する。

とを求める趣旨である。具体的には、年齢によらず、子どもが自らの意思で動き回る前の発達段階においては乳児室の1人当たり1.65㎡という基準が、子どもが自らの意思でほふくにより動き回ることができる基準が、子どもが自らの意思でほふく室の1人当たり3.3㎡という基準が、発達段階に至った時点でほふく室の1人当たり3.3㎡という基準が、それぞれ適用となるものである。各自自治体におかれては、同趣旨を踏まえ、条例制定を行っていただくようご留意いただきたい。

③ 特区省令について

厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）において、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業等の特例が定められているが、この特区省令は、都道府県等が定める条例に対して直接適用されるものではない。

このため、既に特区認定を受けている、若しくは今後特区の認定の申請を予定している都道府県等にあつては、設備運営基準と特区省令の双方を参照し、特区省令の特例を反映できる形で、条例の制定を行っていただくよう御留意いただきたい。

④ 整備法附則第4条の規定に基づき、都道府県等が保育所に係る居室の床面積の基準を定めるに当たっては、以下のとおり、分権省令で定める基準を標準として定める特例措置を設けているので、御留意いただきたい。

ア 特例措置の対象となる地域の基準について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条の基準を定める省令（平成23年厚生労働省令第102号）により、特例措置の対象となる地域の基準は次のいずれの要件も満たす市町村（特別区を含む。以下同じ。）であること。

(ア) 当該年度の前々年度の4月1日時点において、当該市町村における待機児童の数が100人以上であること。

(イ) 当該年度の前々年の1月1日時点において、当該市町村の住宅地の公示価格の平均額が、三大都市圏の住宅地の公示価格の平均額を上回っていること。

イ 特例措置の対象となる期間について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令（平成23年政令第289号）により、特例措置の対象となる期間については平成27年3月31日までとする

■ 学校施設の有効活用に関する調査研究（要項）

学校施設の有効活用に関する調査研究

平成 22 年 7 月 13 日

平成 23 年 3 月 23 日一部改定

平成 23 年 4 月 7 日一部改定

平成 24 年 3 月 12 日一部改定

国立教育政策研究所長決定

1 趣 旨

近年、少子化に伴う児童生徒数の減少によって発生する余裕教室や廃校を放課後子ども教室や社会教育施設等に活用する事例は多くあるが、保育所等の児童福祉施設への活用は少ない。

本研究は、余裕教室や廃校を活用した保育所の整備事例の実態調査を通じて、施設計画に関する課題を整理し、学校施設の有効活用を推進するために必要な知見を得ることを目的として実施するものである。

2 実施事項

- (1) 余裕教室及び廃校を活用した保育所の利用実態調査
- (2) 上記に係る設計上の留意点の検討
- (3) その他

3 実施方法

調査研究の実施に当たっては、文部科学省大臣官房文教施設企画部と連携の下、別紙の学識経験者等の協力を得て実施する。

なお、必要に応じて、その他関係者の協力を求めることができる。

4 実施期間

平成 22 年 7 月 13 日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

学校施設の有効活用に関する調査研究

(五十音順・敬称略)

(委 員)

- 井 上 寿 株式会社環境デザイン研究所 主任研究員
- 小 野 和 夫 横浜市教育委員会事務局 施設部長
(H24.3.11まで)
- 伊 奈 保 秀 横浜市教育委員会事務局 施設部長
(H24.3.12から)
- 菊 池 繁 信 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会 副会長
- 定 行 まり子 日本女子大学 家政学部住居学科教授
- 堀 川 能 男 世田谷区 玉川総合支所長 (前子ども部長)
- 山 田 あすか 東京電機大学 未来科学部建築学科准教授
- 湯 澤 正 信 関東学院大学 工学部建築学科教授
- 吉 村 彰 東京電機大学 情報環境学部情報環境学科教授

○印：主査

(専門調査委員)

- 野 島 香 織 日本女子大学大学院 家政学研究科住居学専攻
- 平 野 恵 理 同上

(オブザーバー)

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

なお、国立教育政策研究所においては、次の関係官が報告書の作成に当たった。

- 新保幸一 文教施設研究センター長 (H24.1.5まで)
齋藤福栄 文教施設研究センター長 (H24.1.6から)
齋藤禎美 文教施設研究センター総括研究官 (H23.3.31まで)
新保昌人 文教施設研究センター総括研究官 (H23.4.1から)



本報告書に関する問合せ先

国立教育政策研究所 文教施設研究センター
〒100-8951 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
電話 03-6733-6992

ホームページ : <http://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/hoikusyo.pdf>